刑政第51巻第5号 矯正図書館

# 刑政

第五十一卷　五月號　第五號


刑務官の資格（卷頭言）　日沖憲郎　二
操行、責任、意志の採點に於ける一つの心構に就て　高瀬安貞　四
未決勾留の行刑的意義（完）　公文彪一　四
明治監獄年譜（十四）　辻敬助　三
革新せられたるドイツ少年犯人の刑罰執行に就て（下）　R・ジーフェルツ　三八
資料
滿洲國監獄法施行規則（全文）　四八
各國在監員數統計　六四
彙報
各區武道會狀況　六七
故谷田三郎先生葬儀狀況　七三


財團法人 刑務協會發行

矯正図書館

第四區　優勝劍道高知柔道大阪

第三區　優勝劍道三重柔道岡崎

第一區　優勝劍道網走柔道宮城

第五區　優勝劍道鹿兒島柔道長崎

各區の武道會記念寫眞集

刑政第51巻第5号

矯正図書館

# 刑政

五月號

第五十一卷
第五號

矯正図書館

# 刑務官の資格

本年五月十六日より數日に亙つてフロレンスに開催さるべき國際刑法及刑務會議はその議題の一つとして刑務官の職業教育に關する小委員會の最終報告を上程することになつてゐる。そこで我が行刑局もその際の議題たるべき準備案の送付を受けてゐるのである。刑務官の職業教育といふも、問題は深く刑務官の使命と從つてまた刑務官たるべき者に要請される資格に根ざしてゐる。來るべき此會議においていかなる確定案を得ることになるか、それは行刑に關心をもつ者の齊しく注目するところであらう。

筆者は此欄において行刑の成績は制度にあらずしてこれを運用する人の如何にあることを重ねて述べたのであつた。宜なるかな、本準備案も先づ冒頭にあつてこれに言及してゐるのである。その趣旨に曰はく、現行行刑制度の如何を問はずすべての國を通じて刑務官教育はかの行刑法規の整備とか乃至は行刑建築の發達とかにもまして重要な問題である。刑務所内の各種の事務に携はる職員の任務はもはや收容者を誠實に戒護することのみに限られるものではなくして、その人格とその行爲とによつて收容者をできるだけ教化するといふ義務を含まねばならぬ。しかるに他のいかなる要素にもまして最後に收容者に對する拘禁の效果を擧げる刑務所のモラルといふものは、職員の精神と態度と活動とによる潑剌たる氣運に影響されるものなのであると。



私は想起する。嘗て一九三〇年の國際刑法及刑務委員會のプラーグ會議において刑務官の教育に關する問題が取り上げられたとき、イギリスの代表アレクサンダー・ペーターソンの報告中に述べられた言葉がある。もし行刑が收容者を監視することを唯一の目的とするならば、強制手段が規律の手段たることに甘んずるとするならば、刑務官の最も大事な資格は戒護の肉體力に存するわけである。さうとしたら、刑務官の銓衡に當つては丁度街のお内儀(かみ)が目方で肉を買ふやうに候補者を比較してそのサービスを買へば十分なのであるといふ一見奇警に似たる說が首肯されることになる。

しかしながら行刑の近代的理想は斷じて斯くのごときものではない。それは收容者を教化して勤勉と誠實の良習を培ひ善良なる國民に復歸させることにあらねばならぬことは改めて說くを須ひない。果して然らば私は前述の準備案に贊して刑務官たるべき者の資格を次ぎのごとく要請することができるのである。刑務官は單に教養をもつばかりでなく、普通人には見られぬ人格力を兼備しなければならぬ。すなはち、叡智と善良な性格と寛大にして且つ冷靜な心情を有すると同時に、懇切で慈悲深くしかも情に溺れざる毅然たる態度を持し、人心を察するところ敏に批判するところ瞭かに、事務に練達し規律を維持するとともに自らもまた規律に服し得る底の人でなければならぬ。一言以てこれを蔽へば、およそ刑務官たる者はことごとくその一切の行爲においてあらゆる觀點から能く收容者に範たるべき覺悟がなければならぬのである。

昭和十三年四月下浣

日沖憲郎

矯正図書館

# 操行、責任、意志の採點に於ける一つの心構に就て

高瀨安貞

一　序
二　品等法の意味
三　品等目標
四　品等採點法
五　品等に際しての注意事項

## 一

我行刑累進處遇令は第五條に於て、新入受刑者の人格を考査し、分類處遇すべきことを規定した。更に現代の行刑が犯罪者を社會より隔離すると同時に、一方國家の有爲なる一員としての人格にまで再教育すべき責務を有する以上、その對象たる個々の受刑者の人格に關し、深き認識を必要とするために、第九條に於て科學的知識を基礎として精査すべきことを規定した。然るに我國に於ける行刑の實踐に於て、此の點に關しては、遺憾ながら科學的原始狀態にあると言つて決して過言ではない。從つて人格考査の科學的方法、受刑者の分類及その取扱法の論究を第一に必要とするのであるが、これに就ては他日にその機會を求めたい。



今新入時に於ける人格考査が或程度行はれたとしても、それを一度限りで放つて置いては何にもならない。人格は發展するものであり、變化するものであり、適當なる教育處遇を施行すれば、よりよき姿をとり得るといふ豫想の下に、行刑も教育たり得るのである。從つて受刑經過中に於ても、或方面の考査は常に反復し、その方面の變化を常に見逃がさない樣にしなければ、人格考査の教育的意味はなくなるのである。

こゝに累進處遇令は受刑期間中に於ける受刑者の人格の絶えざる觀察を規定した。卽第二十三條に於て、「操行の良否」「責任觀念及意志の强弱」を絶えず觀察し、その變化發展を採點し、その得點によつて累進を決定すべきことを規定したのである。而して累進處遇令の生命は累進の妥當なる決定にあると言ひ得る。從つて行刑成績採點法の良否は累進處遇令に於て最も重要なる問題となる。併し既に寺光典獄補が論ぜられた諸點[註一]、更に又累犯者と初犯者との採點標準を同一にすべきや否や、一級累進者の制限に對する方法等々、此の問題に關する多くの實踐的惱みに就ては、今は觸れない。こゝでは只、實際の採點者に必要な一つの心構に關する參考を提供したいと思ふのである。これに關し嘗て府中刑務所職員會に於て刊行されたる拙著パンフレット[註二]に於て多少論述したこともあるが、最近中尾秋田刑務所長の依賴により、同所の累進準備委員の座談會に於て說述したるところ、熱心なる論議を見たので、こゝにいさゝか稿を改めて、直接累進準備委員の任に當らるゝ刑務官諸氏に論究の緖を提供することが出來れば幸と思ふのである。

註一　寺光忠氏「責任・意志と操行と」刑政第四七卷、第十一號

註二　拙著「行刑心理學概要」一九四頁以下

## 二

凡て我々の精神のはたらきは動作の形で表現せられるものであるから、その動作の姿や形によつて、或程度客觀的

に理解出來るものである。而もその動作が數量的に現はされるものがある。例へば智能や性能のやうなはたらきは、個人に一定條件の下に智能的、或は性能的作業を行はせ、その要した時間、或は作業した分量を一般人の標準尺度と比較することによつて、その個人の智能、或は性能の優劣を比較的精密なる數量によつて現はすことが出來る。かくの如く精神のはたらきが數量的に現はされた時に、それを測定といふ。現代の心理學は人間の智能或は性能のはたらきを、檢査法によつて、比較的精確に測定することが出來るやうになつたのである。

けれども我々は精神のはたらきが客觀化された動作は必ずしも常に數量的に測定せられるものではない。情意的特性や性格の判定や複雜な能力、例へば技能のやうなもの、檢定には上述の如き測定法は適用し難い。勿論現今の心理學では情意方面の特徴を檢査する方法も研究せられてゐるけれども、未だ信頼出來るものはない。從つてさういふ方面の個性鑑別には普通觀察法が行はれてゐる。

觀察の結果は善い、惡い、うまい、まづいといふ樣な性質的な言葉で現はされる。けれ共、出來るならば觀察の結果をも或程度數量的に現はしたいものである。現今の心理學の發達した理由の一つは人間の精神の測定といふことが行はれる樣になつたからである。從つて觀察の結果も數量的に取扱つて、見らるべき特徴相互間の關係なども明確に定められる樣にしたいものである。實際に善い、惡い、うまい、まづいといつても、そこに程度の差がある。そこでその程度の差を段階的に、或は數量的に現はさうと試みられた。之を品等法といふのである。

## 三

次に品等法の具體的方法を述べる前に、品等すべき目標をどこに置くかを明かにしなければならない。

觀察品等すべき個性の特徴をどの點に置かるべきかは、その目的によつて定まるのである。累進處遇令第二十三條



乙ノ一　責任觀念及意志强弱觀察表

| 觀察項目 | | 觀察場面 | 所見例 |
|---|---|---|---|
| イ | 守命 違命 | 命令ヲ與ヘラレタル場面 | (良例)(喜ンデ引受ケル。言付通リ間違ナクキチント片付ケル。マカシテモ信用出來ル)<br>(不良例)(成ルタケ責任アル仕事ハ避ケル。ヤリツ放シ。ゴマカス。信用出來ヌ) |
| ロ | 正直 不正直 | 過失ノ場面 | (良例)(過失ハ申出ル。進ンデ責任ヲ負フ。決シテ言譁ハセヌ)<br>(不良例)(隠立スル。嘘ヲツク。他人ニ轉嫁スル。言譁スル) |
| ハ | 叮嚀 粗放 | 物品ヲ取扱フ場面 | (良例)(支給品。道具。材料。殊ニ共用物品ヲ叮嚀大切ニスル)<br>(不良例)(亂暴ニ粗末ニ取扱フ) |
| ニ | 持久 易倦 | 作業スル時ノ場面 | (良例)(鈍重ノヤウデモ仕事ニムラガナク粘リ强ク。捗マズ仕事ヲツヾケル)<br>(不良例)(スグ氣ガ散ル。小才ハキクガ紛氣。熱シ易ク冷メ易イ。スグ轉業ヲ願出ル) |
| ホ | 忍耐 安逸 | 病氣、怪我ナドノ場面 | (良例)(體ノ具合ガ惡クテモ辛抱シテヤルベキコトハヤル。辛抱强イ)<br>(不良例)(些細ノコトヲ大袈裟ニ言ヒ夫ヲ口實ニ怠ケ。言譁シ轉業ヲ申出ル) |
| ヘ | 實直 浮薄 | 誘惑ニ對スル場面 | (良例)(實質。抑制心强ク。行動ニ陰陽ナクシツカリシテ誘惑ニノセラレヌ)<br>(不良例)(薄付ナク輕率デスグ附和雷同スル。温順デモ誘惑ヲ斥ケル勇氣ガナイ) |

乙ノ二　操行觀察表

| 觀察項目 | | 觀察場面 | 所見例 |
|---|---|---|---|
| イ | 敬愛 不遜 | 上長及他囚ニ對スル態度 | (良例)(禮儀正シク。尊敬心アリ。感謝ノ情厚ク。他囚ニ愛情アリ。)<br>(不良例)(不行儀。不遜。上長。他囚ヲ輕視スル風アリ。感謝ノ念乏シ) |
| ロ | 勤勉 怠惰 | 作業其他ノ勤勞ニ對スル態度 | (良例)(表裏ナク精一杯ニ働ク)<br>(不良例)(骨惜ミスル。陰デ油ヲウル。怠ケ勝チ) |
| ハ | 規律 放逸 | 房内又ハ工場ニ於ケル態度 | (良例)(規定通リキチキチ物事ヲヤル。房内ヲヨク整頓スル)<br>(不良例)(ダラシナイ。規律ニ從ハナイ。ヨク反則スル) |
| ニ | 從順 强情 | 指圖ヤ訓戒ヲ受ケル時ノ態度 | (良例)(温和シク言ハレタ通リニヤル。氣持ヨクヤリ直ス)<br>(不良例)(遂々スル。スネル。我ヲ通ス。意地ヲハル) |
| ホ | 隱忍 短氣 | 他囚ノ言動ニ對スル態度 | (良例)(不快ナ感情ヲヨク自制シ隱忍自重スル)<br>(不良例)(易怒。自制心ガ乏シクスグ粗暴ナ言動ニ出ル) |
| ヘ | 純正 猜疑 | 物品食物ナド給與サレル時ノ態度 | (良例)(素直ニ與ヘタモノデ滿足スル)<br>(不良例)(ヒネクレル。ヒガム。不平バカリ言フ) |

矯正図書館

はその目標を規定して、一、作業ノ勉否並ニ其成績、二、操行ノ良否、三、責任觀念及意志ノ强弱を擧げてゐる。

處が作業成績は別として、操行と言ひ、責任觀念、意志の强弱と言つても、甚だ茫漠として捕へるに困難であり、その品等は極めて個人的、主觀的評價に終つてしまはざるを得ない。勿論多くの刑務所に於ては、例へば一法令遵守ノ思念」「道義觀念」「正義ノ念」「報恩ノ念」等々を列擧して、操行、責任及意志の內容を規定しようとはしてゐる。併し道德は單なる思想ではなくして、行爲でなければならない。上の如き抽象的なる概念を如何に列擧しても、個人の特性の品等目標として茫漠たることには少しも變りないのである。そこで此の品等評點に際して、出來るだけ主觀的、個人的評價を統制し、容易に、且つ合理的ならしめるために、操行や責任觀念及意志の强弱を日常生活中に於て具體的に表現する典型的な若干の特性を定め、その點に就て觀察品等を行ふ樣にしなければならない。かゝる考想の下に嘗て私が作製した府中刑務所に於ける操行並びに責任・意志觀察表を例示しよう。(前頁參照)[註三]

表乙ノ一に於けるニ、ホ、ヘ、は意志薄弱者の性格特徵を表はすものである。觀察の各項目に就て、殊に責任觀念に關する項目に就ては色々問題があらう。論究を期待したい。此等の特徵は日常生活に於ける具體的な場面に於て現はれる。そこで各特徵の最も觀察され易い場面を示し、更により具體的なる事例を敍述して、各項目の內容を明確にし、觀察品等が出來るだけ個人的、主觀的傾向を帶びない樣にしたのである。

註三　寺光忠氏　前揭

## 四

上述の如き各項目に就て、受刑者の日常を比較觀察してゐると、そこに必ず善い、惡い、良、不良、の程度の差が見えて來る。例へば或者は上長に對して相當の敬意を拂ふし、他囚との折合は普通以上である。非常におとなしく、



言付はよく素直に從ふ。併し仕事には大したことはないがやり放しの所がある。大したことなささうなのに、すぐ體の具合が惡いと言つて診察を願つたりする。上長の言付をよくきくのはよいが、他囚の誘惑にも從順ですぐ乘つてしまふ。大體この樣な特徵が見られたとする。此の場合には表の如く、操行觀察表のイは稍良、ニは良であり、責任及意志觀察表のイは普通であり、ホは不良であり、ヘは稍不良であるといふ風に、各項目に就て良、稍良、普通、稍不良、不良などと、觀察の結果を段階的に表はすことが出來るのである。此の方法を品等尺度法といふのである。

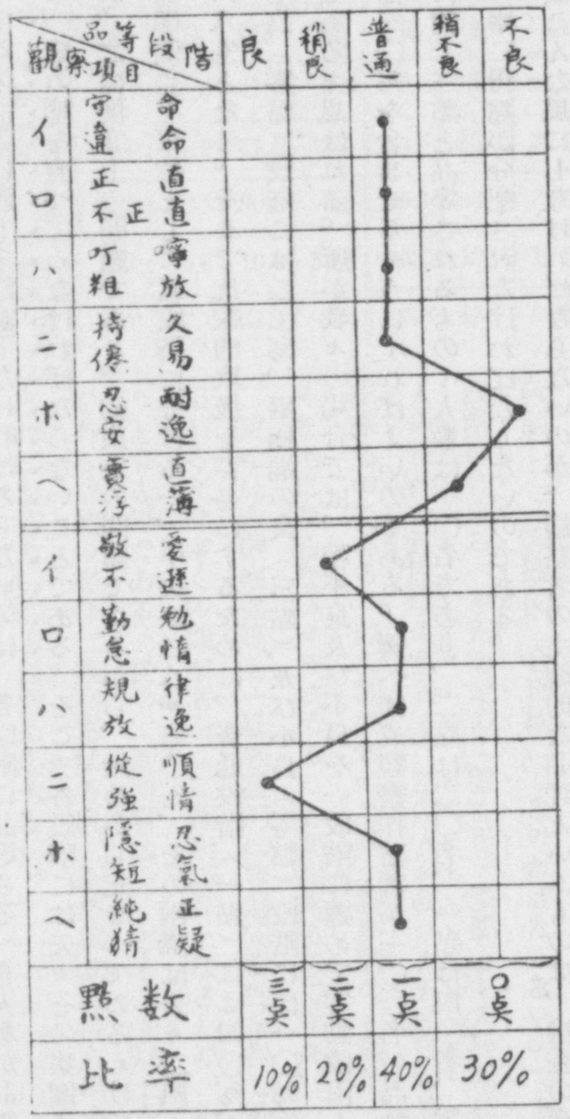


此の段階は良、普通、不良の樣に三つ位にも出來るし、もつと細かく、七段階でも、十段階にでも、分けられる。差異を精密に求める上から言へば、多數段階を分てば分つ程よいのである。けれども、觀察法で段階をわける場合に、あまり段階の數が多いと觀察の結果の評定を全段階に亙つて適當に當篏めることが非常に困難になつて來る。そのため段階を使用する範圍に個人的な主觀的な偏りが生じて、段階數の少ない時に比較して却つて誤りが多くなる。

矯正図書館

それではいくら段階を精密に分けて見ても意味をなさない。從來の經驗からいふと、五段階か七段階が適當だと言はれてゐる。

所で累進處遇令によると、操行の良否、及び責任觀念並に意志の强弱の得點の最高を三點と規定してある。そこで品等段階良を三點、稍良を二點、普通を一點、而して稍不良及び不良を零點とすればよい。

こゝでこの品等に際して注意しなければならないのは、各段階に品等さるべき人數が品等さるべき集團の全人數に對して一定の率を有つてゐなければならないことである。そこで各段階には夫々その集團の何パーセントを置いたらよいか。之は便宜上の問題であり、約束上の問題であるから、始めから定まつてゐるわけではない。例へば統計學的に一標準偏差を單位として五段階に分けると、中央は三八・三〇%、その兩隣は夫々二四・一七%、兩極端は夫々六、六八%となる。そこで比較的取扱を容易にするために、普通段階（一點）には四〇%、その兩隣の稍良（二點）及稍不良（零點）段階には二〇%、兩極端の良（三點）、及び不良（零點）段階には一〇%宛を含ませることにすれば適當であると思はれる。所が我々の場合では、稍不良及び不良を一段階に纏めて零點段階とする故に、零點段階に對しては三〇%を含ませるやうにすればよいのである。例へば或觀察採點者が一〇〇名の品評を擔當するとすれば、項目イに對し三點と品等されるものゝ人數は一〇名であり、二點は二〇名、一點は四〇名、零點は三〇名といふ風に、一定の率に得點が分配されなければならないのである。

何故こんな風にしなければならないのか。觀察者の主觀的な品評といふものは、檢査の應答結果を客觀的に測定する場合と非常に異つて、個人的な偏差が非常に大きくなり易いものである。それを少しでも客觀的なものに近づけようとして上の樣な手段を採るのである。若しこの約束がないといふと、ある人はすべての評點を二點或は一點に集めてしまつて三點や零點は殆ど用ひないといふやうになるであらう。此に反して或人は比較的多數のものを三點或は零



點に品評する。今實例を示すために、嘗て府中刑務所に於ける南部第一工場の收容者に對する或月の點數分布を各採點擔當者別に調べて見たことがある。上の表がそれである。この表で明なる如く、品評は全然主觀的の偏頗に陷り易い危險があるのである。併し行刑に於ける成績の品評は極めて公平なることを必要とする。從つて、その成績を決定するための採點法は出來るだけ主觀的偏頗を統制して、客觀的、合理的にしなければならないのである。それで上述の樣に各段階に含まるべき%を定めて置くと、漠然とした段階に明確な意義を與へ、甲の人の使つた五段階の意義も、乙の人が使つた五段階の意義も同じだといふことが出來るのである。卽ち觀察者の品評が觀察者の主觀的、個人的任意によつて、まちまちにならないやうにすることが出來るのである。

| | 操行 | | | | 責任及意志 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0點 | 1點 | 2點 | 3點 | 0點 | 1點 | 2點 | 3點 |
| 擔當看守 | 0.7 | 45.5 | 47.0 | 6.8 | 0.8 | 74.2 | 22.0 | 3.0 |
| 看守部長 | 3.0 | 37.9 | 51.5 | 7.6 | 23.5 | 55.3 | 20.5 | 0.7 |
| 教誨師 | 2.3 | 62.1 | 30.3 | 5.3 | 6.1 | 64.4 | 26.5 | 3.0 |
| 作業技手 | 25.0 | 10.6 | 10.6 | 53.8 | 25.0 | 10.6 | 10.6 | 53.8 |
| 管區長 | 0.8 | 37.1 | 54.4 | 7.6 | 0.8 | 43.9 | 50.8 | 4.5 |

更に此の觀察品等を一層客觀的に普遍妥當性を得しめるために、同一人に對し出來るだけ多くの觀察者をして觀察品等をなさしめ、その衆評の歸する所を見ようとするのである。從つて觀察者は少くとも三人以上を必要とし、多い程よいのである。此の場合、觀察者は各自、全然獨立に自ら信ずる所によつて品等づけなければならないことは言ふ迄もない。

觀察品評の結果は各觀察表に於て、各項目の得點の總和を六にて除し、各觀察者の品等平均點を算出し、更に同一人に對する數觀察者の平均點數を更に平均した得點をその個人の消却點數とするのが原則でなければならない。併しかゝる方法は事務繁忙なる刑務官にはあまり煩瑣に過ぎると言ふ非難があるであらう。勿論經驗を積めば、各項目一つ〳〵採點せずとも、操行又は責任・意志の全體的品評を比較的正確になし得る

矯正図書館

であらふ。併し各項目の平均點算出の勞を省くにしても、それでも各個人に於て各項目のどの點にどの程度優れ、或は劣るかを輪廓(プロフィール)的に表現することは極めて重要である。何となれば、それにより全體的品等を一層正確に決定する基礎たらしめ得るし、又收容者の自己の得點に對する不滿、抗議を納得せしめ得る資料たらしめることも出來、更に又行刑經過中の變化を一目瞭然たらしめ得るからである。

又或擔當工場又は集團が他の工場又は集團より比較的に善良なるもの、或は不良なるものが選擇されてゐる樣なことがあり得るのであるが、かゝる場合には前述の各品等段階の分布率を適當に協定して置けばよいのである。例へば或工場は三點二〇%、二點三〇%、一點四〇%、零點一〇%に、或集團に於ては三點零%、二點二〇%、一點四〇%、零點四〇%等の樣にすればよい。

更に品等をより容易に、且つ客觀性を得しめるためには、各段階を代表する一定の收容者を定めて、品評せんとする個人をその代表的人物と比較し、その優劣の程度により適當な段階點數を與へる樣にすれば一層よいのである。

## 五

以上人物品評に際しての一つの心構を述べたのであるが、更に二三の注意事項を列擧してこの稿を終りたい。

先づ、身上表の記述を讀み、擔當受刑者の個性の大體を理解して置くこと。

評定者は平素觀察すべき各個人の言動を些細な點までよく注意して觀察し、評定の基礎を固める樣心懸けること。

評定者は必ず評定者各自が自分の立場から獨立に獨自の判斷をしなければならない。

評定者は機會ある毎に受刑者の經歷の詳細を調査し、彼等の性格の歷史的發達との聯關に於て、現在の性格特徴を



觀察し、單なる現象的言動に眩惑されて、眞の人格型を見誤らない樣にしなければならない。

性格は生活の緊張場面に於て最もよく現れる。例へば喧嘩の場面、叱責された場面などに於て特にその態度、行動を觀察せねばならぬ。

作業成績と勉否とは必ずしも一致しないものである。精神的能力に惠まれないものは渾心の努力に拘らず、能力優秀なるものゝ不熱心なる作業量にも及ばないことがある。累進處遇令の此の切角の洞察を滅却してはならない。

採點が單なる事務的、形式的にならない樣に注意しなければならない。形式化は累進處遇の大敵である。

評定者は決して色眼鏡で見たり、私情を交へたりして居ないことを、常に反省すべきである。

少しでも變つた癖、變つた言動が認められた場合には詳しく、ありの儘の事實を記載して置くべきである。累進處遇令第十一條は受刑期間全體を通じてさうありたい。

觀察品評の確かさに就ては評定者は必ず自ら內省する必要がある。而して確かなるものと不確なるものとは必ず記錄票に印すべきである。

矯正図書館

# 未決勾留の行刑的意義（二・完）

公文彪

一　はしがき
二　未決勾留の意義
三　未決勾留の弊害
四　自由刑執行との聯關的考察（以上前號）
五　未決の行刑的處遇
　（イ）作業
　（ロ）教誨
六　被告人の家庭の保護
七　むすび

## 五　未決勾留の行刑的處遇

刑事被告人に對する行刑的處遇と云ふも、もとより教化的方法を採り容れるに當つては、その拘禁の目的上、極端なる强制的性質を帶び、或はそれが裁判審理に有害なる影響を與ふることは許されないのは勿論ではあるが、その拘禁に依る肉體的・精神的苦痛を除去し、可能なる限り精神狀態を平靜に保たしめ、自己省察の機緣を與へ進んで更生



への希望を萠芽せしむる方向に導かんがための方策が講ぜられなければならぬ。彼を犯罪者なりとの嫌疑の下に國家が拘禁した以上、斯る方策を求むる事は亦國家の責任である。今日に於ては未決勾留は教化手段としての作業を强制せず、教誨をも强制せざる代りに、怠惰と妄想とを强制してゐる。而もこのことは未決勾留を刑事訴訟法上の制度としてのみ考察する場合に於ける論理的な歸結であつたのである。斯る歸結が到底承服し難いことに就ては既述した通りであつて、玆には最も顯著な教化方法として、作業及教誨に就て考へたい。

### （イ）作業

我監獄法はその第二十六條に所謂請願作業を認めてゐる。假令この規程が刑事政策的觀察の下に於ては消極的であらうとも、私は既に三十年の昔に於ても、無作業が如何に害多きものであるかが認められ、幾分なりともそれを緩和せんとしたものであると觀て多少滿足したい。乍然實際的にこの規定を積極的に運用する事に依つて、作業の高き教化價値までも所期せられてゐたか如何かは疑問である。それは自由刑たる禁錮拘留までが一把にこの規定の中に在る事に依つても、積極的に解する餘地がないと信ずる。

よしんば、作業の教化價値までは未だ意識せられなかつたにもせよ、「作業强制の消極的價値」――無作業の弊害（森山博士・「刑務作業に關する教化的考察」第一四頁、行刑論集）は、特に今日の未決勾留に於て高く評價さるべきである。同じく作業强制を認められない禁錮・拘留にあつても、それが甚しく短期刑でない限り、其等の受刑者にして作業に就かない者は、却つて極めて異例であるといふ今日の實狀に觀れば、無作業の弊害に就き考慮する事は未決勾留に於てこそ甫めて實際的意義があるのである。未決勾留に於ける無作業の害が如何に顯れてゐるかは嚮に述べたから、玆では最早多く觸れない。

では次に作業强制の有する積極的價値（前掲森山博士の用語）即ち教化價値は、未決勾留に於ては高く評價される

餘地がないであらうか。實際の示す處に依れば勾留されたる刑事被告人の約半數は累犯者である（本文第四項參照）。勞働に對する規律的習慣を持たぬ彼等に對しては、瞬時と雖も怠惰を許すべきではない。未決生活の實際を觀るも、彼等は金のある間は高い辨當や間食物の購求に餘念無く、甚しきは差入金品の尠いことを家族に對して恨みまじりに訴ふる者さへある。成程爾後數ヶ月乃至數年間味ふことの出來ぬ末梢的な愉樂に對する執着であるとも云ひ得ようが、事茲に至つた自らの不行跡に就ては彼等は誠に反省を惜しむのである。彼等は亦殆んど作業に就かんとする希望を起さない（反對に初犯者には就業希望者が多い）。作業種目の貧弱且單調の故でもあるが、本來勞働意慾の缺除に基因するものであつて、斯る種類の犯罪者に對してまでも一律に無爲と怠惰とを强制しつゝある未決勾留は、刑事政策の外に立つて超然と思辨を誇つてゐるものであると謂はねばならぬ。

勞働に對する現代の社會觀念を以つてしては、或は刑事被告人に對し一律に作業を賦課することは未だ尙早の感を免れずとしても、尠くとも、前述の如き勞働嫌忌的傾向の明瞭な常習的・職業的犯罪者に對し、勞働に對する規律的習慣の涵養を意圖する方策の採られなければならぬ事は論議の餘地がないと信ずる。この意味に於て我監獄法第二十六條は猶發展すべき將來を遺してゐると謂ひ得るであらう。

猶又、既述の如き方針の下に請願作業を實際的に運用すべく企圖するも、其處には極めて現行法上困難な問題が存する。作業賞與金計算の問題がそれである。作業强制は作業賞與金と結合して考へられる時に甫めて充分に其效果を期待し得ることは、今日異論を見ないところであるが、我監獄法施行規則第七十條に準據すれば、殆んどまる三ヶ月間就業したる後猶十五日以上の就業日數がなければ賞與金は計算する事が出來ないのである。然るに刑事被告人の在監日數は一月以內が三二・三%內外、一月以上五十日以內が三〇%內外、五十日以上が三三%前後であると見られるが、然らば刑事被告人の請願作業は作業賞與金とは殆んど沒交渉なのである（もとより短期受刑者に就ても然り）。



從つて被告人の作業は實際上高々隙つぶし程度の意味しか有せぬ結果になる。更に拘禁の性質上一定場所に多數を集合せしむる事の不可能、器具使用上の重大な制限、裁判審理の都合に依る制約等のため、作業種目は精々家內手工業的なものゝ一部に限られる結果は現行賞與金計算方法に依れば、最低給與額一月二十錢を得るに過ぎないであらう。然るにも不拘施行規則第七十七條に曰く、「作業賞與金計算高ヲ有スル刑事被告人其父・母・妻又ハ子ノ扶助其他正當ノ費用ヲ要スル場合ニ於テハ情狀ニ因リ在監中ト雖モ之ニ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得」と。蓋し空文の典型的なるものではあるまいか。斯る規定がありながら葉書一枚買へぬ被告人の在る事を眼前に見てきた私には、空文と稱することの過言ではない事を確信させられるのである。

立法的に遲れた是等の諸規定が早晩改正される時運に到るであらうことは、昭和六年刑務所長會同に於ける諮問「作業賞與金計算方法ヲ改ムルノ要ナキヤ」に對し、「入所後就業日ノ全部ヲ通ジテ賞與金ヲ計算スルコト」と謂ふ答申が爲されてゐることに依つても想像される。又森山博士は「作業賞與金は受刑と同時又はその直後より其計算を爲すべく、單に短期刑たるの故を以て計算を爲さゞるは不合理である。此の點に於てわが監獄法施行規則第七十條は遺憾な點が多い」と述べられてゐる（前揭行刑論集三〇〇頁）。

以上諸種の法規上の制約が存在し、且拘禁の性質上の諸制約を受け被告人の作業を經營するには極めて困難が多い。乍然經營の難易は、作業の價値性自體をも否定し得るものでなく、實際家の工夫と努力が一段と要求せられるに過ぎないであらう。

（四）教　誨

矯正図書館

教誨に就ても我監獄法は亦消極的態度を採つてゐる。即ちその第二十九條に曰く「受刑者ニハ教誨ヲ施スヘシ其他ノ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得」と。然し行刑當局の方針は反之可成積極的であることは、昭和七年五月行刑局長通牒行甲第八九九號「刑事被告人ニ對スル教誨施行ノ件」に於て窺はれる。その要旨は、從來被告人より進んで教誨を請ふ場合は極めて尠く、從つて教誨施行は、殆ど行はれざる實狀にあり、之は規定の趣旨を被告人に於て承知せぬ結果でもあるが、刑事被告人に對する教誨の施行は其效果に於て受刑者に對するそれとの比ではない、依つて充分教誨の機會を與へ教化上の效果を擧ぐべきであるとされてゐる。

德性を涵養することが未決勾留に於て消極的であつてよいと云ふ理由は毫もない。右の通牒は未決拘禁者に對する國家の教化的責任を當局が積極的に認めてゐることの證左として甚だ意を强くするに足るものである。

既述の如く未決拘禁に於ける作業は諸種の困難が伴ひ、今直ちに作業の教化的效果をまで所期し得ざる結果、教誨の比重は益々增大せざるを得ない。而て特に宗教教誨の重要なる事は疑ひない。作業に多くの時間を費し且集團生活を本則とする受刑者に於てより、寧ろ未決拘禁に於てこそ、宗教教誨が其本然の姿に於て役割を果し得るものと謂ひ得るであらう。從來個々の教誨師に對する潛在的な不信任が、假令教誨そのものまでは否定せずとしても、其概念を甚しく擴張し殆んど宗教的基調を抹殺しかねまじき論を生ぜしめたことは爭へぬ處である。だが宗教家たる個々の教誨師が偶々工夫と精進の足らざるため教誨が形式に流れ、或は所謂お說教化しつゝある場合を捉へ其無力を唱へ、惹て教誨から宗教的基調を抹殺し去らんとするは些か斜視的である。

或は亦教誨を宗教的教誨と、心理學的・教育學的な方法に依る社會教育的教誨とに分つて、特に後者の優位を强調する者も多いのであるが、餘りに現象形態に捉はれた分類癖を發揮するのは實際的意義に乏しいと信ずる。

宗教は本來其自身社會的所產であつて、この世界以外のものではないこと勿論である。成程我戰國時代以後宗教家



が深山幽谷に逃れ、所謂山嶽宗教時代を現出し、哲學的に深く堀下げられた代りに、民衆には、僅かに儀式の維持者としての職業的僧侶に依つてのみ交渉を持つに過ぎない時代が續いたけれ共、一宗一派の祖師先覺者の歩んだ道は必ず巷であり、彼等が道を說くに當つても必ず社會教育的な方法に據つたし、お說教は徒らな經文の講義ではなく極めて實踐的な意義を有したことは、歷史の示す處である。或る一定の時代の政治的又は經濟的な壓力に依る宗教の偏倚的傾向をそのまま宗教本來のものと觀念するは危險である。宗教教誨を輕視する今日の傾向も恐らく斯る危險を冒してゐるものではあるまいか。遮莫、私は未決拘禁に於てこそ、宗教を基調として爲される教誨を高く評價するものである。他人の言說に何等かの啓示を求めんとし、先人の偉業聖跡に何等かの感奮を獲んとし、更に宗教に聽かんと欲する者は、みな心中空虛・不安・焦燥ある時に最强く切實である。明るい明日を期待し得る者には、反省の思念乏しいことは經驗的事實でもある。

刑事被告人が其判決確定迄に經驗する不安・焦燥・空虛・懊惱・寂寥等は受刑者のそれ等に比すべくもない。明日への期待なく、終日居坐する時、人間の思考は勢ひ迷路に踏み入らざるを得ない。そして被告人は寔に、單なる人の言葉にさへも餓ゑてゐるのである。この荒涼たる雰圍氣こそ宗教教誨の絕好の機會でなければならない。にも不拘當局をして「刑事被告人ニ對スル教誨ハ殆ド行ハレサル模樣」（前揭通牒）であると謂はしめ、又其前年昭和六年の刑務所長會同に於ては、個人教誨の重要性を强調し、教誨師をして努めて獨房を訪問せしむべき旨が注意せられてゐる。之は從來單に綺麗事に終始しようとする教誨師一般の傾向を指摘したものとして特に記憶したいと思ふ。

（附記）猶監獄法第三十條に依れば、十八歲未滿の少年受刑者及其他の特に必要ありと認むる者には教育を施すべき旨が規定されて居り、昭和八年九月――司法省訓令、――少年行刑教育令に基き少年刑務所では極めて組織的に、教育を授けつゝあるが、刑事被告人の教育に就ては我監獄法は何等規定する處がない。もとより少年の勾留は稀な場

矯正図書館

合（少年法第六十七條）であるとしても、何等の規定も存せざることは明らかに法の不備と謂ふべく、刑事被告人の教育も、受刑者のそれと區別し、特に消極的に考ふる理由は毫も無い。

又看讀書籍・レコード・ラヂオ等を教化の充實のため極度に利用すべき點に就ても記すべきであるが、此處數年來當局に於ても多大の關心を拂はれてゐるから、今は唯斯る教化手段が、刑事被告人にとつては、其拘禁狀態よりして一層效果的であるが故に、單に受刑者に隨伴的にのみ考慮せらるゝに止まらず、特に刑事被告人を對象としても考慮せられんことを希望するに留める。

## 六　被告人の家庭の保護

昭和十一年秋行刑當局は、收容せられたる被告人の身上竝家庭保護のために、市谷刑務所に保護相談部を設け、專任の看守長を配置し之に當らしめることゝしたのであつた。當時右の施設は世間からも相當好感と期待を以て迎へられたことであつたが、爾來既に一年有餘を經過し、實績亦良好なるものあり、其他の各所にも設けらるゝ機運となつてゐる。

曾つて數十年の長い間、被告人の教化のため盡された藤井惠照先生は「受刑者に對する保護の手は釋放の時から開始されるのでは、機宜を逸することが多い。宜しく受刑中より更に未決拘禁中より着手されねばならぬ。」（法曹會雜誌第十五卷第十號）と述べられてゐる。

而して被保護者と何等精神的聯繫を求むることなき單なる職業紹介のみを以てしては保護は充分ではない。卽ち直接釋放者自身の就職機會の獲得や、善行保持に對する配慮のみを以てしては不充分である。更にその家庭の保護卽ち



家庭の維持・建設・家族の厚生までが同時に考慮せられる時に、始めて保護の效果は充實するであらう。この家庭に對する配慮は既に未決拘禁中より爲されねばならぬのである。收容者の家庭が精神的には勿論、經濟的にも其支柱を喪つて一大衝擊を受け、崩壞離散の危機に瀕するのは、刑が確定した時からでなく、實はそれ以前檢擧より未決拘禁中に於てゞある。吾々が被告人の接見に立會し或は書信の檢閲に從事して常に痛感されるのは正木先生の次の言葉である。「働き手としての夫を繫がれた妻が、許されて接見を爲し得た其瞬間に於て、喰ふべきパンもないことを語つた時は、彼は果して改善のショックを受くるや、はた法律制度を呪ふや。洵に大きな皮肉である。」（刑政第四十四卷第一號卷頭言）

被告人が收容中如何にその家族の生活に對する憂悶を持つてゐるかに就ては先に述べたのであるが、その家族も亦、金品の差入・辯護料・接見のための往復に要する費用等の捻出に苦しんでゐるのである。彼等が果して囚はれの夫や父や子の身の上を憶ふ時、地獄の沙汰も金次第と云ふが如き感を抱くことなきか。芝居でなく、娘の身賣を聞いたのも私にとつて一再ではなかつたことである。不幸にして一時の雨宿りと賴むべき、親族知己をも求め難き家族は離散し行くの外はない。獄中に在つてこの有樣を見つゝ何等施す術なき彼等は、斯くて絶望の裡に判決を受けざるを得ないが、斯る絶望は第二の犯罪の萠芽でこそあれ、勇奮更生への決意を固めしむるには餘りにその打擊は大き過ぎるであらう。

玆に家族の崩壞離散を防ぎ、殘されたる子女を窮乏と墮落から、犯罪者自身を絶望觀から、脫出せしむることは亦、國家の責任として考へられなければならぬのである。

この意味で保護相談部の設立は、單に消極的な安全辨的存在と觀るには、その刑事政策的意義は餘に大きい。由來此種の施設には、其人を得ることが必要條件とされ、現に其任に在る友人諸君の苦心の程も偲ばれるところではあるが、個人の智慧才覺には限りがある。凡ゆる社會政策的機關なり團體なりとの緊密な聯絡を圖り、組織としての

矯正図書館

力を背景として持たぬ以上、徒らに看板の新しさのみ映ずる結果に終るであらう。今は唯、この施設の初期に當つて、經營の任にある方々の一層の研究に期待するものである。

## 七　むすび

最早結語と謂ふべく蛇足の感がないでもない。乍然第二項末尾に於て、拘置所の任務はしかく消極的なものに止つてよいであらうか、と言葉を殘して置いた。從來逃走と證據湮滅の防止を以つて、拘置所の目的であり、從つて具體的には自殺・逃走・通謀の防止卽ち完全なる拘禁を以て、拘置所の任務は充足せられるものと觀念されて來たのであつたが、私は更に旣述の如く、未決拘留に於ても猶、敎育改善と謂ふ、より高次の目標を置き、その敎育的管理の必要あることを主張し、而て之が未決拘禁の積極的な任務なりと解するものである。

若し然らずして、現狀の儘に處遇內容の貧困を寬容するとせんか、未決勾留はその拘禁自體が一種の拷問なりと稱し得ることをも甘んじて許容せねばならぬであらう。



# 明治監獄年譜（十四）

辻　敬助

## 明治三十八年

### 二月

(1) 看守制服を小倉服と爲す。政府は戰時經濟整調の爲、巡査、看守の絨服を初め各種官吏の制服を臨時小倉服に改めた。これを以ても當時尙長期交戰を豫想し、且如何に國力を賭しての戰であつたかゞ窺はれるのである。然るに其後海陸共に露國の大敗となり、此年十一月には早くも平和克復し、戰時經濟體制を解くに至りたるを以て、次期支給期よりは再び總て絨服の舊に復した。

(2) 女監取締に退隱料等を給す。巡査看守退隱料及遺族扶助料法中へ「女監取締」を追加せられ、女監取締に對し巡査看守同樣、退隱料、一時金、遺族扶助料等を給する事とし、尙巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令中にも「女監取締」を追加して、此の殊遇に均霑せしめた。

(3) 近畿地方各監獄の食量協定成る。京都、神戶、大阪及堀川の四監獄は、在監者に給與すべき食量等級を協定し、最多三合より最少一合に至る十一等に分つた。從來監獄費は永く地方費支辨たりし關係上、當時尙同一作業に對し甲乙監獄間其食量に著しき懸隔ありて、處遇上妥當を缺くのみならず惹て囚情にも影響する處尠からざりしを以て、此等四監獄は率先して之が協定を遂ぐるに至つたのである。司法省又夙に之が統一の必要を認め、此年六月典獄會議の議に付して、一氣に食量規程を設定せんとしたが、各監獄作業々種は頗る多種多樣なるのみならず、其施行方法又極めて複雜なるものありて、容易に之が適量を決定すること能はず、大正三年に至り漸く制

刑政第51巻第5号
矯正図書館

定の運びとなつた。

（4）京都監獄の作業督勵並作業時間延長。京都監獄に於ては作業督勵の方法として、作業成績に依り食量を增減することゝなし、科程八分以上者には普通食を給し、科程外一割以上特別勉勵者には一等を增給し、科程八分未滿者には一等、同五分未滿者には二等を減給した。之が爲作業成績は著しく向上するに至つたが、保健上並に敎化上非難の聲が高かつた。尙同監獄に於ては特に認可を得て作業時間を各月一時間宛延長し、橫濱監獄又三月以來囚人罷役還房後一時間、房內に於て役業に就かしむることゝし、巢鴨監獄は五月、科程並に料定工錢額を改正し、尙作業規程施行細則なるものを設け、作業督勵方法を改めたる爲、作業能率は著しく向上するに至つた。是等は各れも當時作業の經濟的經營を重視せる當局の意嚮を反映せるものにして、頗る注目に價する。

（5）橫濱監獄等の體操採用。橫濱監獄に於ては此月以來休憩時間を利用して柔軟體操を行はしめ、且六月に入り冷水浴を勵行し、靜岡監獄亦八月以來簡易なる兵式體操及深呼吸を行はしめたが、其結果は各れも健康上多大の効果ありしのみならず、兼て命令服從の觀念を養成し、紀律の訓練に裨益する處尠くなかつた。これ等は一般體育の尊重竝に歐米獄制の影響と見るべきであらう。

## 三月

（1）刑の執行猶豫制度の採用。刑の執行猶豫制度は、一八六九年北米合衆國ボストン市に於て行はれたるを嚆矢とするのであるが、我國に於ける本制度施行以來の成績は概ね左表の如くである。

○刑ノ執行猶豫人員累年比較

| 年次 | 猶豫ノ人員 | 前科アル者 | 百分率 | 取消人員 | 百分率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 明治三十八年 | 一、〇七一 | 不明 | 不明 | 三一 | 二・八九 |
| 明治三十九年 | 二、〇二六 | 不明 | 不明 | 一〇四 | 五・一三 |
| 明治四十年 | 三、二九八 | 不明 | 不明 | 一四五 | 四・四〇 |
| 明治四十一年 | 五、四五〇 | 不明 | 不明 | 二三三 | 四・二八 |
| 明治四十二年 | 七、九七八 | 二〇三 | 二・五四 | 二九九 | 三・七五 |
| 明治四十三年 | 九、二六四 | 一六二 | 一・七五 | 三二〇 | 三・四六 |
| 明治四十四年 | 九、八五一 | 一五六 | 一・五八 | 二九三 | 二・九七 |
| 明治四十五年 | 八、九六二 | 一七一 | 一・九一 | 四一八 | 四・六六 |
| 明治四十年 | 四八、六一一 | | | 四七、九〇二 | |
| 明治四十一年 | 四七、三一二 | | | 四六、九五一 | |
| 明治四十二年 | 五四、五九七 | | | 六三、五九五 | |

備考　四十一年十月新刑法實施ノ結果翌四十二年ニ入リ在監者激增ス

○犯罪人處罰數累年比較

| 年次 | 犯罪人數 |
|---|---|
| 明治十年 | 一六一、二九〇 |
| 〃十一年 | 一八七、二一四 |
| 〃十二年 | 一九八、六九九 |
| 〃十三年 | 二〇六、七三四 |
| 〃十四年 | 二〇五、六九〇 |
| 〃十五年 | 八九、七九五 |
| 〃十六年 | 一三四、九八九 |
| 〃十七年 | 一七五、二七三 |
| 〃十八年 | 二四〇、三七三 |



| 合計 | 四七、八九八 | — | — | 一、八四三 | 三・八五 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大正二年 | 九、四二八 | 一五四 | 一・六三 | 四三九 | 四・六二 |
| 昭和十年 | 八、四七三 | 一〇四 | 一・二九 | 六〇一 | 七・〇九 |

備考　近時執行猶豫ノ漸次減少ノ傾向アルハ檢事ノ起訴猶豫處分（微罪不起訴處分）漸次增加セルニ因ル

（2）刑の執行猶豫並微罪不起訴の勵行に因る在監者の減少。司法省は明治三十二年以降微罪不起訴の方針を採り、就中明治三十七年以來時局に鑑みて一層此方針の勵行を期したると、一面又假出獄の運用に留意し、且新に刑の執行猶豫制度を採用する等、所謂刑事政策の要求を着々實行に移したる爲、在監者は漸次減少の傾向を示したるは、刑政史上特筆せらるべき事蹟である。

○在監受刑者累年比較

| 年次 | 一日平均在監受刑者數 | 年末在監受刑者數 |
|---|---|---|
| 明治三十六年 | 五二、九五〇 | 五四、九四六 |
| 明治三十七年 | 五四、七二〇 | 五二、四四六 |
| 明治三十八年 | 四九、八〇三 | 四八、三四四 |
| 明治三十九年 | 四九、〇九六 | 四八、七三八 |

矯正図書館

| | | |
|---|---|---|
| 〃 十九年 | 二三〇、〇六八 | |
| 〃 二十年 | 二五一、三五七 | |
| 〃 二十一年 | 二七四、五六一 | |
| 〃 二十二年 | 一九〇、六八五 | |
| 〃 二十三年 | 二〇七、二六二 | |
| 〃 二十四年 | 二一九、七〇五 | |
| 〃 二十五年 | 二三三、六一五 | |
| 〃 二十六年 | 二二〇、四四八 | |
| 〃 二十七年 | 二三六、〇三七 | |
| 〃 二十八年 | 二〇三、二七五 | |
| 〃 二十九年 | 二一〇、七六六 | |
| 〃 三十年 | 二二一、二一九 | |
| 〃 三十一年 | 二二三、九八七 | |
| 〃 三十二年 | 一八五、五五一 | |
| 〃 三十三年 | 一八七、一〇六 | |
| 〃 三十四年 | 二〇一、九二二 | |
| 〃 三十五年 | 一八九、二九五 | |
| 〃 三十六年 | 一六三、三三二 | |
| 〃 三十七年 | 一三六、七七七 | |
| 〃 三十八年 | 一一三、六二三 | |
| 〃 三十九年 | 一一九、〇二二 | |
| 〃 四十年 | 一二〇、二六八 | |
| 〃 四十一年 | 一一六、〇六六 | |
| 〃 四十二年 | 一四一、二四一 | |
| 〃 四十三年 | 一五六、一一三 | |

備考　明治三十二年以來犯罪人數概ネ減少ノ傾向ヲ示セルハ微罪不起訴ノ勵行ニ因ル

○　假出獄者累年比較

| 年次 | 假出獄者數 | 滿期出獄者、千人ニ對シ |
|---|---|---|
| 明治二十八年 | 二七〇 | 一・三七 |
| 〃 二十九年 | 三一八 | 一・六四 |
| 〃 三十年 | 三二一 | 一・五七 |
| 〃 三十一年 | 三三五 | 一・七一 |
| 〃 三十二年 | 三九八 | 二・〇九 |
| 〃 三十三年 | 三四六 | 一・八四 |
| 〃 三十四年 | 三二二 | 一・六二 |
| 〃 三十五年 | 三四七 | 一・六四 |
| 〃 三十六年 | 四〇二 | 一・九四 |
| 〃 三十七年 | 二、三六六 | 一三・八五 |
| 〃 三十八年 | 二、〇四一 | 一六・七九 |
| 〃 三十九年 | 一、六九八 | 一三・二三 |
| 〃 四十年 | 一、六六六 | 一三・三七 |
| 〃 四十一年 | 一、五九三 | 一二・五〇 |



（3）犯罪俘虜の拘禁。戰爭永きに亙り俘虜の收容漸次增加するに伴ひ、共謀逃走（俘虜收容所より）を企つる者又は收容所職員に反抗暴行を爲す者漸次增加するの傾向あり、一面又宣誓解放者の宣誓を違反する者あるに至りたるを以て、是等に對する制裁を設くるの必要を生じ、明治三十七年八月緊急勅令を以て俘虜處罰に關する法令を發布し、更に同年召集に係る帝國議會の協賛を經て、翌三十八年二月法律の形式を有するに至つた（法律第三八號）。かくて本法に依り處罰を受け、監獄に拘禁せられたる者は三月以來實人員百十二人を算したが、同年十月日露講和條約の發布と同時に、我至仁なる　天皇陛下は當時刑罰執行中の露國將校十人技師一人及下士卒百〇二人に對し特赦の恩典を下し賜ひ、當時監獄拘禁中の俘虜總計九十四名は同月十九日迄に悉く釋放して各收容所に送付し、他の一般俘虜と共に露國俘虜受領員の手に引渡され、歸國の途に上ることゝなつた。俘虜拘禁延人員は一萬三百八十八人、拘禁費用は四千五百七十六圓餘にして、特赦直前の各監獄拘禁狀態は左の如くであつた。是等俘虜の收容に付ては、言語慣習の異る爲處遇上頗る困難を感じ、殊に當初は適當なる通譯者を得る事能はざる爲、兎角意思の疏通を缺くものありて、中には服役を肯ぜず又は濫に興奮し抗命の態度に出づる者等ありしも、五月に入りて俘虜收容所通譯に通譯事務を囑託し、力めて彼等の希望の暢達に留意し、一面又佛國領事館員、俘虜信仰尉安會代表者等の訪問を許可し、尙耶蘇復活祭には三日間の免業を與ふる等、比較的優遇の方法を講じたる爲、後には各れも行刑の旨趣を領會し、監獄の取扱に對し深き感謝の意を表すものあるに至つた。

刑政第51巻第5号
矯正図書館

○俘虜在監現員表（明治三十八年九月十日調査）

| 監獄名 | 罪名並ニ人員（現在） | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 逃亡 | 竊盜 | 暴行 | 毆打 | 脅迫 | 反抗 | 詐欺取財 | 家屋毀棄 | 卅八年法律第卅八號違犯 | 現在計 | 收監後ノ放免者 | 累計 |
| 小菅 | 二 | — | — | — | — | — | — | — | — | 二 | — | 二 |
| 名古屋 | — | 一 | 二 | — | — | 二 | 二 | — | — | 七 | 三 | 一〇 |
| 高松 | 一四 | 二 | — | 一 | — | — | — | — | — | 一七 | 四 | 二一 |
| 神戸監獄姫路分監 | 二〇 | — | 二 | — | — | 一 | — | — | — | 二三 | 一 | 二四 |
| 大阪 | 一一 | 四 | — | 六 | — | — | — | — | 一一 | 三二 | 一〇 | 四二 |
| 福岡 | 五 | — | — | — | — | — | — | — | — | 五 | — | 五 |
| 小倉分監 | 六 | 二 | — | — | — | — | — | — | — | 八 | — | 八 |
| 總計 | 五八 | 九 | 四 | 七 | — | 三 | 二 | — | 一一 | 九四 | 一八 | 一一二 |

**四月**

火車米等の臨時使用。陸軍に於ける大麥の大量徴發の影響を受けて麥價暴騰を來したるに因り、各監獄は一時之が代用として火車米若しくは碎外國米を給與し、經費の節約を計つた。この下等外國米のみの給與は忽ち獄內衛生狀態に惡影響を及ぼし、甲府監獄に於ては多數の脚氣患者を出し、名古屋監獄に於ては脚氣類似の水腫病（ブライト病）發生し、岐阜監獄に於ては胃腸病に罹るもの續出するに至つたが、戰爭終熄と共に再び米麥混炊の舊に復したる爲、衛生狀態も間もなく常態に歸した。

**五月**



第十回典獄會同。司法大臣は、(1)軍國多事の難局に際會し、遇囚敎化の功反て擧がれるを喜び、(2)尙一層事務の簡約、經費の節約を講究し、(3)一面又作業施行上に愼密の注意を拂ひ、作業收入の增加を圖るべきこと、(4)司獄官會議を利用し監獄事務の統一敏活を計る事、(5)特赦、假出獄の運用竝に免囚保護事業の完備に留意すること、(6)分監設備を完全にし分類的處遇法に利用する事、(7)特設監の擴張計畫等に付て極めて懇篤且周到なる訓示あり、次で石渡司法次官の刑事政策、就中假出獄の運用に關する懇切鄭寧なる意見竝に希望の開陳あり、監獄局長又獄務の進行が司法省直轄以來頗る圓滑にして順調なることを喜び、且軍需品製作作業に對する一層の努力と戰爭終熄後への繼續を考慮すべき旨を希望する所あつた。尙例に依り指示事項の說明竝に諮問事項の審議を行つたがその重をるものは左の如くであつた。

（指示事項）(1)每月一回の事務檢閱を勵力すべき事、(2)分監及留置場巡視報告事項を定む。(3)監獄事務成績報告提出の件、(4)幼年及未丁年囚の處遇に付ては重きを敎養感化の上に置き、德育、體育及智育の均一的發達の道を講ずべき事。(5)刑事被告人に監房携有を許すべき物品の種類、員數の標準を定む。(6)看讀書籍に就ては官本主義を採る事。

（諮問事項）(1)免囚保護事業の發展策。(2)特典出獄者行狀審査簿設定（司法省原案提示）。(3)拘留囚名籍（同上）。(4)囚人購求食物制限の件。(5)現行就役時間は衛生、經濟、檢束並一般勞働時間との權衡上適當なるや。(6)監獄作業科程工錢の標準一定の件。(7)作業奬勵方法として食量增給以外適當の奬勵方法如何。(8)各業種に付食量標準を設くる件（司法省原案提示）。(9)在監人被服臥具の色合を改正し其織製を特定の監獄に於て爲さしむるの可否。

**六月**

（1）野口（武村）男三郎捕縛。一代の詩人野口寧齋養子男三郎は寧齋殺害、少年河合莊亮の臀肉切取、藥種業都築冨五郎絞殺等の嫌疑に依り飯田橋驛にて縛に就き、後東京監獄に收容されたが十二月豫審終結し有罪の決定を見るに至つた。第一審及第二審とも狡智を逞し詭辯を弄して種々罪責を免れんとしたが、事實遂に蔽ひ難く四十年十月上告棄却せられ死刑の言渡は確定し、翌四十一年七月刑に就いた。

（2）特典者行狀審査簿等の設定。五月典獄會同に於て諮問の結果、特典者行狀審査簿、監房配置表、看守女監取締實務考査表、入監簿、拘留囚名籍樣式を定め在監人員報告日表を廢止した。

矯正図書館

(3) 廣島監獄の震害。廣島地方の稀有の大震災あり、人畜の被害尠なからざりしが、就中廣島監獄は工場全潰一棟、半潰一棟、傾斜五棟、土塀倒潰八十間餘、看守及囚人各一名死亡し、囚人中輕傷二十名重傷四名を出した。殉職の平松看守は工場崩潰に際し、自己の危難を顧みず多數の囚徒を場外に避難せしめ、逐に自らは墜落する梁木の下敷となり重傷を負ひ、間もなく死亡するに至りたるは誠に痛惜の情に堪へざるものがあつた。監獄協會は早速鄭重なる弔電を送り、各監獄亦各れも君が犧牲的精神に感激し、慰靈の香資を送り哀悼の意を表した。遺骸は翌朝親屬僚友に護られて鄉里岡山縣下に厚葬された。

(4) 看守採用規則を改む。看守採用規則を改正し、曾て看守長看守の職を奉じたる者は年齢五十歳に至る迄志願する事を得せしめ、又志願者の身幹五尺を四尺九寸に改め、以て時局に伴ふ看守採用難の幾分を緩和せんとした。

**八月**

押送官吏の割合を定む。曩に明治三十年囚人及刑事被告人押送規則竝に細則等を定め押送官吏の員數は被押送者一人に付五名を超えざらしめたが、今回更に汽車汽船等交通の便宜ある地方の監獄間に於ける直接押送に付ての押送官吏の割合を詳細に定めたのである。

**九月**

(1) 歐米近世監獄制度刊行。印南於菟吉氏の飜譯に係り、九月第一卷（獨逸）を刊行し續て十一月第二卷（墺太利、瑞西、和蘭、丁抹、諾威、英國、加奈陀）を出した。本書は北米合衆國シカゴ大學社會學教授チヤーレス・リチモンド・ヘンダーソン氏著歐米監獄制度報告書の飜譯である。行文平易なるのみならず、極めて組織的に各國の監獄制度を解說せるものにして、小河氏の獄事談等に比し遙に正確なる行刑參考資料であつた。

(2) 都下の騷擾と各監獄の警備。此月五日日露講和條約は日本側の讓步に依り、議定書の調印漸く成りたるも、國內の輿論は之を以て戰勝の効果を沒却するものなりと爲し、當局彈劾の聲囂々たるものあり、遂に都下有志は講和反對國民大會を日比谷公園に開くに至つた。かくて悲憤激昂せる群衆は內務大臣官邸、國民新聞社、警察署、派出所等を襲擊、破壞する等、殆ど無警察狀態に陷り、翌六日には東京市內に戒嚴令を布告するの已むなきに至つた。東京府下各監獄亦萬一の警戒として軍隊の派遣を受け非常警備を爲したるも、何等の異狀なく囚情亦極めて靜穩であつた。八日東京附近漸く平穩に歸すると共に之が警備を解いた。尙此の騷擾事件の嫌疑者として東京監獄に拘禁せられたるもの實に四百一名の多きに達し、河野廣中、大竹貫一、小川平吉、櫻井熊太郎等知名の士の拘留を見たるも、多くは證據不充分として釋放せられた。

**十一月**

(1) 平和克復御奉告に付就業を免ず。大元帥陛下伊勢神宮に御親拜あらせられ、平和克復の奉告祭を行はせられた。仍て司法大臣は一般囚人の作業を免じ、特に平和克復に關する總囚敎誨を施さしめた。

(2) 七尾分監猛火に包まる。七尾町大火あり、七尾分監亦猛火焰に包圍されたるも、職員囚徒克く身を以て防禦に盡したる爲、外圍塀を燒失したるのみにて他は全きを得た。乍併同監吏員は何れも自家の危難を顧みるの遑なく監獄消防の任務に盡したる爲、總吏員二十九名中二十一名は家財搬出の暇もなく全燒の厄に會ひたるは、誠に同情に堪へなかつた。

(3) 官舍居住官吏の改上。官舍居住を爲し得べき官吏を左の通り改正せられた。

一、典獄

二、看守長、技手、通譯、監獄醫、敎誨師、敎師、看守、女監取締の內、特に典獄より官舍居住を命じたる者。

明治三十三年十月監獄費國庫支辨實施に際し、司法省は監獄職員官舍居住の件を訓令する處ありたるも、其後監獄官制の發布に依り官職に異動な生じたる爲、技手、敎師、通譯、女監取締を加へ書記、支署長、分監長を削つたのである。

(4) 樺戸灌漑溝竣工す。樺戸監獄は明治三十六年所屬地內水田開發の爲、延長三千七百餘間に亙る灌漑溝開鑿の工を起こし、此月遂に竣功を見るに至り、（尙三十九年八月支線二千六十七間餘竣功す）尙引續き降雪を冒して水田の開墾に着手し、四十一年末には造田實に四十八町步を算した。民間側亦之が恩惠に浴し造田二百町步を超え、同地方開發の爲多大の便益を齎らせるは北海道拓植史上特筆せらるべき事蹟である。

矯正図書館

## 明治三十九年

**一月**

特別監の增設。此月洲本分監を懲治監に、二月小田原分監を幼年監に、三月金澤監獄を未成年監に指定した。尙これより先昨年度に於て巢鴨監獄を精神病監に、横濱を瘖啞懲治場に指定する等、囚人分類處遇の方針は着々實行に移されて行つた。殊に横濱に於ける瘖啞者の教育は修身、國語、算術、の外實業として桶工若しくは理髮業を授け、盲生にはマッサージ術を教授し、其成績見るべきものがあつた。因に當時に於ける特設監の移送區域は左の如くであつた。

○ 特別監一覽（明治三十九年八月末日調）

| 特別監 | 特設年次 | 移送區域 | 收容人員 |
|---|---|---|---|
| 川越分監 | 明治三十五年十二月 | 東京、巢鴨、市谷、横濱、前橋、靜岡、甲府、浦和、 | 懲治人（男）一七三 |
| 熊谷分監 | 同 三十七年十一月 | 水戸、宇都宮、前橋、千葉、浦和 | 懲治人（男）八四 |
| 洲本分監 | 同 三十九年 一月 | 京都、堀川、奈良、和歌山、德島、神戸 | 懲治人（男）九三 |
| 横濱監獄 | 同 三十七年 三月 | 東京、巢鴨、千葉、浦和、宇都宮、前橋、水戸、横濱 | 懲治人（男瘖啞者）一一 懲治人（女）二四 |
| 中村分監 | 同 三十八年 十月 | 宮城、山形、盛岡、水戸、宇都宮、福島 | 懲治人（男）三五 幼年囚（男）四二 |
| 七尾分監 | 同 三十六年 九月 | 富山、福井、新潟、金澤、 | 懲治人（男）一三 幼年囚（男）四二 |
| 小田原分監 | 同 三十九年 二月 | 東京、市谷、浦和、千葉、前橋、靜岡、横濱、 | 幼年囚（男）一四九 |
| 唐津分監 | 同 三十六年 十月 | 長崎、福岡、熊本、佐賀 | 幼年囚（男）八〇 懲治人（男）六 |
| 沼津分監 | 同 三十七年十二月 | 横濱 | 幼年囚（男）九九 |
| 金澤監獄 | 同 三十九年 三月 | 福井、富山、 | 幼年囚（男）人員不詳 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 長岡分監 | 同 三十八年 八月 | 新潟 | 幼年囚（男）五二 |
| 八王子分監 | 同 三十六年 七月 | 甲府、東京 | 女囚 一九三 |

**三月**

大分監獄の代用食廢止。大分監獄は前年來經費節約の一助として、麥に代へ甘藷を給與し來りたるも、在監人の身體に障害を及ぼす虞あるを認め、外米四分麥六分の舊に復した。

**四月**

第十一回典獄會議。松田司法大臣は(1)監獄の改良を以て國務の一大急務なりしとなし、(2)外形設備の足らざる所は能く人力を以て之を補ひ、(3)監獄官吏の訓練に留意し、(4)遇囚の統一を圖り、(5)就中囚人の心情陶冶に意を用ふべき旨を訓示した。尙司法次官兼監獄局長河村讓三郎氏の新任の挨拶あり、指示事項及諮問事項の重なるものは左の如くであつた。

（指示事項）(1)分監の監督方法。(2)監獄作業の刷新を圖る事。(3)米麥購入は各隣接監獄間均衡を期する事。(4)蔬菜類、味噌、醬油用雜穀類の自給方法を講ずること。(5)監獄の需用品は可成囚人をして製作せしむるの方針を採り、用紙、木綿等は製作監獄より購入すべき事。(6)授業手の採用に就ては業務に堪能なる者を嚴撰すべき事。

（諮問事項）(1)事務簡捷の方法。(2)看守の教習は附近の數監獄を聯合して施行せしむるの可否。(3)監獄作業に因る囚人の災害救濟方法如何。(4)副食物の分量統一に對する意見。(5)在監人發信用紙を自辨せしむるの可否。(6)各地に於ける免囚保護事業の現況並之が設備の充實に關する意見。

**六月**

岡山、大分等の文書教誨。岡山監獄に於ては日常教誨の旨趣を編述刊行し、「世後のしるべ」と題し各監房に常置し、尙佛教聖典、赤松師講演筆記、片山博士酒と神經、をも備付けた。大分監獄亦「修養の栞」を各監房に常備し、隨時在監者をして看讀せしめた。この種の文書教誨は雜居房に於ては群居生活に妨げられて多くの効果を期待し得ざるも、獨居房殊に新受刑直後の寂寞時に於ては深き感銘を與へ、反省悔悟の機緣を與ふること尠くなかつた。爾來火正、昭和期に入り、廣島、福島、奈良、大阪等に於て類似の試みがなされた。

矯正図書館

**八月**

小河事務官學位を受く。監獄事務官小河滋次郎氏は豫て提出中の論文審査の結果、法學博士の學位を授與せられた。監獄學者にして法學博士の稱號を得たるもの、蓋し氏を以て嚆矢とする。論文は「未成年者に對する刑事制度の改良に就て」の題下に全編二十章六百二十に頁餘る浩瀚なるものであつた。其綱目の重なるものは第一緒論、第二、犯罪の象現、第三感化制度の沿革及現況、第四感化教育の意義、第五感化教育に付すべきものゝ種類、第六未成年犯罪者の刑罰責任能力、第七未成年犯の處刑、第八行刑猶豫、第九不定期刑、第一〇自由刑と懲治處分の併科及他の自由刑補償手段、第十一未成年犯罪者に對する審査手續第十二未成年者の犯罪に對する社會的豫防手段、第十三感化教育施行の方法、第十四未成年犯罪者に對する自由刑執行の方法等であつた。

**九月**

(1) 軍用掛蒲團の保管轉換。戰時に使用せし軍用掛蒲團九萬枚餘を陸軍省より保管轉換を受け、各監獄はそれぞれ最寄部隊に付き授受を爲し、經費節約の一助とした。

(2) 關東都督府民政部内に監獄署を置く。日露講和條約に依り滿洲に於ける租借權は悉く我國に歸し、露國軍隊の撤退と共に八月一日滿洲總督府の制を改めて關東都督府官制を布き、陸軍大將大島義昌を都督に任じ、九月一日民政部内に監獄署を置き、旅順に本署を、大連に支署を、金州に出張所を設置した。獄舍は各れも露治時代の獄舍に、應急補修を施して之に充當したるも、設備不完全にして且不便尠からざりしを以て、四十年十一月旅順大島町所在の露國半成獄舍を增築完成して之を本署とした。かくて四十一年關東都督府監獄官制を發布し、茲に始めて名實共に獨立せる監獄官署となるに至つた。

(3) 電車賃値上反對市民大會竝騷擾。日本社會黨は斯波貞吉の率ゆる國家社會黨と提携し、三月十一日及十五日の二回に日比谷公園に於て市民大會を開き、當時問題となれる電車賃値上反對の大演說會を開いたが、十五日の大會散會後、數千の會衆は勢に乘じて示威運動を始め、市街鐵道會社及市役所に押しかけ、中には瓦礫を投じて建物、電車の窓硝子を破壞するものあるに至つた。之が爲日本社會黨の西川光次郎、山口義三等外八名は兇徒聚



衆罪として起訴された。爾來引續き各方面に反對運動行はれたが、會社側は着々値上斷行の準備を進めたる爲、九月に入り再び市民の示威運動起り、村松恒一郎等は本郷座に於て、松本道別（順吉）等は日比谷公園に於て、それぞれ市民大會を開催し、遂に市内各地に大騷擾勃發し、騎馬巡査の出動を見て漸く鎭靜に歸した。これが爲松本順吉外數名は兇徒聚衆罪として起訴され東京監獄に入監した。

(4) 在監人被服臥具設備程度を改む。今回改正の重なる事項は(一)寒暖の地方等級は從來四階級なりしを、北海道を獨立區と爲し五階級と改め(二)數蒲團を常時一般に貸與するも差支なき事に改め、(三)手拭を白地と明定せる事等である。

(5) 洲本分監海上感化船。神戸監獄洲本分監に於ては、此年一月以來近畿地方の懲治人を收容し感化教育を施しつゝありしが、今回新に海上感化殊に海員養成を企て、司法省より海軍省に交渉の末、江田島兵學校生徒の練習船たりし鎭邊號（日清戰役捕獲軍艦）の保管轉換を受け、之を淡路島由良港に碇繫し、同分監懲治人中將來海員となるべき見込ある者七十餘名を撰拔收容した。教育としては一名の專任教師を任命し、普通學科を教授せしめ、尙船長、機關長等をして海事教育を施さしめしが、成績頗る良好にして、第一期二ヶ年の修業者七十名中三十七名は海員として就職するを得た。四十一年更に第二期生七十名を撰拔して教育を開始したが、船體の修理船具の補足等に多額の經費を要するのみならず、船齡既に三十年に近く到底姑息の修繕を許さざるに至りたる爲、遂に第二期修業者を出すに至らずして翌四十二年之を廢止したのは遺憾であつた。船體は明治四十四年大阪築港に於て公賣（賣價七千圓餘）に付し、後間もなく解體せられた。爾來二十餘年を經て昭和三年時の行刑局長松井和義氏は、洲本に於ける實驗と伊太利軍港内に於ける少年感化船（チビタ夫人經營）の實際とを參酌し、海上少年教育の再興を計り、軍艦武藏を浦賀に碇繫し漁撈水產の訓練を施すことゝした。今や歷代當局者の苦心は酬ひられて、釋放後の就職關係頗る良好なるのみならず、漁獲高も漸增し海上刑務所の將來は實に洋々たるものあるは斯道の爲、誠に慶びに堪へない。

**十月**

(1) 女監取締部長を置く。監獄の戒護及庶務に關する事

矯正図書館

務上の補助を爲さしむる爲、女監取締部長を置いた。從來と雖も群馬縣の如きは既に明治二十八年女監取締頭一人を置き、女監取締の監督に當てしめたる事あり、其他の府縣に於ても上班者を指名し、事實上之が監督取締の任に當てしめたのであるが、今回の職名設置は尙積極的に女子の處遇は女性官吏の手に依りて、之を全ふせしめんとするの旨趣に出でたのであつて、行刑處遇上の一進歩と見るべきである。

（2）名古屋監獄の監房內夜業開始。名古屋監獄は監房內に電燈を設備し夜業を爲さしめたる爲、一人一夜、六厘七毛の工錢を增加し、且著しく獄則違犯者を減少するに至つた。當時電燈の房內引用に付ては部內に於ても反對を唱ふるものあり、就中(1)在監者の電氣惡用(2)電線利用逃走の處あり(3)電線切斷に依る暗黑時在監者奪取竝逃走の危險あり(4)未だ病院內に引用せざるに監獄に用ゆるは尙早なりと主張せしも、一項乃至三項の如きは極めて杞憂に屬するのみならず(1)反則取締の上に多大の便宜あり(2)在監者の心理を明朗ならしむ(3)讀書修養の機會を多からしむ(4)夜間作業の施行に因る作業收入の增加等、敎化上竝に經濟上多大の利益ありたるを以て、漸次之が普及を見、大正七年度に於ては建築其他特別の事情あるものを除くの外殆ど全監獄の房內夜間作業を見るに至り、之が收入の如きも十五萬圓の巨額に達した。

（3）岐阜監獄陶器工場新設。岐阜監獄に於ては陶器工場を建設し、全國收容者用の食器を製作供給することゝしたが、破損率多く取扱上に不便ありたるを以て、大正期に入り概ね琺瑯質食器若しくはアルミニユームの類を以て之に代ふるに至つた。

（4）奏任及判任待遇監獄職員給與令公布。明治三十年制定の巡査看守俸給令を廢止し、看守の俸給給與に關する規程は總て他の、監獄待遇職員と共に一括規定することとしたのである。監獄醫、敎誨師、敎師、竝藥劑師の待遇は從前の俸給規程と大差なく單に藥劑師の俸給最高額を昇したるに止まるも、看守、女監取締の待遇は著しく改善せられ、看守俸給最高十五圓を二十圓と爲し、通譯其他の特別手當十圓以內を二十圓以內に、宿料三圓以內を五圓以內と改め、尙新に非番勤務手當の制を設け、看守又は女監取締には一日五十錢以內の勤務手當を給することを得せしめた。



十一月

特別女監の增設。栃木分監を特別女監となし宇都宮及前橋監獄の女受刑者刑期三月以上の者を收容することゝした。尙同時に堀川監獄を以て女懲治人の收容場となし神戸、奈良、京都、膳所、和歌山の各監獄の女懲治人にして刑期六月以上の者を收容することゝした。

十二月

（1）仕立屋銀次等捕はる。東京市內の掏摸大檢擧を開始し、有名なる大親分仕立屋銀次も縛に就き東京監獄に收容された。

（2）操銃敎練の開始。沼津分監は兵器本廠より十二年式銃の保管轉換を受け、未成年囚及懲治囚に對し操銃敎練を行ひ、翌四十年五月堀川監獄亦懲治人に對し兵式體操中に操銃敎練を加へ、被服は背廣服に仕立て着用せしめた。かくの如く少年行刑に付て、漸次規律的訓練を重視するに至つたことは、從來の少年敎育に對する一大變革であつて、頗る注目すべき事項である。

刑政第51巻第5号
矯正図書館

German Juvenile Treatment
newly organized

Prof. Rudolf Sieverts

# 革新せられたるドイツ少年犯人の刑罰執行に就て（下）

ハムブルグ大學教授
ルドルフ・ジーフェルツ

前號にある通り、ジーフェルツ教授は英國のボースタル・システムには非常に感心してゐるのであるが、これは教授がボースタルに關する著書の上でこの獨特の施設を知つた結果ではなく、親しく自らボースタルを視察した上のことなのである。ボースタルの制度が法律で定められたのは一九〇八年で、已に三十年も經つてゐるのであるが、元來宣傳嫌ひの英人のことであるから、この新しい少年犯人の教化施設についても別に喋々と廣告はしないし、この施設に關する英人の著書といつても詳細に敍述された單行本となつたものは今迄に二三冊に過ぎないのである。現にプリズン・コムミッショナーで今日のボースタル式刑罰執行の魂だと曰はれてゐるアレキサンダー・ペーターズンは「ボースタル・システムの本義」（„The Principles of the Borstal-System"）なる覺書風のものを書いてゐるが、これは職員の訓練のための執務用として書かれたもので、一般には公にされなかつたのである。

ジーフェルツ教授は一九三五年二月ドイツ法學院（Die Akademie für Deutsches Recht）の海外部のロンドン支部長として一年の任期で指命せられたので、爾來彼地に在つて行刑制度を研究し、特にボースタルについては、ボースタル施設の監督の任に當れるコムミッショナーのアレキサンダー・ペーターズンの案内で各施設を一々仔細に視察して廻つたのである。

ジーフェルツ教授は、同じハムブルグ大學のケンテイン教授との合著にかゝるボースタルに關する論文「ボースタル・システムを中心として考察せる英國に於ける少年犯人の處遇」（一九三七年七八月號「ゲフェングニスクンデ」所載）の序言の中で、ボースタルについて次のように述べてゐる。

「この論文に於けるボースタル式刑罰執行に關する批判は甚しく肯定的となつてゐるが、自分は輕々にかゝる批判を下したのではないのである。初めてボースタル施設を視察に行く時には、肯定どころか、むしろ大きな疑惑をさへ懷いて行つたものである。自分は已に豫め英國の少年犯人の刑罰執行についての多くの觀察を書物の上で讀んだ後では、視察に行つた施設の美しい建築、磨き立てたような建物の内部、さては訓練生の華美な製作品（Züchtungsprodukte）などゝいふ舞臺の脇道具の裏を覗いた時、その施設の刑罰執行の實情についてすつかり失望してしまう場合が屢々あるが、ボースタルでも亦たかういふ失望をすぐにも經驗するものと、頭から豫期して腹をきめて行つたのである。所が、全く豫期に反して、ボースタルの幹部職員は自ら進んで此等のぼろかくしの脇道具を取り除いて、視察者たる自分を施設の内部の心髓ともいふべき部分へ案内したばかりでなく、なほ其上に幾度も自分の氣のつかなかつた改良を要する諸點を正直に自分に示してくれたのである。どのボースタルでも、自分の見學中何か或る形で施設が修飾されたといふ些の痕跡も認められなかつたのである。何處へ行つても、日常と毫も變らない施設の活動に接したのである。

自分は、英國に於ける一年の滯在中、自分の職業上熱心に大學から小學校（Volksschule）に至るまでのあらゆる英國の教育施設に接し、且つ、特に、人のよく知る如く過ぎし幾世紀來英國の政治生活に立派な後繼者を供給してきた彼の所謂パブリック・スクールなる大寄宿學校を研究することのできた身に餘る特權を與へられてゐたのである。この特權はボースタルを研究する外國人の大部分のものには與へられなかつたものである。この研究によつて、ボースタル・システムなるものは、已に其價値の試みられてゐるパブリック・スクールの教育方法を、其まゝではなく巧みに目的に適應せしめて、これを少年犯人の教育に移したものであることを洞察することができたのである。

ボースタル・システムが英國民の性格と古い傳統慣習と深く結びついてゐることを思へば、この英國式の教化的刑罰執行の一方法を愼重な檢討をも施すことなく直ちに移してドイ

矯正図書館

ッに持つてくることの誤つてゐるのは、識者を俟たずして自ら明かである。しかしながら、これにも拘らず、長い間の實際の經驗から生れてきて、且つ、少くもゲルマン民族にとつては、これを移植して毫も差支のない多くの見解の上に築かれてゐる個のポースタル・システムの中から多くの長所を學び得られることは、毫も疑を容れないのである。このシステムの多くの原則には以て直ちにナチオナールゾチヤリステイッシュ(國粹社會主義的)なドイツ人を喜ばすに足るものがあるのである。而して、特に取つて以て模範とすべきものは、ポースタル式の刑罰執行に於て遂行せられてゐる適材適所主義のベルゾナールポリテイーク(職員政策)で、これなくしてはポースタル・システムを採用した一九〇八年の犯罪豫防法の諸の規定は一片紙上の空文たるに留まらうと曰つても差支ないのである。且又、イングランドが少年犯人の問題と近代的の常習犯に對する戰ひの問題との間に密接なる關係の存することを認め、加之 この關聯した二つの問題を立法上巧みに解決したことによつて多くの弊害から保護されてゐるのは結構なことである。何となれば、一九〇八年の犯罪豫防法は、新しい少年犯人の刑罰執行を規定すると共に、同時に危險な常習犯人の保安勾留 (Sicherungsverwahrung) も採用したからである。」

## (五) 職員政策

以上、少年犯人の刑罰執行の綱領の概略について述べたのであるが、この新しい刑罰執行の綱領の價値の如何は、其處に掲げられた箇々の規定が大方の同意を得るかはた又た得ないかに依つて定まるのではなく、新たに施された整理が少年の刑罰執行の有つてゐる特殊の生命とその生命の中に潜んでゐる特殊法律たるの可能性に十分の生長の餘地を與ふるものであることをはつきり言ひ切ることができるかどうかに依つて定まるのである。この點については、立派に AV. (一般命令) にそれだけの證左が與へられても毫も心配はないと思ふのである。これに由て、少年犯罪の豫防討滅のため刑事政策上吾人の求めて已まない新天地を少年犯人の刑罰執行の領域に於て開拓することは、決して不可能ではないのである。若し少年の刑罰執行が人材教育の才分に惠まれた人物の手に委ねられ、その事業を援くるにこの命令を以てしたならば、國家民族のために眞に顯著なるものが貢獻せられ得るのである。而して、已に現在でも、一般國民の懷ける世界觀の分裂と政治界に於ける政派の割據反目とのために一般に認められ且つ服膺せらるべき教育の目的を缺いて



ゐた一九三三年(ナチス政權掌握)以前の時代に比べて、ナチオナールゾチアリズムスが教育上促進育成せらるべしとするドイツ青年の性格才能並びに態度についての純一無二の觀念をすべての教育者の心に深く銘じた今日、いかに多くの點に於て今日の刑務所の教化部の人々の任務の遂行をして容易ならしめたことであらう。而して、更らにまた、從來多くの青年をして徒らに社會的地位を求めて獲ること能はざらしめた紛然たる階級の鬪爭に代ふるに、社會的正義に基く有機的な國民の秩序をしつかりと建設するにナチオナールゾチアリズムスが成功すればするほど、青少年受刑者を社會に復歸更生せしむるの機會は、いかばかり高まつていくことであらう。

しかしながら、若し吾人にして規模の大きい適材適所主義の職員政策 (Personalpolitik) で少年犯人の刑罰執行のために模範たるべき一流の教育家を招致するに成功しなければ、刑罰執行の領域に於けるこれまでの多くの優れたる法規のそうであつたように、この AV. も亦た一片紙上の空文たるに留まるであらうことは、萬人の齊しく認めてゐる所である。一箇の命令を立案することは易々たることであるが、この命令を遂行するがために人を得ることは頗る難いのである。その事のいかに難いかは、今日(一九三七年十二月)に迨んで猶ほ未だ AV. のこの重大問題に於て何等特記するに足る事柄の見るべきなきの狀態に照しても、よく分明かるのである。しかしながら、ナチオナールゾチアリズムスが獨り能くこの AV. をしてドイツの少年犯人の刑罰執行に於ける一つの重大なる分界線上の標柱たらしむるを得る箇の職員改良 (Personal'reform) に着手するであらうことは毫も疑を容れないのである。

前きにワイマール・スタート(註—一九一九年ワイマールに於て採決せられたる憲法により成立したる戰後のドイツチエ・レプブリーク「ドイツ共和國」を云ふ)時代に、少年刑務所に天禀の饒かな教化部職員 (Erzieher) の十分な員數を招致するに成功しなかつたのは、刑罰執行といふ官職に優れた法律家や教育家をひきつけるだけの刺戟となるものが乏しいといふことが、色色の事情のあつた中にも、特に其因をなしたのである。これについては、司法省書記官フライスラーが言つてゐるように、先づ第一に官制上教化部職員の地位の向上を謀り、而して次ぎには、もはや少年刑務所を單に罪の裁きの施設とは看做さないで、我が國民の少年の一般教育施設と活々した關係を保たせるようになる時に、初めてこの狀態が改められようと思ふのである。例へば、少年の刑罰執行の實績を擧げんがために社會教育に秀てた才能を有つてゐる教師を獲るのは甚だ難いのであるが、若し、少年刑務所に於ける職を一時的のものとして其位地を保證し、而して、任期を終つた後は當然元の學校での職に復任することのできるようにし、しかも、この若い教師はこれがために同年輩の他の教師に對して毫末も不利の位地に立つことにならー

矯正図書館

ないといふことにしたならば、この難事についての心勞は大部分除かれることにならう。現在では、刑務所に於ける教化といふ極めて勞苦の多い仕事で精力を消耗し爲めに全くこの仕事に不適任になつた教師を停年まで引き留めてをくといふ有様であるから、若し新鮮な潑剌たる教化の精力が流れこんで來たら、少年犯人の刑罰執行にとつて非常な利益であるにちがいない。この點についても、我等は英國の行刑制度から學ぶ所が多いのである。英國に於ては、天分の饒かな教育家を招致するについては、其の方法は極めて彈力性に富んだ融通の利くやり方で、撰擇も自由であるが、しかしまた、好い時分だと思へば、教育家本人が行刑上の職務のため全く精力を竭盡して、爲めに更らに他の職業に從事してももはや革新の意氣も何もなくなつてゐる、といふようにならない以前に職を退かしめるのである。かういふ規定は、普通教育制度にとつても利益なのである。といふのは、已に教化の困難なものの教育に專門的に訓練されてゐる教育家の多數を小學校（Volksschule）に配置して、其處でかく訓練されて得た智識を犯罪豫防上に利用せしむるを得るからである。元來、小學校には教育困難の兒童の問題が極めて頻繁に起るのであつて、しかも、大抵の場合夙くから十分分明からないのであるから、刑務所で教化に手數のかゝる少年受刑者を取扱ひ慣れた人ならばこのむづかしい問題兒童を取扱ふにはもつてこいだといふのである。で、若しこの提案が容れられたなら、今一つの心配、それは、少年刑務所や保護感化院（Fürsorgeerziehungsanstalten）へ良教育家を一生涯引き留めてをいて爲めに健全な兒童から好い先生方を奪ふといふのは、その結果の危ぶまれるものがあらうといふ眞劍な疑懼の念も和げられることにならうと思ふのである。

集團教育に經驗を積んだ人のみがエルチーアー（教化者）として論ずるに足るのであるといふことは、已に前に言つてをいたが、この事は少年刑務所の所長（Leiter）について特に切なるものがあるのである。若し徒らに繁文褥禮に拘つた官僚式の理由のために所長の人選の範圍の狹きに失するの處なからしめんがためには、完全な資格を具へた法律家でなければ少年刑務所の所長にはなれないといふ、明文にはないが、少くも暗默の間に維持されてゐる原則が自然に其の勢力を失ふことにならなければならない。で、恐らくは、ドイツに於ても、少年犯人の教化のために人材を採擇するに當りては職業の何たるを問はず只だ其人の人物才能の適不適を是れ慮るといふポースタル式施設に於ける職員選擇の原則を考慮せざるを得ざることゝならう。

AV.（一般命令）の第十二條二項及び司法書記官フライスラーの AV. についての註解から看取せられ得るように、教師（Lehrer）の地位に對して社會教育上の訓練を經た世話役（Fürsorger）の價値を無視してゐるのは甚だ宜しくない。第一に、今



まで少年刑務所に於てこの世話役に負はされてゐた任務を更らに移して教師に負はせようとするためとも見られる。釋放後の保護の準備のために生ずる極めて廣汎に亙る書信の往復だけでも教師の任務は已に十分重い上に、今また世話役の任務まで引受けなければならないことになれば、それは勞働過重といふものである。よしまたこの過勞といふことを眼中に置かないとしても、この世話役の任務は全然特殊のものであつて、特に社會事業學校（Wohlfahrtsschule-School for Social Work）に訓練された官吏を要するのであつて、この訓練たる大部分の刑務所の教師並びに職員の有つてゐないもので、また、彼等に期待すべき筈のものでないのである。このフユルゾルガー（世話役）の制度は已にドイツの最初の少年刑務所たるヴイツトリツヒ刑務所に施行されたもので、しかもまた到處にこの制度の簡單に廢止することは許されないといふまでに、事實上顯著な功績を擧げてゐるのである。

## （六）少年刑務所の監督官

職員の問題は固より刑罰執行の重大問題であるが、自分の意見によれば、若し、でき得べくんば少年刑務所を管理上檢事總長の管轄權から離脱せしめて、別に新たに司法省に少年刑務所のために監督官の職（Reichsinspektor für die Jugendgefängnisse in Reichsjustizministerium）を設けて、少年刑務所をこに直屬せしめたならば、然る時初めて、ドイツの少年犯人の刑罰執行の實務は最高程度の成績を擧げうることゝ思ふのである。この場合にも亦た、我等は英國に於ける少年犯人の刑罰執行から學び得る所のものがあるのである。若し、凡てのポースタル施設が特別のプリズン・コムミツショナー（行刑監督官）の掌中に緊握せらるゝことなく、又、このコムミツショナーの選擇に於て英國人が常に巧妙な手際を有つてゐなかつたならば、その少年の刑罰執行は職員、教化並びに管理等の點で現在認められてゐるやうな見事な成績は擧げ得られなかつたであらう。今茲處に自分が提案したライヒスインスペクトル（監督官）たるものは獨り卓越した人物のみが問題となるといふことは言ふまでもないのである。彼は自己の任務の教化的、法律的並びに行政的の方面の智識に等しく完全の程度で通曉してゐなければならない。彼は、其上に、精神的の人物であり、且つ、少年受刑者のみならず下僚に對しても敏速且つ正確な判斷を下し得るだけの人を觀るの明を有つてゐなければならない。監督官の巡閲があるがために特に刑務所が手を入れて修飾されてありはしないかどうか、所長が眞にペダゴギーク（教化）といふことについて何物かを理解してゐるか、それとも、只だ口の先きで巧みに新しい教育についての流行語を使ひこなしてゐるのかどうか、この刑務官は行刑の大問題に思を致してゐるか、それとも、俸給や昇級のこと以外には何も考へてゐないかどうかといふことを一見

矯正図書館

して直ぐに洞察してしまつて、何一つ欺かれることのない人でなければならない。更らに、監督官は、刑務官吏にして少年の刑罰執行の任務に不適當であると看たならば、直ちに其任を解いて他の管理部門に屬する職に轉せしめ、と同時に、一方では、少年の刑罰執行の本旨について何等の理解をも有つてゐない人々の專門ちがひの攻擊に對して刑務官吏を庇護してやることのできる全權を有つてゐなければならない。猶ほまた、彼は、少年の刑罰執行に於ける新たなる進路を開拓し新たなる企畫を打立てる時期を察知する天賦の才能を有つてゐなければならない。この目的のために、監督官は、かくして己の下僚と斷えず生々した接觸を保ち且つドイツの少年の刑罰執行の樞機をしつかりと把握するがために、英國のボースタル式施設の監督の任に當れるプリズン・コムミツショナーのやうに特に短期の間隔をおいて斷えず管下の刑務所を巡閲しなければならないと思ふ。かゝる緊張した巡閲の副産物ともいふべき重要なる結果は、少年刑務所と管轄官廳との間の紙上の抗爭軋轢を最小限に低下せしめ、由て以て少年刑務所の教化部員をして其本來の教化上の任務のために出來得る限り自由な手腕を揮はしむるの道を開くことである。英國のプリズン・コムミツショナーは毎月十四日間までは巡閲の旅程に在るのであつて、その結果、殆んどすべての少年犯人を一人一人親しく知つてゐるのである。コムミツショナーは箇々の少年受刑者の刑務所間の移監、並びに、刑務所よりの釋放について管轄權を有つてゐるのであるが、彼は文書記錄のみによるのでなく、其上になほ一つの施設に於ける當該少年の變化改善についての自身の受けた感銘に基いてかかる決定を下すのである。彼は規則正しく間隔をおいて幾度も少年を觀察してゐるので、しかも始終傍にゐるのではないから、爲めに斷えず少年と一緒に生活してゐる教化部員よりも却て少年の發達變化について一層適切な判斷を下すことができるのである。

## (七) 不定期刑

人材主義による職員の選擇に次いては、「少年犯人の將來の態度行動に徹底的な感化を與ふるため全力を致す」(AV. 第九條)といふ目的を達成し得るやう少年犯人のための實體刑法を制定するのが、行刑政策として最も重要なる任務であると考へるのである。己に司法省の地方裁判所長のアイヒラーも、刑罰執行と實體法の改良との間の密接な實質的な關係から自然に起つてくることだらうが、AV. の實施期間は特に青少年の實體刑法(das materielle Jugend- und Halbwachsenenstrafrecht)の規定のできるまでに制限されたいものだと注意を喚起してゐたのである。この新しい法律の制定さるゝ場合には改めたいと思ふ點は多々これあるのであるが、就中改めたいのは刑期についてゞあつて、現行の規定による自由刑の刑期の確定してゐることと及び平均刑期の短きに過ぐるの二點が教化上の結果に重きをおく少



年犯人の刑罰執行の最も重大な障碍となつてゐることは、已に久しく人の善く知る所なのである。

少年と未成年の青年(der Halbwachsene)の場合に不定期の刑の宣告(relativ unbestimmte Verurteilung)を要求するの聲は幾度か繰返されて、しかもいよ〳〵増加してくるのである。この場合にも、また、ボースタル施設の成績を確實に高めしめた英國の同じ不定期刑の制度(一九〇八年の犯罪豫防法(Prevention of Crime Act 1908)により採用せらる)に學ふべき理由があるのである。教化の成績を高めしむるのみならず、更らにまた、今日不良少年の間にばかりでなく、恐らく亦た國民の間にも、確定自由刑の宣告(Verurteilung)が保護感化(Fürsorgeerziehung)の命令による不確定期間の感化の決定(unbestimmte Erziehungsurteil)よりも嚴重でなく樂なものとして感せられてゐるといふ已に久しく堪えられなくなつてゐる弊害も、不定期刑の宣告の採用によつて初めて除かれることになるのである。しかし、刑期が不確定であれば、少年の刑罰の體驗が非常に深かめられ、これまで確定刑の刑の性質が甚だしく弱めらるゝものと信じられてゐるために今日に至りて猶ほ未だ敢て試みらるゝことの多くなかつた教化手段の數々が彼等に對して施され得ることになるのである。また其上に、同時に少年刑法(Jugendstrafrecht)の一般豫防上の効果の頗る高めらるゝ爲めにも、不定期刑の宣告は必要なのである。

更らに、なほ一つの利益といふべきものは、收容者が不定期刑の宣告を受けてゐるため、少年刑務所の職員が上は所長より下は一看守に至るまで悉く眞に緊張した教化事業に身心を打込むに至ることで、それといふのも、刑期が不確定であるに至つて初めて職員が受刑者の釋放の時期に對して主たる責任を負ふことになるからである。

不定期刑の宣告は確かに現行の少年犯人の刑罰執行を方法的に更らに急速に發達せしむることにならう。少年刑務所の教化部自身からしても、受刑者の社會的な態度並びに行狀に對する能力の問題を釋放になつてから試練するといふいつも不成功に終りがちなやり方でなく、少年の釋放の時期を定むるに關して標準となるべき明文(刑期のマキシマムとミニマム)が法律によつて與へらるゝことになれば、已に在所中より右の能力の程度態樣を確實に少年に試驗するに適した方法を、直ちに進んで接用することにならう。しかし、また、不確定の宣告を採用することになれば、我々は當然これまで不定期刑者を取扱つてきた總ての刑罰執行が辿つて來たと同じ道を辿らなければならないのであらう。英國のボースタル式刑罰執行は、この問題をも亦た極めて大きな規模できつぱりと解決して、しかも十分の成功を收めたのである。而して、この成功は實に累進處遇の精神の新しい應用によつて收められたのである。即ち、ボースタル式施設に於ては、收容後若干時日を經てから一部の少年受

矯正図書館

刑者に相當廣汎な範圍の自由が與へられるのであつて、しかも、特權として與へられるのではなく、これまでの間に此等の自由を正當に行使するだけの覺悟を養ひ得たかどうかといふことを監視しながら試驗するために與へられるのである。これがボースタルの累進處遇についての新しい解釋なのである。かくして、少年の自尊心を皷舞し、而して、若しこの自由を濫用するものあれば、自ら辱しめて耻ぢざる食言の行爲として殆んどブルータル（野蠻的）に近い懲罰（fast brutale Ahndung）が加へらるゝのである。かういふ風に自由が與へらるゝならば、自恣に流れ易い自由も眞の自由として生きてくるのであつて、少年受刑者に對してボースタルの要求する所のものは、この自由によつて輕減せらるゝ所ではなく、むしろ却て加重せらるゝことになるのである。熟ら思ふに、少年の克己自制の精神を皷舞し涵礪すべきかゝる試練の方法なくしては、不定期刑を宣告された少年犯人が釋放されても差支ないまでに成熟してゐるかどうかについて必要なりとさるゝ確實さを以て決定を下すことはできないのである。これは不定期刑の宣告を採用する刑罰執行の當然辿らなければならない道で、不定期刑者の處遇に成功しようとするならば、是非共先づ試練のための自由が彼等に與へられなければならないのである。猶ほまた、ボースタルに於ては、かゝる不定期刑を宣告された少年の釋放は必ず少くも二年間は條件附で、この期間中はパロール・オフヒサー（Jugendfürsorger）の監視の下に立たなければならないのであつて、このオフヒサーの同意なくしては住居並びに職場の變更の如き一身上の處置を企てることはできないのである。この點に於ても、また我々はイングランドのシステムに則るべきであると思ふのである。

（完）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Januar 1938.

## ニユウーヨーク州知事レーマン氏の假釋放論

去年一九三七年十月二十日ニユウーヨーク市に於て開催されたニユウーヨーク州社會事業技師大會（New York State Conference of Social Workers）席上に於けるアドレツスに於て州知事レーマン氏はパロール（假釋放）について次のやうな力強い辯護を試みたのである。氏曰く、

「パロールされたもので、復歸更生に成功したケースが百件あつて、僅かに五箇のケースが失敗に終つたとしても、世間から疑惑の眼を以てパロールを看られるに十分なのである。その五件がセンセーショナルな攻擊に利用さるゝに適した性質のものであれば、特にさうである。」

更らに、パロールほど誤解されてゐる題目は外にはないと述べ、知事は此等の誤解の梗概を述べ、それを解くの道を說いてゐるのである。

「第一に、大多數の人はパロール・ボード（合議組織の假釋放局）は自身有利だと思へば時と事情とを撰ばず受刑者を釋放してやることができるものと思つてゐるが、これは固より全く事實に違つてゐるのである。

この州に於ては、パロール・ボードは未だ不定期刑のミニマム（最短刑期）に服してゐない受刑者をプリズンから釋放する權限を有つてはゐないのである。

次に、受刑者がプリズンより釋放さるゝ時には監視なしに社會に放たるゝのだと信じられてゐるが、これも亦た誤つてゐるのである。受刑者が刑期のミニマムをサーブ（服役）した後、パロール・ボードによつて條件附で釋放さるゝ時には、本人のマキシマム・センテンス（最長刑期）の滿了するまでは、パロール・ボードの直接の監視の下に留まるのである。

第三に、パロールは受刑者の刑期を短縮するものだとの一般社會の印象があるが、これは全然まちがつてゐる。不定期刑の長短は犯罪によつてそれ〴〵法律に由て定められてゐるのである。

第四に、不定期刑の代りに定期刑が刑罰として與へられたならば行刑上に進步が見られるだらうとの信念がある。自分の思ふ所では、この論理は誤謬に陷つてゐる。定期刑は不定期刑制度の下に現在課せられてゐるミニマム・センテンス（最短刑期）よりも實質的にみて長くはないのである。

パロールにせよ又はパロールでないにせよ、プリズンに入つてくるものゝ少くも九五パーセントは早晚いつかはプリズンを去るのだといふことを忘れてはいけない。社會の直面するプロブレムは、いかにして此等の人間——多くは惡いのたが——をして社會に對する脅威たらしめないやうにすることができるかといふことである。我々が不定期刑の制度を設け、加ふるに假釋放を以てしたのは、實にこのプロブレムに對處せんがためである。」

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1938.

刑政第51巻第5号
矯正図書館

資料

# 滿洲國監獄法施行規則（全文）

（康德五年一月二十二日公布同日施行）

## 第一章　總則

第一條　徒刑、禁錮又ハ拘留ニ處セラレタル者ヲ未決拘禁所ニ拘置スル場合ニ於テハ其ノ期間ハ二月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二條　監獄長ハ少クトモ二年毎ニ一回所轄代用監獄ヲ巡閲シ其ノ結果ヲ司法部大臣ニ申報スベシ

第三條　監獄ニ於ケル各種ノ設備同一區劃内ニ在ルトキハ同性者ニ付教誨堂、運動場其ノ他ノ施設ヲ共通ニ使用スルコトヲ得但シ在監者ノ種類ニ因リ使用ノ時又ハ座席ヲ異ニスベシ

第四條　情願ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ巡閲官ニ對シテハ口頭ヲ以テ以ヲ之ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第五條　情願ヲ爲サントスル者自書スル共同ニ依ル情願ハ之ヲ許サズ

コト能ハザルトキ又ハ言語ノ相異其ノ他ノ障礙ニ因リ其ノ意思ヲ通ズルコト能ハザルトキハ監獄ノ長ハ所屬官吏其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ代書又ハ通譯ヲ爲サシムベシ

代書又ハ通譯ヲ爲シタル者ハ其ノ内容ヲ漏洩スベカラズ

第六條　情願書ハ本人ヲシテ封緘セシメ監獄官吏ハ之ヲ披閲スルコトヲ得ズ

情願書ヲ差出シタルトキハ監獄長ハ本人ノ氏名ヲ情願簿ニ記載シタル後其ノ之ヲ披閲スルコトヲ得但シ在監者ノ種類ニ因リ使用ノ時又ハ座席ヲ異ニスベシ

情願簿ニ記載シタル事項ヲ明ニ身上ニ關シ參考ト爲ルベキ事項ヲ添附シ速ニ之ヲ進達スベシ

第七條　口頭ニ依ル情願ヲ爲サントスル者アルトキハ監獄ノ長ハ本人ノ氏名ヲ情願簿ニ記載シ置クベシ

第八條　巡閲官情願ヲ聽クニハ必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外監獄官吏ヲシテ之ニ立會ハシムベカラズ

第五條第二項ノ規定ハ情願ニ立會ヒタル監獄官吏ニ之ヲ準用ス

第九條　巡閲官情願ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シタル上自ラ裁決ヲ爲シ又ハ司法部大臣ニ裁決ヲ請フコトヲ得

巡閲官自ラ裁決ヲ爲シタルトキハ情願簿ニ其ノ要旨ヲ記載スベシ司法部大臣ニ裁決ヲ請ヒタルトキ亦同ジ

第十條　情願ニ對シ裁決アリタルトキハ



監獄ノ長ハ速ニ之ヲ本人ニ告知スベシ

第十一條　監獄ノ長ハ毎週一回以上面接日ヲ定メ監獄官吏ノ處置又ハ一身上ノ事情ニ付申立ヲ爲サンコトヲ請フ在監者ニ面接スベシ

前項ノ申立ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ其ノ氏名ヲ面接簿ニ記載シ置キ其ノ順序ニ從ヒ面接シタル後本人ニ開示シタル意見ノ要旨ヲ面接簿ニ記載スベシ

第十二條　審判官及檢察官監獄ヲ視察シタル場合ニ於テ必要アルトキハ在監者ト面接シ又ハ身分簿其ノ他拘禁ニ關スル帳簿ヲ披閲スルコトヲ得

第十三條　未成年者ニハ監獄ノ參觀ヲ許サズ

參觀ヲ請フ者監獄ノ保安、紀律又ハ衞生ヲ害スル虞アルトキ亦前項ニ同ジ

第十四條　監獄ノ參觀ハ男子ニハ男監、女子ニハ女監ニ限リ之ヲ許ス但シ司法部大臣ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

外國人監獄ヲ參觀スルニハ司法部大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十五條　監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ監獄ノ長ハ其ノ氏名、年齡、性別、住所、職業及參觀ノ目的ヲ調査シ許可ヲ與ヘタル者ニハ參觀心得事項ヲ告知スベシ

第十六條　監獄ニ監獄官會議ヲ置ク

二監獄官會議ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

## 第二章　收監

第十七條　收監セラルベキ者ヲ領收シタルトキハ其ノ氏名、領收ノ年月日時及領收官吏ノ官職氏名ヲ記載シタル領收書ヲ護送者ニ交付スベシ

第十八條　監獄ノ長ハ入監者ノ身上ニ關スル事項ヲ調査シテ其ノ結果ヲ身分簿ニ記載シ處遇ノ基礎ト爲スベシ

第十九條　入監者ノ身分簿、在監人名簿及釋放曆簿ハ遲クトモ收監後三日以内ニ之ヲ整理スベシ

第二十條　入監者ニハ番號ヲ付シテ之ヲ呼稱シ且其ノ番號票ヲ上衣ノ胸部ニ附著セシムベシ但シ構外ニ在ル間又ハ處遇上必要アルトキハ番號票ヲ除去セシメ又ハ氏名ヲ以テ呼稱スルコトヲ得

第二十一條　新ニ入監シタル者ニ對シテハ疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル場合ヲ除クノ外入浴ヲ爲サシムベシ

第二十二條　新ニ入監シタル者ニ對シテハ身體ノ測定、指紋ノ採取及撮影ヲ爲スコトヲ得在監中必要アリト認ムルトキ亦同ジ

第二十三條　新ニ入監スル者ニ對スル健康診査竝ニ身體及攜帶品ノ檢索ニ付テハ羞恥心及名譽心ヲ毀損セザルコトニ注意スベシ在監中ノ者ニ付亦同ジ

第二十四條　婦女ノ健康診査、身體及攜帶品ノ檢索竝ニ入浴ニハ婦女官吏ヲシテ之ニ立會ハシムベシ

第二十五條　監獄ノ長ハ新ニ入監シタル者ニ對シ刑ノ始期及終期ヲ在知スベシ在監中刑期ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジ

第二十六條　監獄ノ長ハ新ニ入監シタル者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ告知シ之ヲ遵守セシムベシ

一　官吏ニ對シテハ從順タルベキコト

二　秩序ヲ重ンジ禮儀ヲ守ルコト

三　教誨ヲ謹聽シ精神ノ修養ニ努ムルコト

四　教育ヲ尙ビ知識ノ發達ヲ期スルコト

五　作業ヲ勵ミ技能ノ熟達ヲ圖ルコト

六　衞生ニ注意シ身體及居房ノ清潔ヲ保持スルコト

七　器具、製品、素品其ノ他ノ物品ヲ鄭重ニ取扱フコト

矯正図書館

八　虚僞ノ申述ヲ爲シ人ヲ誣罔セザルコト

九　擅ニ他ト交談シ又ハ書面、物品ノ授受ヲ爲サザルコト

十　其ノ他紀律ヲ遵守スルコト

前項ノ遵守事項ハ居房内ノ看易キ場所ニ掲示シ置クベシ

第二十七條　監獄法第十二條ノ規定ニ依リ收監ヲ拒絶シタル場合ニ於テハ直ニ其ノ旨收監ヲ指揮又ハ囑託シタル公務所及監獄所在地ヲ管轄スル警察官署ニ通報シ仍其ノ事情ヲ司法部大臣ニ申報スベシ

第二十八條　新ニ入監スル者ニ付刑ノ執行停止ヲ爲スベキ原由アリト認ムルトキハ之ヲ收監シタル上監獄醫ノ診斷書竝ニ引取人等ニ關スル調査書類ヲ添ヘ直ニ其ノ旨ヲ檢察廳ニ通報スベシ

前項ノ規定ハ在監中ノ者ニ付之ヲ準用ス

第二十九條　新ニ入監シタル者ハ其ノ反省ヲ促ス爲疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル場合ヲ除クノ外三日以内之ヲ獨居拘禁ニ付スベシ

前項ノ受刑者ニハ文書圖畫ノ看讀ヲ許サズ

## 第三章　拘禁

第三十條　獨居拘禁ノ期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ監獄官會議ニ諮リ爾後六月毎ニ之ヲ更新スルコトヲ得

第三十一條　受刑者ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外成ルベク左ノ順序ニ從ヒ之ヲ獨居拘禁ニ付スベシ

一　刑期三月未滿ノ者

二　二十歲未滿ニシテ準少年ノ處遇ヲ必要トセザル者

三　初犯ノ者

四　收監後一月ヲ經過セザル者

餘罪又ハ刑期服内ノ犯罪ニ因リ搜査又ハ審判中ノ者ハ成ルベク之ヲ獨居拘禁ニ付スベシ

第三十二條　在監者ニシテ心身ノ狀況ニ因リ不適當ト認ムルモノハ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ズ

第三十三條　雜居拘禁ニ付セラレタル者處遇上必要アルトキハ夜間獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第三十四條　雜居房ニハ療養其ノ他已ムコトヲ得ザル場合ヲ除クノ外三人以上ヲ拘禁スベシ

雜居房ニ在リテハ睡眠時間中成ルベク同房者間ノ分離ヲ確保スベシ

第三十五條　病者及準病者ハ健康者ト之ヲ雜居セシムルコトヲ得ズ

第三十六條　雜居房、工場、教誨堂及教場ニ在リテハ適當ニ席次ヲ定メ交談ヲ禁止スベシ

第三十七條　居房ノ前ニハ其ノ氣積、定員、在房者ノ番號及現在人員ヲ記載シタル小札ヲ揭グベシ

第三十八條　監獄ノ長、副長及監獄醫ハ少クトモ十日毎ニ一回其ノ他ノ監獄官吏ハ毎日數次獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視スベシ

前項ノ規定ニ依リ在監者ヲ巡視シタル監獄官吏ハ其ノ視察シタル事項ヲ監獄ノ長ニ報告スベシ

第三十九條　監獄ノ長、副長、監獄醫及婦女官吏ヲ除クノ外監獄官吏ハ單獨ニテ獨居拘禁又ハ夜間獨居拘禁ニ付セラレタル婦女ヲ巡視スルコトヲ得ズ



第四十條　拘禁、敎化、保健、作業其ノ他處遇上特ニ必要アルトキハ在監者ヲ他ノ監獄ニ移送スルコトヲ得

## 第四章　戒護

第四十一條　執務時間外ニ於テハ監獄ノ職員ニ非ザル者ヲ監獄ニ出入セシムルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ監獄ノ長之ヲ許シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十二條　監獄ノ外門、各出入口及居房、工場其ノ他現ニ在監者ヲ拘禁スル場所ハ之ヲ閉鎖シ置クベシ若必要ニ因リ一時開放スルトキハ其ノ要所ヲ守衛スベシ鑰匙ハ一定ノ監獄官吏之ヲ保管シ必要アル場合ヲ除クノ外其ノ授受ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十三條　監獄官吏ハ監獄ノ長ノ命令アルニ非ザレバ他ノ監獄官吏ノ立會ナクシテ居房ヲ開扉シ又ハ在監者ヲ出房セシムルコトヲ得ズ但シ病室ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條　監獄ノ構内ニハ觀望ノ妨害其ノ他戒護ノ障礙ト爲ルベキ物ヲ置クベカラズ

已ムコトヲ得ザル場合ニ於テ梯子其ノ他攀越ノ用ニ充テ得ベキ物ヲ置クトキハ之ニ鎖鑰ヲ施シ脫逃ノ具ニ供セシメザルコトニ注意スベシ

第四十五條　監獄ノ長ハ監獄官吏ヲシテ少クトモ毎日一回居房ノ檢査ヲ爲サシムベシ

第四十六條　監獄ノ長ハ監獄官吏ヲシテ工場又ハ構外ヨリ還房スル在監者ノ身體及携有品ノ檢索ヲ爲サシムベシ其ノ他必要アリト認ムルトキ亦同ジ

第四十七條　在監者ニシテ戒護ノ爲隔離ノ必要アルモノハ之ヲ獨居拘禁ニ付スベシ

第四十八條　戒具ハ左ノ六種トス

一　保護衣

二　防聲具

三　足錠

四　手錠

五　聯鎖

六　捕繩

戒具ノ製式ハ別ニ之ヲ定ム

第一項各號ノ戒具ハ必要ニ因リ之ヲ併用スルヲ妨ゲズ

第四十九條　戒具ハ監獄ノ長ノ命令アルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ緊急ノ必要アルトキハ假ニ使用シタル後速ニ監獄ノ長ノ指揮ヲ受クベシ

第五十條　保護衣ハ自殺又ハ暴行ノ虞アル者、防聲具ハ制止ヲ肯ゼズシテ大聲ヲ發スル者、足錠ハ逃走又ハ暴行ノ虞アル者、手錠及捕繩ハ暴行、逃走又ハ自殺ノ虞アル者竝ニ護送中ノ者、聯鎖ハ構外ノ作業ニ就ク者ニ對シ必要アリト認ムル場合ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

保護衣ハ十二時間以上防聲具ハ六時間以上之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ繼續ノ必要アルトキハ其ノ都度監獄醫ノ意見ヲ聽キ爾後三時間毎ニ更新スルコトヲ得護送中ノ者其ノ他構外ニ在ル者ニハ保護衣ヲ使用スルコトヲ得ズ

第五十一條　在監者ヲ移送スベキ場合ニ於テハ監獄醫ヲシテ之ヲ診斷セシメ健康ニ害アリト認ムルトキハ其ノ移送ヲ停止スベシ

移送ヲ停止シタルトキハ其ノ旨ヲ關係官廳ニ通報スベシ

第五十二條　護送中ハ男女ヲ同行セシムベカラズ

第五十三條　監獄官吏刀又ハ銃器ヲ使用シタルトキハ監獄ノ長ハ直ニ其ノ旨ヲ司法部大臣ニ申報スベシ

第五十四條　在監者逃走シタルトキハ監獄ノ長ハ直ニ監獄所在地及其ノ附近竝ニ逃走者ノ立寄ルベキ見込アル地方ノ

矯正図書館

警察官署ニ逃走ノ事實ヲ通報シ且速ニ人相書又ハ寫眞ヲ送付スベシ

前項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ司法部大臣ニ申報スベシ逃走者ヲ逮捕シタルトキ亦同ジ

第五十五條　監獄ノ長ハ受刑後三月以上ヲ經過セル徒刑受刑者ニシテ逃走ノ虞ナク且行狀善良ナルモノノ中ヨリ豫メ消防其ノ他ノ應急ノ用務ニ就カシムベキ者ヲ指定シ隨時其ノ演習ヲ爲サシムベシ

第五十六條　天災事變ニ際シ在監者ヲ他所ニ避難セシムルトキハ最寄ノ監獄、兵營、警察官署其ノ他戒護ニ適當ナル場所ヲ選ブベシ

第五十七條　在監者ヲ避難セシメ又ハ解放スル場合ニハ事態ノ緩急ニ應ジ必要ノ程度ニ止メ且危險、逃走ノ虞ナキ者ヲ先ニスベシ

婦女、病者及準病者ニ付テハ特ニ其ノ救護ニ注意スベシ

第五十八條　在監者ヲ他所ニ避難セシメ又ハ解放シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ監獄所在地ノ警察官署及檢察廳ニ通報シ且司法部大臣ニ申報スベシ

## 第五章　教　化

第五十九條　總集教誨ハ免業日毎ニ之ヲ施行スベシ但シ監獄ノ長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ免業日以ノ日ニ於テモ之ヲ施行スルコトヲ得

第六十條　總集教誨ヲ爲ス場合ニ於テハ教誨堂ニ國旗ヲ掲揚スル等之ヲ神聖莊嚴ナラシメ敬虔ノ裡ニ施行スベシ

監獄ノ長ハ紀律ヲ害スル虞アリト認ムル受刑者ヲシテ前項ノ教誨ヲ受ケシメザルコトヲ得

第六十一條　個人教誨ハ居房、教務其ノ他適當ノ場所ニ於テ隨時各人ニ就キ其ノ性格、行狀及智能ニ順應シテ之ヲ施行スベシ

第六十二條　受刑者父母其ノ他ノ直系尊屬、配偶者又ハ子ノ計ニ接シタルトキハ監獄法第四十四條第一項第四號ノ規定ニ依ル期間之ヲ他ノ受刑者ト分離シ教誨ヲ施行スベシ

前項ノ場合ニ於テハ本人ノ希望ニ因リ讀經ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十三條　恩赦、假釋放ノ申渡ヲ爲シ又ハ賞票ヲ付與スルトキハ其ノ式場ニ受刑者ノ全部又ハ一部ヲ集メテ教誨ヲ施行スベシ

第六十四條　病者、傳染病豫防ノ爲隔離セラレタル者竝ニ第六十條第二項ノ規定ニ該ル者ニ對シテハ其ノ居房ニ就キ教誨ヲ施行スベシ

第六十五條　居房、工場其ノ他適當ノ場所ニハ教化上有益ナル標語又ハ圖畫ヲ掲ゲ在監者ヲシテ修養ノ目標ト爲サシムベシ

第六十六條　國民學校程度ノ教育ヲ終ラザル者ニ對シテハ其ノ教育程度ニ應ジ毎日二時間以內教育ヲ施スコトヲ得

第六十七條　在監者ニハ同時ニ二冊以上ノ圖書ヲ看讀セシムルコトヲ得ズ但シ辭書、經典ハ必要ニ因リ其ノ冊數ヲ增加スルコトヲ得

獨居拘禁ニ付セラレタル者其ノ他處遇上必要アリト認ムル者ニ對シテハ前項ノ冊數ヲ適宜增加スルコトヲ得

第六十八條　雜居拘禁ニ付セラレタル在監者ニハ其ノ居房內ニ於テ筆墨紙ノ使



用ヲ許スコトヲ得ズ但シ學科受業者ニハ情狀ニ因リ之ヲ使用セシムルコトヲ得

第六十九條　受刑者ニ自辨利用セシムベキ圖書其ノ他ノ教化資料ハ司法部大臣ノ認可ヲ受クベシ

## 第六章　保　健

### 第一節　給　養

第七十條　在監者ニ給與スル糧食ノ種類及分量ハ左ノ如シ

一　主食（高粱、粟、玉蜀黍、麥、米）一人一日一升六合以下

二　副食　一人一日五錢以下

地方ノ狀況若ハ作業ノ種類ニ因リ又ハ在監者ノ健康保全ノ爲其ノ他必要アルトキハ監獄長ハ司法部大臣ノ認可ヲ受ケ糧食ノ種類ヲ變更シ又ハ其ノ分量ヲ增加スルコトヲ得

第七十一條　在監者ニ給與スル飲料ハ白湯トス但シ必要アルトキハ茶又ハ麥湯ヲ用フルコトヲ得

第七十二條　元旦、萬壽節、建國節、訪日宣詔紀念日其ノ他特ニ司法部大臣ノ指定シタル日ニ於テハ前二條ノ規定ニ拘ラズ特別ノ飲食ヲ給與スルコトヲ得

第七十三條　病者及準病者ノ飲食ニ付テハ監獄醫ノ意見ヲ徵シ監獄ノ長適宜之ヲ定ムルコトヲ得

第七十四條　在監者ニハ酒類、阿片、麻藥類及煙草ヲ用フルコトヲ許サズ但シ治療又ハ鑑定ノ爲必要アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條　在監者ニ貸與スベキ日常必需品ノ品目左ノ如シ

一　衣類（常衣、作業衣、襯衣、帶、足袋又ハ靴下、褌又ハ腰卷、手套、防寒具）

二　寢具（蒲團又ハ毛布、敷布、枕）

三　食器（膳、椀、箸、皿）

四　雜具（手巾、履物、雨具、冠物）

前項ニ掲グル物品ノ製式ハ別ニ之ヲ定ム

監獄長必要アリト認ムルトキハ司法部大臣ノ認可ヲ受ケ第一項ニ掲グル品目ヲ增減スルコトヲ得

第七十六條　前條ニ規定スル貸與品ノ數ハ一人各一箇トス但シ監獄長必要アリト認ムルトキハ之ヲ增減スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ箇數ノ增減ヲ爲シタルトキハ食器及病者ニ對スル貸與品ヲ除クノ外其ノ理由ヲ具シ司法部大臣ニ申報スベシ

第七十一條　在監者ニ對シテハ用紙、齒磨用品等日常必需品ヲ給與ス

第七十八條　居房及工場ニハ清掃用具、調髮用具、飲料及雜用水用具、蛇蝎、洗面器、唾壺及便器ヲ備附クベシ

季節　土地ノ狀況又ハ監獄ノ施設ニ因リ前項以外ノ器具ノ備附ヲ必要ト認ムルトキハ煖房用具ヲ除クノ外司法部大臣ノ認可ヲ受クベシ

居房及工場ニハ前二項ノ規定ニ依リ備附ケタル器具ノ品目竝ニ數量ヲ記載シタル小札ヲ掲グベシ

第七十九條　受刑者ノ衣類ハ土黃色トス

左ニ掲グル者ノ衣類ハ灰色トス

一　未決拘禁者

二　勞役留置ノ執行ヲ受クル者

三　少年及準少年

四　受刑者ニシテ特ニ處遇上必要アリト認メタルモノ

在監者ノ寢具ハ灰色トス

衣類及寢具ノ製式ハ別ニ之ヲ定ム

受刑者ノ護送又ハ出廷ノ場合ニ於テハ灰色ノ衣類ヲ著用セシムルコトヲ得

第八十條　在監者ニ自辨ヲ許スベキ飲食、衣類、寢具其ノ他ノ日常必需品ノ

刑政第51巻第5号
矯正図書館

種類及數量ハ別ニ之ヲ定ム但シ監獄ノ長必要アリト認ムルトキハ司法部大臣ノ認可ヲ受ケ之ガ增減ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ自辨ヲ許スベキ場合ニ於テ時季ニ適セズ且瞽澤ニ亙リ又ハ監獄ノ紀律若ハ衞生ニ害アリト認ムルトキハ其ノ自辨ヲ禁ズベシ

第八十一條　在監者ノ自辨ニ係ル飮食ノ點檢ニハ監獄醫ヲシテ之ニ立會ハシムベシ

第八十二條　雜居拘禁ニ付セラレタル者ノ自辨飮食ハ成ルベク他ノ者ト別異ノ場所ニ於テ之ヲ用ヒシムベシ

## 第二節　衞生及醫療

第八十三條　在監者ノ衣類、寢具、食器及雜具等ハ期日ヲ定メ蒸氣其ノ他適當ノ方法ヲ用ヒテ之ヲ淸淨ナラシムベシ

第八十四條　自辨ノ衣類、寢具ハ時時澣濯セシメ必要アルトキハ之ヲ補綴又ハ交換セシムベシ

監獄ニ於テ自辨ノ衣類、寢具ヲ補綴又ハ澣濯シタルトキハ其ノ費用ハ本人ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

第八十五條　受刑者ノ頭髮ハ短薙シ鬚髯ハ剃除セシム但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十六條　在監者ノ頭髮ハ少クトモ一月毎ニ一回、鬚髯ハ少クトモ十日毎ニ一回之ヲ翦剃セシムベシ但シ衞生上其ノ他必要アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十七條　婦女ノ頭髮ハ衞生又ハ紀律上必要アル場合ヲ除クノ外其ノ意ニ反シテ短薙セシムルコトヲ得ズ

婦女ニハ膏油ノ使用ヲ許スコトヲ得

第八十八條　在監者ニハ雨天、疾病其ノ他特別ノ支障ナキ限リ毎日三十分乃至一時間戶外ニ於テ運動又ハ體操ヲ爲サシムベシ但シ戶外作業ニ從事スル者ニハ之ヲ爲サシメザルコトヲ得

第八十九條　在監者ニ對シテハ疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル場合ヲ除クノ外入浴ヲ爲サシムベシ

入浴ノ度數ハ作業ノ種類其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ監獄ノ長適宜之ヲ定ム但シ六月ヨリ九月迄ハ五日毎ニ一回、十月ヨリ五月迄ハ七日毎ニ一回ヲ下ルコトヲ得ズ

第九十條　獨居拘禁ニ付セラレタル者ハ少クトモ三月毎ニ一回、其ノ他ノ者ハ少クトモ六月毎ニ一回監獄醫ヲシテ健康診査ヲ爲サシムベシ

第九十一條　監獄ノ長ハ在監者ノ疾病治療ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ監獄醫ニ非ザル醫師ヲシテ治療ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

分娩ノ爲必要アリト認ムルトキハ助產士ヲ附スルコトヲ得

第九十二條　病室ハ疾病ノ種類ニ因リ必要ナル程度ニ於テ之ヲ區別スベシ

獨居拘禁ニ付セラレタル者ヲ治療ノ爲病室ニ收容スル必要アルトキハ成ルベク獨居病室ニ拘禁スベシ

第九十三條　監獄ノ長ハ傳染病流行ノ際其ノ他必要アリト認ムルトキハ飮食其ノ他ノ日常必需品ノ自辨ヲ停止スルコトヲ得

第九十四條　在監者傳染病ニ罹リ又ハ其ノ疑アルトキハ直ニ之ヲ隔離シ嚴ニ消毒方法ヲ行ヒ其ノ狀況ヲ速ニ司法部大臣ニ申報スベシ

前項ノ場合ニ於テハ監獄所在地ヲ管轄スル警察官署及市街村公所ニ其ノ事實ヲ通報スベシ

第九十五條　傳染病流行ノ兆アルトキハ其ノ豫防ヲ嚴ニシ流行地ヲ發シ又ハ其ノ地方ヲ通過シタル入監者ハ必要ナル期間他ノ者ト隔離シ其ノ攜帶物ハ之ヲ消毒スベシ

第九十六條　監獄法第三十七條ノ規定ニ依リ在監者ヲ醫院ニ移送シタルトキハ監獄ノ長ハ監獄醫ニ診斷書及治療其ノ他處遇ニ關スル當該醫院トノ協定書ヲ添ヘ司法部大臣ニ申報スベシ

第九十七條　在監者ヲ醫院ニ移送シタルトキハ監獄ノ長ハ監獄官吏ヲシテ常時其ノ狀況ヲ視察セシムベシ

第九十八條　醫院ニ移送シタル者在院ノ必要ナキニ至リタルトキハ監獄ノ長ハ速ニ之ヲ還送セシメ其ノ旨ヲ司法部大臣ニ申報スベシ

第九十九條　在監者ノ疾病重篤ナルトキハ其ノ旨ヲ本人ノ親族、家族又ハ故舊ニ通知スベシ

第百條　老衰者、虛弱者、不具者、受胎後七月以上ノ姙婦及分娩後一月ヲ經過セザル產婦ハ之ヲ病者ニ準ズルコトヲ得

## 第七章　作業

第百一條　作業ノ種類ハ司法部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第百二條　在監者ノ作業時間ハ左ノ如シ

一月、十二月　八時間
二月、十一月　九時間
三月、十月　十時間
四月、九月　十一時間
五月、六月、七月、八月　十二時間

監獄長ハ地方ノ狀況、監獄ノ施設、作業ノ種類其ノ他ノ事情ニ因リ司法部大臣ノ認可ヲ受ケ作業時間ヲ伸縮スルコトヲ得

徹夜作業ニ就ク者ニ對シテハ二時間以內、病者及準病者ニシテ就業ヲ免ゼザルモノニ對シテハ健康ニ應ジ適當ニ其ノ作業時間ヲ短縮スルコトヲ得

教化及運動ニ要スル時間ハ之ヲ作業時間ニ通算スルコトヲ得

第百三條　受刑者ニ對シテハ特別ノ事由ナキ限リ作業ノ種類ノ變更ヲ許サズ禁錮受刑者ニ對スル作業ノ賦課又ハ作業ノ種類ノ變更ニ付テハ紀律ニ害ナキ限リ本人ノ希望ヲ斟酌スベシ

第百四條　刑期六月未滿ノ者又ハ受刑後三月ヲ經過セザル者ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外構外ノ作業ニ就カシムルコトヲ得ズ

第百五條　監獄ノ長ハ在監者ニシテ行狀善良、技能及作業成績優秀ナルモノヲシテ作業指導ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第百六條　作業科程ハ作業時間及普通勞働者ノ作業能率ヲ標準トシテ等一ニ之ヲ定ムベシ

前項ノ標準ニ據ルコト能ハザル作業ニ付テハ作業時間ヲ以テ作業科程トス

婦女、病者、準病者其ノ他必要アリト認ムル者ニ對シテハ適宜作業科程ヲ輕減スルコトヲ得

第百七條　在監者ニ課スベキ作業ノ種類及一日ノ科程ハ之ヲ本人ニ告知スベシ

第百八條　作業時間ノ全部ヲ通ジテ同一種類ノ作業ニ就カシムルコト能ハザルトキハ他ノ種類ノ作業ヲ併課スベシ

第百九條　一日ノ作業科程ヲ終了シタル者ト雖モ作業時間內ハ繼續シテ就業セシムベシ

第百十條　監獄ノ長ハ監獄官吏ヲシテ毎日一回各就業者ニ付作業ノ成績ヲ檢査セシムベシ

矯正図書館

第百十一條　監獄法第四十四條第一項第二號ノ規定ニ依ル免業日左ノ如シ

一　春節
二　元宵節
三　春丁祀孔
四　端午節
五　中秋節
六　秋丁祀孔
七　陽曆一月二日、三日及十二月三十一日
八　陰曆正月二日、三日及十二月末日

前項ニ規定スルノ外毎月二回日曜日ニ於テ就業ヲ免ズ

日曜免業日他ノ免業日ト重複スルトキハ他日ニ於テ別ニ就業ヲ免ゼズ

日曜免業日以外ノ免業日三日以上存スル月ニ於テハ日曜免業日ハ一日トス

第百十二條　數量科程ノ了否ハ當月ノ科程ト其ノ月中ノ仕上高、時間科程ノ了否ハ當月ノ科程ト其ノ月中ノ就業時間トヲ各對照シテ之ヲ定ムベシ

第百十三條　作業賞與金ハ科程ノ了否、勤勉ノ程度等ヲ斟酌シテ別ニ定ムル所ニ依リ計算ヲ爲スベシ

第百十四條　新ニ入監シタル後二月ヲ經過セザル者及作業成績劣等又ハ行狀不良ナル者ニハ作業賞與金ノ計算ヲ爲サズ

第百十五條　監獄法第四十四條第五項ノ規定ニ依ル作業ニ就キタル者ニハ別ニ定ムル所ニ依リ作業賞與金ノ額ヲ增加スルコトヲ得

第百十六條　在監者惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ器具、機械、成品、素品其ノ他ノ物ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其ノ賠償ニ相當スル金額ヲ作業賞與金計算高ノ内ヨリ控除スルコトヲ得若作業賞與金計算高ヲ有セズ又ハ賠償スルニ足ラザルトキハ將來取得スベキ作業賞與金計算高ヲ以テ之ニ充當スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ賠償金ヲ控除又ハ充當シタルトキハ其ノ金額ヲ本人ニ告知スベシ

第百十七條　作業賞與金計算高ヲ有スル者逃走シタルトキハ其ノ計算高全部ヲ抹消スベシ

第百十八條　就業者ニハ毎月十五日迄ニ前月分ノ作業賞與金計算高ヲ告知スベシ

第百十九條　作業賞與金ハ釋放ノ際之ヲ給與ス

第百二十條　十圓以上ノ作業賞與金計算高ヲ有スル受刑者其ノ祖父母、父母、配偶者若ハ子ノ扶助又ハ犯罪被害者ニ對スル賠償其ノ他正當ノ事由アル場合ニ於テハ釋放前ト雖モ作業賞與金計算高ノ三分ノ一ヲ超エザル金額ヲ給與スルコトヲ得

受刑者ノ爲特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ之ニ作業賞與金ヲ給與スルコトヲ得

第百二十一條　作業賞與金計算高ヲ有スル在監者死亡シタルトキハ其ノ配偶者、子、父母又ハ祖父母ニ之ヲ給與スルコトヲ得

第百二十二條　監獄法第三十四條及第四十六條ノ規定ニ依ル手當金ハ別ニ定ムル所ニ依リ給與スベシ

## 第八章　交通

第百二十三條　受刑者ニハ收監後直ニ親族又ハ家族ニ對シ其ノ居所ヲ通知スベシ



キコトヲ促シ本人之ヲ肯ゼザルトキハ教化上其ノ他ノ必要ニ應ジ監獄自ラ之ヲ通知スルコトヲ得

受刑者ノ親族又ハ家族ニシテ前項ノ通知ヲ受ケ仍交通ヲ爲サザルトキハ監獄ノ長ハ之ニ對シ受刑者トノ交通ヲ促スコトヲ得

第百二十四條　在監者ニ接見センコトヲ請フ者アル場合ニ於テ監獄ノ保安、紀律又ハ衞生若ハ教化ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ許サザルコトヲ得

第百二十五條　受刑者ニ對シテハ處遇上ノ必要其ノ他正當ノ事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外其ノ親族、家族又ハ故舊ニ非ザル者トノ接見又ハ信書其ノ他ノ書類ノ發受ヲ許サズ

第百二十六條　接見ノ度數ハ拘留受刑者ニ付テハ十日毎ニ一回、禁錮受刑者ニ付テハ十五日毎ニ一回、徒刑受刑者ニ付テハ一月毎ニ一回トス

第百二十七條　十四歲未滿ノ者ニハ在監者ト接見ヲ爲スコトヲ許サズ接見ヲ許サレタル者ニハ三歲未滿ノ幼兒ニ限リ其ノ帶同ヲ許ス

第百二十八條　接見ヲ請フ者アルトキハ其ノ氏名、年齡、住所、職業、在監者トノ續柄及面談ノ要旨ヲ聽取シ許可ヲ與ヘタル者ニハ接見心得事項ヲ告知スベシ

接見ヲ請フ者辯護人ナルトキハ其ノ氏名、住所及職業ヲ聽取シ法院ノ許可ヲ得テ辯護人ト爲リタル者ニハ仍其ノ旨ヲ證明セシムベシ

第百二十九條　接見ノ場合ニ於テハ監獄ノ長ノ許可シタル用語ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第百三十條　接見ハ接見室ニ於テ之ヲ爲サシムベシ

在監者疾病ノ爲接見室ニ赴クコト能ハザルトキハ其ノ居所ニ於テ接見セシムルコトヲ得

第百三十一條　接見ハ執務時間内ニ非ザレバ之ヲ許サズ

接見ノ時間ハ三十分以内トス但シ辯護人トノ接見ニシテ辯護ノ爲必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百三十二條　接見ニ立會ヒタル監獄官吏ハ會話ノ要旨ヲ身分簿ニ錄取スベシ

第百三十三條　信書其ノ他ノ書類ノ發送ノ數ハ拘留受刑者ニ付テハ十日毎ニ一通、禁錮受刑者ニ付テハ十五日毎ニ一通、徒刑受刑者ニ付テハ一月毎ニ一通ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百三十四條　監獄ノ長ニ於テ教化上其ノ他必要アリト認ムルトキハ第百二十五條乃至第百二十七條、第百三十一條及前條ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第百三十五條　受刑者ノ受クベキ信書其ノ他ノ書類ニシテ教化上支障ナキモノハ其ノ都度之ヲ本人ニ交付スベシ

受刑者ニ交付スベキ信書其ノ他ノ書類多數アルトキハ急速ヲ要スルモノヲ先ヅ交付スベシ

第百三十六條　發信ハ無封ノ儘之ヲ提出セシメ受信ハ開披シタル上監獄ノ長其ノ發受ニ付許否ヲ決スベシ

第百三十三條ノ規定ニ依ル數ヲ超エタル信書其ノ他ノ書類ハ直ニ本人ニ還付スベシ

第百三十七條　監獄法第四十九條ノ規定ニ依リ發受ヲ許サザル信書其ノ他ノ書類ハ廢棄スベキモノヲ除クノ外之ヲ領置シ釋放ノ際交付スベシ

第百三十八條　信書其ノ他ノ書類ノ檢閱、發送及交付ノ手續ハ速ニ之ヲ爲スベシ

信書其ノ他ノ書類ノ發受、交付、領置及廢棄ノ年月日ハ之ヲ身分簿ニ記載スベシ

第百三十九條　受刑者ノ發信其ノ他ノ書類ハ急速ヲ要スル場合ヲ除クノ外免業

矯正図書館

日又ハ休憩時間内ニ非ザレバ之ヲ作成セシムルコトヲ得ズ

第百四十條　在監者ニ係ル信書其ノ他ノ書類ノ發受ニ要スル料金ハ自辨トス但シ特別ノ事由アル場合ニ限リ監獄ニ於テ之ヲ支辨スルコトヲ得

書信用紙及封筒ハ之ヲ給與スルコトヲ得

第百四十一條　在監者信書其ノ他ノ書類ヲ自書スルコト能ハザル爲其ノ代書ヲ請フトキハ監獄ノ長ハ監獄官吏ヲシテ之ヲ代書セシムベシ

第百四十二條　接見ノ立會又ハ信書其ノ他ノ書類ノ檢閲ヲ爲スニ當リ處遇上參考ト爲ルベキ事實ヲ知得シタルトキハ其ノ要旨ヲ身分簿ニ記載スベシ

## 第九章　領置

第百四十三條　在監者ニ對シテハ監獄ノ紀律若ハ衞生ニ害アル物又ハ替澤ニ亙ル虞アル物ノ差入又ハ送致ヲ許サズ

第百四十四條　在監者ノ攜有若ハ購入スル物又ハ差入若ハ送致シ來リタル物ニ付必要アリト認ムルトキハ領置又ハ交付前消毒ヲ爲スベシ

第百四十五條　物品ヲ領置セントスルトキハ其ノ品目及數量ヲ領置品基帳ニ金錢ヲ領置セントスルトキハ其ノ額ヲ領置金收受簿ニ記載シ本人ノ認證ヲ徵シ監獄ノ長之ニ證印スベシ

第百四十六條　送致物ニシテ本人其ノ受領ヲ拒ミタルモノハ差出人判明セルモノニ限リ返付ノ手續ヲ爲スベシ差入物ニ付本人受領ヲ拒ミタルトキ亦同ジ但シ返付ニ要スル費用ハ差出人又ハ差入人ノ負擔トス

第百四十七條　在監者ニ差入ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ其ノ氏名、住所、職業及在監者トノ續柄ヲ調査スベシ

第百四十八條　領置物品ハ處遇上必要アルモノニ限リ之ヲ本人ニ交付シ所持セシムルコトヲ得

第百四十九條　領置物品ハ本人ノ請求ニ因リ之ヲ賣却シテ其ノ賣得金ヲ領置スルコトヲ得

領置ヲ爲サズ又ハ領置ヲ解キタル物ノ處分ニ付本人ニ於テ特別ノ請求ヲ爲サザルトキハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第百五十條　刑期五年以上ノ者ノ領置物品ハ成ルベク之ヲ其ノ親族、家族又ハ故舊ニ交付セシムベシ

前項ノ規定ニ依リ交付スルコト能ハザル事由アルトキハ前條第一項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲スコトヲ得

第百五十一條　無價物ト雖モ本人ノ趣味、信仰其ノ他特殊ノ事由ニ因リ保存ヲ請フモノハ之ヲ領置スベシ

第百五十二條　在監者領置物ヲ以テ其ノ祖父母、父母、配偶者又ハ子ノ扶助其ノ他正當ノ用途ニ充テンコトヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第百五十三條　沒取又ハ廢棄ノ處分ヲ爲シタルトキハ沒取廢棄簿ニ品目、數量竝ニ處分ヲ爲シタル理由及年月日ヲ記載シ監獄ノ長之ニ證印スベシ

第百五十四條　死亡者ノ遺留品ノ交付ヲ受クベキ者遠隔ノ地ニ在ルトキハ其ノ請求ニ因リ之ヲ賣却シテ其ノ賣得金ヲ送付スルコトヲ得但シ遞送費ハ請求者ノ負擔トス

第百五十五條　監獄ノ長ハ自辨ヲ許スベ



キ飲食物其ノ他日常必需品ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者不正ノ行爲アリト認ムルトキハ監獄ノ長ハ其ノ指定ヲ取消スベシ

## 第十章　賞　罰

第百五十六條　賞遇ヲ受クベキ者ニハ賞票ヲ付與スベシ

賞票ハ加ヘテ三箇ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百五十七條　賞票ハ長サ二寸幅一寸ノ藍色ノ布ヲ用ヒ上衣ノ左袖肩臂間ノ表面ニ縫著セシムベシ

第百五十八條　賞遇ハ賞票一箇毎ニ左ノ處遇ヲ爲スベシ

一　第百二十六條ノ規定ニ依ル接見ノ度數及第百三十三條ノ規定ニ依ル信書其ノ他ノ書類發送ノ數ヲ一回宛增加スルコト

二　作業賞與金計算高ヲ其ノ月額ノ十分ノ一增加スルコト

三　特別ノ飲食ヲ毎月四回給與スルコト

第百五十九條　賞票二箇以上ヲ付與セラレタル者ニ對シテハ監獄ノ長ハ晝間構內一定ノ區域ニ限リ戒護官吏ヲ附セザルコトヲ得

監獄法第六十條ノ規定ニ依ル賞與ハ之ヲ賞詞及賞金ノ二種トス

第百六十條　監獄ノ長ハ前項ノ賞詞及賞金ノ二種トス

賞金ハ十圓以下ノ範圍內ニ於テ之ヲ定ムベシ

第百六十一條　懲罰事犯アルトキハ戒護科長若ハ之ニ準ズル者又ハ此等ノ代理者取調ヲ爲シ監獄ノ長ニ懲罰ノ申請ヲ爲スベシ

前項取調中ノ者ハ必要ニ因リ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第百六十二條　懲罰ハ其ノ事犯ノ取調ニ當リタル官吏竝ニ教務官ノ意見及本人ノ辯解ヲ聽キ監獄ノ長之ヲ決スベシ

第百六十三條　懲罰ノ言渡ハ監獄ノ長之ヲ爲スベシ

第百六十四條　賞遇ヲ廢止セラレタル者ニハ賞票ヲ褫奪シ賞遇ヲ停止セラレタル者ニハ其ノ期間賞票ヲ除去スベシ

第百六十五條　運動停止又ハ屏禁ノ執行ハ監獄醫ニ於テ其ノ健康ニ害ナシト診斷シタルトキニ非ザレハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ懲罰執行中健康ニ害アリト認ムルニ至リタルトキハ其ノ執行ヲ停止スベシ

第百六十六條　屏禁ニ處セラレタル者ヲ他所ニ移送スルトキハ其ノ前日、當日及護送中ハ懲罰ノ執行ヲ停止スベシ

第百六十七條　運動停止又ハ屏禁ニ處セラレタル者ハ其ノ執行ヲ終リタル後速ニ監獄醫ヲシテ其ノ健康ヲ診斷セシムベシ

第百六十八條　懲罰ニ處セラレタル者ヲ移送ニ因リ領收シタル監獄ノ長ハ收監後三日以內ニ懲罰ノ執行ヲ開始スベシ

第百六十九條　在監者護送ノ途中ニ於テ紀律ニ違ヒタルトキハ本人ヲ領收シタル監獄ノ長之ニ懲罰ヲ科スルコトヲ得

第百七十條　懲罰執行中裁判ノ確定其ノ他ノ事由ニ因リ在監ノ原由ニ變更アリタル場合ニ於テハ引續キ執行シ得ベキ種類ノ懲罰ニ限リ執行ヲ繼續スベシ

第百七十一條　在監者ノ賞罰ニ關スル事項ハ身分簿及懲罰簿ニ記載スベシ

## 第十一章　釋　放

第百七十二條　刑期ノ滿了ニ因リ釋放セラルベキ受刑者ハ釋放前三日以內獨居拘禁ニ付シ監獄ノ長自ラ釋放後ノ心得ニ付諭告ヲ爲スベシ

第百七十三條　受刑者ノ釋放後ニ於ケル

矯正図書館

保護ニ關スル事項ハ釋放前豫メ之ヲ調査スベシ

釋放後ノ保護上必要アルトキハ紀律ニ妨ゲナキ限リ保護關係者ニ身分簿ノ閲覽ヲ許スコトヲ得

第百七十四條　假釋放ノ具申書ニ記載スベキ事項竝ニ添附スベキ書類ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第百七十五條　軍法會審ニ於テ處斷セラレタル者ノ假釋放具申ニ付テハ軍事檢察官ノ意見ヲ聽クベシ

假釋放ノ具申ヲ爲サントスルトキハ具申書ヲ檢察廳又ハ軍事檢察官ニ回付シテ其ノ意見ヲ聽クベシ

第百七十六條　假釋放ニ因リ釋放スベキ場合ニハ監獄ノ長釋放ノ申渡ヲ爲シ本人ニ心得書ヲ交付スベシ

第百七十七條　作業賞與金ヲ給與スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ濫費ヲ防グ爲適當ノ方法ヲ講ズルコトヲ得

第百七十八條　釋放ヲ爲ス場合ニハ季節及健康ヲ斟酌シ相當ノ衣類及歸住旅費ヲ準備セシムベシ

前項ノ準備ヲ爲スコト能ハザル者ニ對シテハ監獄ニ於テ之ヲ給與スベシ

第百七十九條　監獄ノ長必要アリト認メタルトキハ釋放セラルベキ者ノ性格、行狀及保護ニ關スル意見ヲ本人ノ保護者ニ通報スベシ

第百八十條　詭激思想懷抱者、兇惡不良ノ者又ハ監置ヲ要スベキ精神異狀者ヲ釋放スベキトキハ豫メ思想、性格、行狀其ノ他參考ト爲ルベキ事項ヲ監獄所在地及本人歸住地ヲ管轄スル警察官署ニ通報スベシ

第百八十一條　在監者ヲ釋放シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ監獄ノ長ハ監獄官吏ヲシテ乘車船所迄同行セシメ本人ニ代リ其ノ歸住地又ハ寄住地ニ最モ近キ場所ニ至ル迄ノ乘車船券ヲ購求シ之ヲ本人ニ交付セシムベシ

第百八十二條　監獄法第七十三條第二項ノ規定ニ依ル歸住旅費ハ本人相當額ノ領置金又ハ作業賞與金ヲ有シ若ハ生計上支障ナシト認ムルトキハ之ヲ給與セザルコトヲ得

## 第十二章　死亡

第百八十三條　死刑ノ執行ハ其ノ當日之ヲ本人ニ告知スベシ

第百八十四條　死刑ヲ執行スルトキハ絞首ノ後監獄醫ヲシテ診斷セシメ死亡ヲ確認シタル後ニ非ザレバ絞繩ヲ解クコトヲ得ズ

第百八十五條　死亡者ノ病名、死因及死亡ノ年月日時竝ニ遺言又ハ遺留物ハ速ニ之ヲ死亡者ノ親族、家族又ハ故舊ニ通報スベシ

第百八十六條　在監者病死シタルトキハ監獄醫ハ其ノ病名、病歷、死因及死亡ノ年月日時ヲ死亡簿ニ記載シ之ニ署名捺印スベシ

自殺其ノ他變死ノ場合ニ於テ檢察廳ノ檢視ヲ受ケタルトキハ其ノ旨及檢視者竝ニ立會人ノ官職氏名ヲ死亡簿ニ記載スベシ

第百八十七條　在監者ノ死體ハ監獄ノ長ノ檢視ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ交付スルコトヲ得ズ

死體又ハ遺骨ヲ交付シタルトキハ其ノ旨ヲ死亡簿ニ記載シ領收書ヲ徵スベシ

第百八十八條　死亡者ノ死體又ハ遺骨ハ



親族又ハ家族ニシテ引取ヲ請フ者ナク且之ガ交付ニ因リ公安ヲ害スル虞ナシト認ムルトキニ限リ故舊ニ交付スルコトヲ得

第百八十九條　傳染病豫防法ニ指定スル傳染病ニ罹リタル者ノ死體ニ付之ガ交付ヲ請フ者ナキトキハ火葬ニ付スベシ

若火葬ニ付スルコト能ハザル事由アルトキハ所轄警察官署ニ其ノ旨ヲ通報スベシ

前項ノ死體ヲ交付セントスルトキハ傳染病豫防法ノ規定ニ準ジ嚴ニ消毒方法ヲ講ズベシ

第百九十條　受刑者生前ニ於テ解剖ヲ肯ゼザル意思ヲ表示シタルトキハ解部ノ爲其ノ死體ヲ交付スルコトヲ得ズ

解剖ノ爲死體ヲ交付スルトキハ禮意ヲ失セザルコトヲ條件ト爲スベシ

第百九十一條　死體又ハ遺骨ヲ埋葬シタル場所ニハ死亡者ノ氏名及死亡ノ年月日ヲ記シタル木標ヲ立ツベシ

合葬シタルトキハ合葬者ノ氏名及死亡ノ年月日ヲ合葬簿ニ記載シ合葬ノ場所ニハ墓標ヲ立ツベシ

## 第十三章　未決拘禁

第百九十二條　未決拘禁者ト他ノ種類ノ在監者トハ雜居セシムルコトヲ得ズ徒刑又ハ禁錮ノ執行ヲ受ケタルコトアル者ト否ラザル者トハ成ルベク區別シタル場所ニ拘禁スベシ

第百九十三條　炊事、清掃其ノ他ノ雜務ニ就カシムル爲必要アルトキハ徒刑受刑者ヲシテ未決拘禁所ニ出入セシムルコトヲ得

第百九十四條　未決拘禁者ヲ護送スル際ハ他ノ種類ノ在監者ト區分スベシ

事件索連スルモノハ同行セシムルコトヲ得ズ

第百九十五條　未決拘禁者逃走シタルトキハ其ノ旨ヲ檢察廳ニ通報スベシ逃走者ヲ逮捕シタルトキ亦同ジ

第百九十六條　未決拘禁者ニ對シ教誨ヲ施行スル場合ニ於テハ當該事件ノ內容ニ觸ルルコトヲ避クベシ

第百九十七條　搜査又ハ審判上ノ必要ニ基キ檢察廳又ハ法院ノ請求アルトキハ未決拘禁者ノ頭髮、鬚髯ヲ變形セシムルコトヲ得ズ

第百九十八條　未決拘禁者ハ檢察廳ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ醫院ニ移送スルコトヲ得ズ

第百九十九條　未決拘禁者ニ對シ作業ニ就クコトヲ許シタルトキハ其ノ居房ニ於テ就業セシムベシ但シ審判官又ハ檢察官ノ同意ヲ得タル者ニ付テハ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得

未決拘禁者ノ作業時間ハ二時間以內之ヲ短縮スルコトヲ得

第二百條　未決拘禁者作業ニ就キタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ其ノ作業ヲ中止シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ作業ノ種類ヲ變更スルコトヲ得ズ

搜査又ハ審判上支障アリト認ムルトキハ作業ヲ中止セシムベシ

第二百一條　未決拘禁者ニ對スル作業賞與金ノ給與ニ付テハ第百二十條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百二條　未決拘禁者ノ發受スル信書其ノ他ノ書類ハ檢閲ヲ受クル爲之ヲ檢察廳又ハ法院ニ送付スベシ但シ事件ニ關係ナキコト明白ナルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三條　未決拘禁者ノ信書其ノ他ノ書類ノ檢閲又ハ接見ノ立會ニ因リ當該事件ニ關聯セル事項ヲ覺知シタルトキハ速ニ之ヲ檢察廳ニ通報スベシ

第二百四條　未決拘禁者死亡シタルトキハ第百八十五條ノ規定ニ依ルノ外速ニ

矯正図書館

其ノ旨ヲ檢察廳ニ通報スベシ

第二百五條　死刑ノ判決ヲ受ケタル者刑事訴訟法第四百二十八條第一項ノ規定ニ該ル事由アルトキハ監獄醫ノ診斷書ヲ添ヘ速ニ其ノ旨ヲ檢察廳ニ通報スベシ

## 第十四章　少年ニ關スル特則

第二百六條　少年ニシテ十八歳ニ達シ準少年ノ處遇ヲ必要トセザルモノ又ハ準少年ニシテ二十歳ニ達シタルモノ一年以内ニ刑期終了スベキモノナルトキハ其ノ殘刑期間繼續シテ少年又ハ準少年ニ準ジ處遇スルコトヲ得

第二百七條　少年ト準少年トハ成ルベク分界シタル場所ニ拘禁スベシ

第二百八條　少年及準少年ニシテ處遇上必要アルトキハ氏名ヲ以テ呼稱スベシ

第二百九條　少年及準少年ニ對スル獨居拘禁ノ期間ハ六月トス繼續ノ必要アル場合ニ於テハ監獄官會議ニ諮リ爾後三月毎ニ之ヲ更新スルコトヲ得但シ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百十條　少年及準少年ヲ護送スル際ハ成年又ハ他ノ種類ノ在監者ト同行セシムルコトヲ得ズ

第二百十一條　少年及準少年受刑者ニ對シテハ毎日四時間以内國民學校程度ニ依リ國民科、算術、體育其ノ他必要ナル學科及實習作業ヲ教授スベシ

第二百十二條　少年及準少年受刑者ニシテ國民學校修了程度ノ學力アルモノニハ其ノ教育程度ニ應ジ毎日二時間以内相當ノ補習教育ヲ施スコトヲ得

第二百十三條　前二條ノ規定ハ國民優級學校修了程度ノ學力アル者又ハ刑期三月未滿ノ者ニ之ヲ適用セズ

第二百十四條　少年及準少年ニ對スル戸外運動ハ一日一時間ヲ下ルコトヲ得ズ體操又ハ教練ヲ授クル日ニ於テハ前項ノ戸外運動ヲ爲サシメザルコトヲ得

第二百十五條　少年及準少年ニ對シテハ少クトモ三月毎ニ一回健康診査ヲ爲スベシ

第二百十六條　少年及準少年ト成年又ハ他ノ種類ノ在監者トハ診療ノ時間及病室ヲ異ニスベシ

第二百十七條　少年及準少年ニ對シテハ特ニ身體ノ發育ニ有益ナル作業ヲ賦課スベシ

少年及準少年ニ對シテハ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル迄ノ間就業セシムルコトヲ得ズ

第二百十八條　少年及準少年ノ作業時間ハ二時間以内ニ短縮スルコトヲ得

第二百十九條　少年及準少年ニ對シテハ第百四條ノ規定ヲ適用セズ

第二百二十條　少年及準少年ニ對スル作業科程ハ年齡、健康及智能ヲ斟酌シテ之ヲ輕減スルコトヲ得

第二百二十一條　少年及準少年ノ接見ノ度數及信書發送ノ數ハ教化上必要アリト認ムル程度ニ於テ適宜增加スルコトヲ得

## 第十五章　保護在留

第二百二十二條　監獄ノ長ハ保護在留ノ原由アリト認ムル者アルトキハ監獄官會議ニ諮リ之ヲ在留處分ニ付スルヤ否ヲ決定スベシ在留期間ノ更新ヲ必要ト認ムルトキ亦同ジ

第二百二十三條　在留處分書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一　氏名、年齡
二　在留取消ノ理由
三　在留取消處分決定ノ年月日
四　引取人アルトキハ其ノ氏名、年齡、性別、住所、職業、本人トノ續柄
五　保護關係其ノ他參考ト爲ルベキ事項



第二百二十四條　在留更新處分書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一　氏名、年齡
二　在留更新ノ理由
三　在留更新處分決定ノ年月日
四　在留更新期間
五　在留更新期間ノ始期及終期
六　其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二百二十五條　在留期間ハ釋放スベキ日ヨリ起算ス

第二百二十六條　監獄ノ長在留處分ノ告知ヲ爲スニ際シテハ保護ノ爲ニ爲スモノナルコトヲ懇諭スベシ

第二百二十七條　在留者ニハ長サ二寸幅一寸ノ白色布ヲ上衣ノ左袖肩臂間ノ表面ニ縫著セシムベシ

第二百二十八條　在留者ニ對スル教化ハ特ニ社會復歸ノ準備ヲ爲サシムルコトニ重キヲ置クベシ

第二百二十九條　在留者ノ居室ニハ監獄ノ保安又ハ紀律ニ妨ゲナキ限リ花卉又ハ書畫ノ類ヲ備附クルコトヲ得

第二百三十條　在留者ニ課スル作業ハ社會ノ實狀ニ即シ特ニ自活ノ手段又ハ補助ト爲スニ適スル種類ヲ選擇スベシ

第二百三十一條　在留者ニ給與スル工錢ハ普通勞働賃金ヲ斟酌シテ之ヲ定ム工錢ハ就業ノ日ヨリ日割ヲ以テ計算ス前項ノ工錢ハ其ノ額ヲ翌月十日迄ニ本人ニ告知シ之ヲ領置スベシ

第二百三十二條　領置金ハ監獄ノ長ニ於テ必要已ムヲ得ズト認ムル場合ノ外之ヲ使用セシムルコトヲ得ズ

第二百三十三條　在留者ニ對スル懲戒ハ左ノ如シ

一　戒告
二　直立

直立ハ三時間以上六時間以内トス

第一項ノ處分ニ依リテ其ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ在留ヲ取消スコトヲ得

第二百三十四條　在留取消處分書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一　氏名、年齡
二　罪名、刑名刑期
三　釋放スベキ年月日
四　釋放事由
五　在留處分ノ理由
六　在留處分決定ノ年月日
七　在留期間
八　在留期間ノ始期及終期
九　其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二百三十五條　在留者ニ對スル懲戒ハ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（刑政第五一卷第五號所載）

刑政第51巻第5号
矯正図書館

**資料**

# 各國在監員數統計

## ——倫敦ハワード・リーグの調査——

本統計は倫敦ハワード・リーグの調査に係り一九三六年九月現在に於ける資料に基き「世界各國在監員數」（The Prisoners Population of the World）の題目で發表せられたものゝ再錄である。各國總人口は一九三六年版「ステーツマン年鑑」に、在監員數は主にハワード・リーグへの報告書に據つたといふ。尙本統計は泉二檢事總長の御厚意によるものである。

### 諸國在監人員

| 國名 | 人口 | 數調査年度 | 在監人員 | 調査年度 | 人口十萬ニ對スル在監人ノ比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 獨逸 | 六五、二一八、四六一 | （一、九三五） | 一〇二、三四九 | （一、九三四 七月二日） | 一五六・九 |
| 埃太利 | 六、七六〇、二三三 | （一、九三四） | 七、〇九二 | （一、九三三） | 一〇四・九 |
| 白耳義 | 八、二七五、五五二 | （一、九三四） | 五、〇四六 | （一、九三五 十二月末） | 六一・〇 |
| ブルガリー | 六、〇九〇、二一五 | （一、九三四） | 九、二五六 | （一、九三六 一月末） | 一五二・〇 |
| デンマーク | 三、五五〇、六五六 | （一、九三〇） | 一、五五七 | （一、九三六 二月） | 四三・八 |
| イストニア | 一、一二六、四一三 | （一、九三四） | 三、一〇〇 | （一、九三五 八月） | 二七五・二 |
| アイルランド自由國 | 三、〇三三、〇〇〇 | （一、九三五） | 五八八 | （一、九三四） | 一九・四 |
| フインランド | 三、七三八、五三二 | （一、九三三） | 八、六六九 | （一、九三五 五月） | 二三一・八 |
| 佛蘭西 | 四一、八三四、九二三 | （一、九三一） | 二三、四〇九 | （一、九三二 十二月末） | 五五・九 |
| イングランドウエールス | 三九、九五二、三七七 | （一、九三一） | （ギアナ四千人ヲ含ム）一一、九四八 | （一、九三五） | 二九・九 |
| スコツトランド | 四、八四二、九八〇 | （一、九三一） | 一、二九二 | （一、九三五） | 二六・七 |
| 北アイルランド | 一、二八八、〇〇〇 | （一、九三五） | 三九八 | （一、九三四） | 三〇・九 |
| ハンガリー | 八、八九八、三六七 | （一、九三四） | 八、六一三 | （一、九三六 七月初） | 九六・七 |
| 伊太利 | 四二、二一七、〇〇〇 | （一、九三四） | 五三、三九八 | （一、九三三 十二月末） | 一二六・四 |
| ノールウエー | 二、八一四、一九四 | （一、九三〇） | 一、六〇七 | （一、九三六 一月初） | 五七・一 |
| オランダ | 八、三九二、一〇二 | （一、九三四） | 四、三九八 | （一、九三三 一月末） | 五二・四 |
| ポーランド | 三一、九四八、〇二七 | （一、九三一） | 四八、一五七 | （一、九三六 一月初） | 一五〇・七 |
| ルーマニヤ | 一九、〇三三、三六三 | （一、九三五） | 一〇、五二一 | （一、九三五 五月初） | 五三・八 |
| 瑞典 | 六、二三三、〇九〇 | （一、九三四） | 二、四〇一 | （一、九三三 一月末） | 三八・五 |
| スイス | 四、〇六六、四〇〇 | （一、九三〇） | 一六、七〇四 | （一、九三四 一月末） | 一六四・八 |
| チエツコスロバキヤ | 一四、七二九、五三六 | （一、九三〇） | 九、九七五 | （一、九三四 一月末） | 六七・七 |
| ユーゴースラビヤ | 一四、五一三、七〇六 | （一、九三四） | 七、四〇九 | （一、九三五 二月初） | 五〇・一 |
| アルゼリー | 六、五五三、四五一 | （一、九三一） | 七、四四五 | （一、九三五 一月末） | 一一三・六 |
| エジプト | 一四、二一七、八六四 | （一、九二七） | 二〇、八一八 | （一、九三四） | 一四六・四 |

矯正図書館

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| モロッコ | 四、五〇〇、〇〇〇 | （一、九三一） | 六、七六九 | （一、九三六月） | 一五〇・四 |
| 南アフリカ共和國 | 八、六〇〇、三〇〇 | （一、九三五） | 二〇、〇二二 | （一、九三四） | 二三二・八 |
| 日本 | 九七、六九四、六二八 | （一、九三五） | 五四、八二九 | （一、九三四末） | 五六・一 |
| シヤム | 一一、五〇六、二〇七 | （一、九二九） | 二二、三五一 | （一、九三三末） | 一九四・二 |
| カナダ | 一〇、三七六、七八六 | （一、九三一） | 一一、八九九 | （九、一、九三四月） | 一一四・七 |
| 北米合衆國 | 一二七、五二一、〇〇〇 | （一、九三五） | 二〇一、四三三（未決囚含マズ） | （一、九三三初） | 一五八・〇 |
| チリー | 四、二八七、四四五 | （一、九三〇） | 八四七 | （一、九三四末） | 一九・七 |
| キユーバ | 四、〇一一、〇八八 | （一、九三三） | 五、二四八 | （一、九三二末） | 一三〇・八 |
| パナマ | 四六七、四五九 | （一、九三〇） | 六九八 | （一、九三六五月） | 一四九・三 |
| パラグワイ | 九〇一、七六八 | （一、九三四） | 二、三二九 | （一、九三四末） | 二五八・三 |
| オーストラリヤ | 六、七二四、三〇五 | （一、九三五） | 三、八四七（未決囚含マズ） | （一、九三三末） | 五七・二 |
| ニユージーランド | 一、四八五、〇四六（マオリスヲ除ク） | （一、九三五） | 一、三六〇 | （一、九三四） | 九一・六 |



# 各區の武道會狀況

## 第一區武道會

非常時局下の昭和十三年三月二十日第一區聯合刑務所第十二回武道會は札幌市武德殿に於て開催せらる。北海の天地春とは云へ未だ殘雪消えず氣溫亦肌寒を感ず。この日空には一點の雲なく陽光燦として今日の壯擧を祝福するかの如く絶好の武道日和なり。會場たる武德殿は鐵筋コンクリート二階建の大建築物にして、宏壯なる大道場は階上にありて中央には立派なる神殿の設けあり、森嚴にして自ら威儀を正さしむ。

定刻午前八時三十分開會の振鈴は場内外に響き、東北、北海道、樺太の各刑務所より選まれたる柔劍道選士五四名は生氣潑剌として入場し緊張の氣分彌々漲る。

當日來賓として臨場の榮を得たるは小橋川宮城、佐藤函館の各支部長の外日高札幌控訴院長、清水札幌地方裁判所長、熊谷札幌控訴勅任檢事、相羽札幌保護觀察所長、今北海道帝國大學總長、兒玉北海道帝國大學教授、三澤市長其他在札官公衙團體の長並に新聞記者等にして、定刻縣社三吉神社佐藤宮司の修祓祝詞あり。關川札幌支部長、佐藤函館支部長、柔劍道審判員選士代表等順次恭しく玉串を奉獻して神々に祖國の武運を祈願し奉り來會者一同の神殿禮拜を終りて國歌の合唱をなす。關川札幌支部長開會を宣し、先づ前會優勝せる宮城刑務所より柔劍道優勝旗の返還を受け終つて柔劍道同時に演武を開始す。時に午前九時十五分なり。

數ヶ月に亙る各選士の鍛錬の意氣は武道精神を發揮し正に夫れ天を衝くの感あり。隼の如く攻擊し或は鐵壁の如き守りと共に得意の祕術を盡し一勝一敗接戰又接戰、場内の觀衆戰士の一擧一動に只醉へるが如く時の移るを知らず正午を過ぎて四十分晝食の爲暫し休憩となる。午後一時三十分再開、劈頭講道館兼元教士、島谷教士の大日本帝國柔道極の型、武德會札幌支部大澤範士砂金教士の大日本帝國劍道型に始りて午後の演武は續行せらる。此の頃よりさしも宏莊なる武德殿は斯界の愛好者を以て埋められて立錐の餘地なし。

矯正図書館

選士の志氣午前に勝りて物凄く或者は成績挽回に努め或者は成績向上に力戰奮鬪虛實を盡して勝敗を競ふ。觀衆亦我を忘れて勝敗の數を窺ふ。斯くて終始壯觀裡に名譽の榮冠は柔道部は再び宮城刑務所に歸し、二等札幌刑務所、三等盛岡少年刑務所に、劍道部は優勝網走刑務所、二等北海少年刑務所、三等盛岡少年刑務所と夫々決定す。引續き個人優勝及高點試合に移り、個人優勝柔道部一等宮城刑務所神尾粂雄、二等盛岡少年刑務所川原水次郎、三等札幌刑務所阿部正幸、劍道部一等札幌刑務所越野秀雄、二等網走刑務所鈴木伊左衞門、三等網走刑務所佐藤武之、高點優勝柔道部一等盛岡少年刑務所川原水次郎、二等宮城刑務所小林彦九郎、三等宮城刑務所半澤清見、劍道部一等北海少年刑務所油谷寅之助、二等盛岡少年刑務所原敬造、三等秋田刑務所宮本金三郎の諸選士華々しく入賞す。

斯くて場外に暮色迫る頃全く試合は終り型の如く主催地關川支部長より優勝旗表彰狀賞品等の授與を了し、閉會の辭として來賓審判員選士一同に其の勞を犒らひ深く感謝の意を表すると共に武道の精華を採り益々行刑の爲め努力あらんことを高唱切望して午後六時四十分滯りなく閉會す。其の後記念撮影を行ひ和氣謁々の裡に三々五々散會せり。

當日の試合成績左の如し。

柔道部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一等 | 宮城刑務所 | 十九點 | |
| 二等 | 札幌刑務所 | 十八點 | |
| 三等 | 盛岡少年刑務所 | 十一點 | |
| 四等 | 網走刑務所 | 九點 | |
| 五等 | 函館刑務所 | 八點 | |
| 六等 | 青森刑務所 | 七點 | |
| 七等 | 秋田刑務所 | 六點 | |
| 八等 | 北海少年刑務所 | 六點 | |

劍道部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一等 | 網走刑務所 | 二十一點 | |
| 二等 | 北海少年刑務所 | 十六點 | |
| 三等 | 盛岡少年刑務所 | 十五點 | |
| 四等 | 樺太刑務所 | 十四點 | |
| 五等 | 札幌刑務所 | 十四點 | |
| 六等 | 宮城刑務所 | 九點 | |
| 七等 | 青森刑務所 | 七點 | |
| 八等 | 函館刑務所 | 七點 | |
| 九等 | 秋田刑務所 | 五點 | |

（札幌刑務所報）

## 第三區武道會

第三區聯合刑務所第十二回武道會は三月二十日金澤支部主催の下に、金澤市立石引町尋常小學校雨天體操場に於て開催せられたり。春とは言へど名のみにて遠く白山連峰は未だ積雪深く白山颪は尙肌を刺す頃なりしも此日朝來一天拭ふが如く陽光燦然として恰も本大會を祝福するものゝ如く當地としては稀に見る好晴の天候に惠まれたり。

午前七時三十分各支部選士は優勝旗を先頭に肅々として入場、日頃鍛錬したる腕前を發揮して覇權を握らんものと孰れも腕を撫し胸裡私かに必勝を期待し居るものゝ如く意氣既に天を



衝くの概あり。當日は刑務協會よりの臨席なかりしも、杉本靜岡、里岐阜、夫光三重の各支部長を始め區內各支部の武道教師、看守長、應援者、管內支所長、兩角金澤地方裁判所長、森金澤地方裁判所檢事正、富田憲兵隊長其の他市內軍、官公衙、學校の長、武道關係者等百數十名の來賓ありてさしも廣き雨天體操場も所狹き觀あり。午前八時定刻を報ずる振鈴を合圖に一同着席御眞影に最敬禮國歌齊唱、目下出征中の皇重將兵の武運長久祈願の爲一分間默禱を行ひ西岡主催地支部長の開會の辭あり、引續き前年の優勝支部たる劍道部三重支部、柔道部岡崎支部よりいとも敬虔裡に優勝旗の返還式あり次いで柔劍道審判員より試合上の注意ありて玆に龍虎相搏つ白熱戰の幕は切つて落されたり。各選士は千變萬化の妙技、秘術を盡し力戰奮鬪觀衆一同手に汗を握り敵も味方も固唾を飲み全く息詰るが如き壯觀を呈して正午を過ぐること十分にして休憩せり。

午後一時より中川教師、坂井教師の大日本帝國柔道古式の形、岩地教師、吉野教師の大日本帝國劍道の形を終つて試合を再開す。觀衆は益々增加し場內に溢れ而も餘りの熱技と妙技に宛然陶醉したるものゝ如く魅せられ靜寂にして一咳だになく、而も選士一同鬪士滿々として聊かの疲勞の色も見せず、美技は益々冴へて眞に火花を散らす肉彈相搏つ壯絕さを展開し非常時局に相應はしき刑務官の質實剛健の精神を遺憾なく發揮し無事試合を終了せり。次で道場中央に整列し西岡金澤支部長より各入賞選士に輝く優勝旗賞狀竝に賞品を滿堂拍手裡に授與せり。引續き同支部長の閉會の辭、記念撮影を行ひ極めて盛會裡に午後四時三十分無事大會を終了し散會せり。當日の榮冠を獲得したる支部選士の戰績左記の通りなり。

劍道

團體優勝

| | | |
|---|---|---|
| 一等 | 二十三點 | 三重支部 |
| 二等 | 十六點 | 名古屋支部 |
| 三等 | 十五點 | 金澤支部 |

個人優勝

竹田寛一（三重）

柔道

團體優勝

| | | |
|---|---|---|
| 一等 | 十八點 | 岡崎支部 |
| 二等 | 十六點 | 長野支部 |
| 三等 | 十五點 | 新潟支部 |

個人優勝

霜井克巳（靜岡）

（金澤刑務所報）

## 第四區武道會

第四區第十二回武道會は刑務協會姫路支部主催の下に春光麗かなる三月二十日午前八時より姫路市西魚町武德殿に於て極めて嚴肅裡に開始せられた。參加者は京都、大阪、神戸、奈良、德島、高松、高知、廣島、岡山、松江、松山及姫路の各支部より選拔された優秀なる劍柔道の代表選士約八十名孰れも必勝の意氣昂く未だ戰はざるに風雲既に演武場を壓するの概があつた。

當日は幸にも陽光麗かに春風駘蕩、蒼空高く一點の雲だになき稀れに見る好晴の日和であつた。晴れの試合に出場すべく前

矯正図書館

夜來市内に散宿待機せる遠來の各支部選士は、孰れも必勝の意氣に燃えながら胸躍らせつゝ午前七時半までに陸續として會場に參集する。午前八時選士、監督者、來賓一同入場整列し姫路支部春藤看守長の號令にて神前に禮拜、續いて宮城遙拜、國旗に對する敬禮、皇軍戰沒將士の英靈に對する默禱を行ひ、次で永田姫路支部長の開會挨拶並に日本武士道と武道の眞髓に就いて一場の訓示あり、優勝旗返還の式後「イ・ロ・ハ」符號の組合せ抽籤を終り愈〻劍道柔道各甲乙二組宛に分れ同時に試合は開始せられた。

試合は豫選、決勝戰の方法に據ることゝし、各選士は何れも異常なる緊張裡に終始眞摯なる態度を持し毫も喧騒不謹愼に亙るが如きことなく熱戰又熱戰、妙技と精力の限りを盡して力闘し、その壯絶さ譬へんにものなく流石に一年間不斷の鍛錬を偲ばしむるに足るものがあつた。豫選十回戰を了る頃正午の休憩となる。午後零時四十分再開、大日本帝國劍道型、柔道型の儀式は嚴肅裡に行はれた。

仕太刀　姫路少年刑務所劍道助教　錬士　花畑眞作
打太刀　錬士　東實光
捕　姫路少年刑務所柔道教師　錬士　今中定嘉
受　錬士　近谷佐吉

斯くて試合は再開始され二時十分にして豫選（十五回戰）を終り、それより決勝試合となる。相當長時間に亙る連續試合なりし爲選士の疲勞如何にやと氣遣つたが豫想に反して各選士はいとも元氣旺盛、疲勞の片影さへ見えず、此の決勝戰に於て天晴れ覇權を掌握せんとするの意氣彌が上にも横溢してゐたのは嬉しかつた。

やがて決勝戰は始まつた。肉彈相擊つ氣合、竹刀の響き、勇壯凄絶、ェーヤーの掛け聲堂内にこだまし崇高なる武道の氣魄四邊を壓する頃は、應援者、觀衆等孰れも唯々眼を瞠り拳を握り固唾を飲み陶然として醉へるが如き光景を現出するに至つた。三時四十分團體決勝戰を了し、次で五時個人優勝試合の終了により茲に全く今日の試合は終結した。

斯くて姫路支部長より優勝刑務所代表者選士に對しては輝く優勝旗、表彰狀及賞品を、個人優賞者に對しては個人賞を夫れ〴〵滿堂の拍手裡に傳達し續いて支部長より閉會挨拶があり一同神前に向ひて一霽に最敬禮を行ひ記念撮影の後和氣藹々裡に散會した、時正に午後五時四十分。因に當日の試合成績は左の通りであつた。

劍道部團體優勝
一等　高知刑務所
二等　德島刑務所
三等　大阪刑務所

劍道部個人優勝
一等　長岡淳一
二等　廣島　杉田鐵夫
三等　高知　谷千秋

柔道部團體優勝
一等　大阪刑務所
二等　姫路少年刑務所
三等　松江刑務所

柔道部個人優勝
一等　德島　田中正資
二等　松江　長尾勝重
三等　廣島　若野勝三



當日の來賓は姫路區裁判所寺田監督判事、大平上席檢事、岡部大阪刑務所長、戸田神戸刑務所長、判檢事、官公衙名譽職其他地方名士等百餘名、豫想以上の盛會であつた。

尙前代議士古河和一郎氏より拵付短刀一振、姫路區裁判所、同檢事局より白鞘造り短刀一振、何れも寄贈があつた爲柔劍道共個人優勝一等獲得者に各一振宛を副賞として授與された。

（姫路少年刑務所報）

## 第五區武道會

刑務協會鹿兒島支部主催の第五區第十二回武道會は山口、長崎、福岡、熊本、鹿兒島、宮崎、沖繩の各刑務所及び岩國、久留米（孰れも劍道選士のみ）兩少年刑務所參加の下に春光麗とは云へ未だ春淺き三月二十日午前八時より鹿兒島市山下町武德殿に於て開催、來賓として佐藤裁判所長、岡田七高造士館長、川畑陸軍大佐を始とし福岡の長山支部長、山口の武田支部長等臨席せられ續いて各刑務所の選士及監督者たる戒護課長、附添武道教師、鹿兒島刑務所職員、武德會關係者等陸續として入場し、定刻となるや松本戒護課長開會を宣し、一同敬禮非常時を强調する爲め特に國歌合唱をなし、雨村鹿兒島支部長會長を代表して開會の挨拶を述べ、前年の優勝者劍道岩國少年刑務所、柔道福岡刑務所より夫々優勝旗の返納をなし、次いで審判員福留範士林柔道教師より各試合上の注意をなし、劍道柔道の型があつて直に試合を開始す。

劍道は鹿兒島最初より好調なりしも宮崎僅に丙乙組を終了して二點の差となり、甲組に於いて一憂一喜眞に觀衆を唸らす程の接戰となりしがつひに甲組鹿兒島六點を入れ宮崎七點を獲得したるも貴重なる一點に鹿兒島に榮冠を得るに至つた。

柔道は長崎當初よりリードし福岡亦力戰奮闘したがつひに及ばず三點の開きを以て長崎に榮冠は嬴ち得られた。斯くして試合終了と同時に優勝旗及賞狀賞品を雨村支部長より授與し次いで同支部長の挨拶があつたが、同閉會の辭中鹿兒島刑務所の柔道選士四元看守は丙組より出場して第二回戰にて既に左肘關節を痛めしが屈せず猶第三回戰に於て右胸部を突かれ治療約一週間を要する捻挫を好く最後迄頑張り、不幸戰ひには破れたりと雖他の中止勸告を斷然一蹴して自己の責任を果したる事は實に戰場の勇士と何等異る事なき眞の日本武士道精神なりと說きたる時は、會場一同今更の如く驚異の眼を以て感嘆せざるものはなかつた。

斯くて審判員の最後の講評ありて午後三時盛會裡に閉會となつた。

矯正図書館

劍道之部

| | 甲組 | 乙組 | 丙組 | 總計 |
|---|---|---|---|---|
| 山口 | 四 | 二 | 一 | 七 |
| 長崎 | 一 | 〇 | 六 | 七 |
| 福岡 | 五 | 六 | 三 | 一四 |
| 熊本 | 六 | 四 | 五 | 一五 |
| 鹿兒島 | 六 | 七 | 六 | 一九 |
| 宮崎 | 七 | 五 | 六 | 一八 |
| 沖繩 | 一 | 三 | 〇 | 四 |
| 岩國 | 三 | 二 | 六 | 一一 |
| 久留米 | 三 | 七 | 三 | 一三 |

一等　鹿兒島刑務所
二等　宮崎刑務所
三等　熊本刑務所

個人優勝者　甲組　中村敏章（宮崎）
乙組　福永藤盛（鹿兒島）
丙組　橋口義高（鹿兒島）

柔道之部

| | 甲組 | 乙組 | 丙組 | 總計 |
|---|---|---|---|---|
| 山口 | 四 | 二 | 三 | 九 |
| 長崎 | 六 | 六 | 五 | 一七 |
| 福岡 | 五 | 四 | 五 | 一四 |
| 熊本 | 二 | 〇 | 四 | 六 |
| 鹿兒島 | 三 | 五 | 〇 | 八 |
| 宮崎 | 〇 | 二 | 三 | 五 |
| 沖繩 | 一 | 二 | 一 | 四 |

一等　長崎刑務所
二等　福岡刑務所
三等　山口刑務所

個人優勝者　甲組　濱崎寅雄（長崎）
乙組　松竹義元（長崎）
丙組　石丸定一（長崎）

（鹿兒島刑務所報）

×　×　×

――第二區は前號掲載濟――



# 故谷田三郎先生葬儀

本會顧問元會長故正三位勳一等法學博士谷田三郎先生の葬儀は三月二十三日午後三時より大阪市北區西寺町西福寺に於いていとも嚴かに執行された。導師の讀經の後司法大臣、大阪控訴院長、刑務協會總裁、輔成會々長、大阪辯護士會長、獨乙總領事W・ワグナー氏其他の眞情溢るゝ弔辭があり、最後に喪主を始め會葬者の特別燒香に入り折からの春雨をついて會葬者ひきも切らず故人生前の德を偲ばしむるものがあつた。尙供花は司法大臣、平沼樞密院議長、全國控訴院長、裁判所長、兩院議員、獨乙大使、同總領事其他で、尙當協會よりも香花を供へ敬弔した。

## 弔辭

退職判事正三位勳一等法學博士谷田三郎君ノ薨去ヲ哀悼シ恭シク弔辭ヲ呈ス

昭和十三年三月二十三日

司法大臣從三位勳二等　鹽野季彥

## 弔辭

退職判事正三位勳一等法學博士谷田三郎君二豎ノ冒ストコロトナリ忽焉トシテ薨去セラル寔ニ哀悼痛惜堪ユルナシ

君天資高邁秋霜ノ一面仁慈ニ富ミ情誼ニ厚シ多年職ヲ司法ニ奉シ判事トシテ裁判ノ實務ニ鞅掌シ或ハ又司法省參事官トシテ將又司法省行刑局長トシテ司法行政及行刑ノ樞機ニ參畫シ先進ヲ輔ケ後進ヲ導キ以テ能ク司法精神ノ維持昂揚ニ努メ傍ラ司法實務ノ改善進歩ニ貢獻セラレタル等ノ功績枚擧ニ遑アラス其ノ間命ヲ奉シテ歐米各國ノ司法事務ヲ視察シ或ハ又法律取調委員トシテ刑法ノ改正行刑法規ノ實施等ニ付盡瘁セラレタル功績尠ナカラス曩ニ法律取調委員トシテノ功ヲ錄シ旭日小綬章及旭日中綬章ヲ授ケラレタルコトアリ大正十年六月大阪控訴院長ニ補セラレ其ノ職ニ在ルコト十有餘年實務ノ刷新能率ノ增進ニ力ヲ致シ他面綱紀ノ振作ヲ圖リ部內ノ統制一絲紊レサルモノアリ

昭和六年十二月特ニ親任官ノ待遇ヲ賜ヒ翌七年正三位勳一等ニ叙セラル昭和九年九月野ニ下リテ後モ終始意ヲ司法ノ威信發揚ニ用ヒラレタルコトハ周ク人ノ知ルトコロナリ然ルニ今ヤ幽冥長ヘニ鎖シテ咳謦再ビ接スルノ日ナシ奚ゾ哀悼ニ堪ヘン玆ニ虔ミテ弔ス

昭和十三年三月二十三日

大阪控訴院長正四位勳二等　長島毅

矯正図書館

故谷田三郎先生葬儀式場

## 弔辭

元大阪控訴院長正三位勳一等谷田三郎殿溘焉トシテ薨去セラル洵ニ哀悼悲痛ノ情ニ堪ヘス君ハ資性聰明頭腦明晰該博ナル智識ト豐富ナル思慮トヲ以テ克ク部下後進ヲ愛撫シ司法ノ實績ヲ擧ケラレタルノミナラス一面學者トシテ我國司法界ニ貢献セラレタル處寔ニ偉大ナルモノアリ尚本會トノ融和ニ付テハ特ニ意ヲ用ヒラレ名院長トシテ多年名聲嘖々タルモノアリキサレハ在朝在野法曹ノ均シク欽仰スルトコロトナリ其退職セラレントスルヤ吾人法曹擧テ惜別ノ情ヲ表シタルモ亦宜ヘナリト言フヘシ今ヤ我國未曾有ノ國家非常時ニ遭遇シ諸政ノ革新ヲ要スルモノ尠カラス就中司法制度ノ改革ノ如キ君ノ卓見ニ俟ツモノ多カリシニ今ヤ忽然トシテ幽明境ヲ異ニセラル寔ニ哀惜ノ情ニ堪ヘサルナリ然リト雖君カ遺サレタル司法上ノ功績ハ燦トシテ永遠ニ耀キ君カ令名ハ後世永ク我史上ヨリ沒セサルヘシ又以テ冥スヘキナリ

茲ニ謹ミテ本會ヲ代表シ衷心哀悼ノ意ヲ表ス冀クハ英靈之ヲ享ケヨ

昭和十三年三月二十三日

大阪辯護士會々長　村野美雄



## 弔辭

維時昭和十三年三月二十三日谷田三郎閣下ノ薨去ニ會シ謹ミテ其ノ靈ニ告クルトコロアラントス

閣下ハ檢察裁判行刑保護等ノ刑事政策ニ關スル所有要務ニ盡瘁セラレ國家社會ニ貢献セラレタル功績ハ朝野自ラ公評アリ

其該博ナル識見ト烈々タル氣魄ハ時代ノ先覺者トシテ深ク信倚スル處ニシテ殊ニ多年監獄局長ノ要職ニアルヤ數萬ノ受刑者ノ慈父トシテ敬慕欽仰ヲ一身ニ蒐メ之カ指導原理ニ心肝ヲ碎キ其制度ノ上ニ一時代ヲ劃スルニ至リタル事績ハ歴代當事者中異彩ヲ放ツモノアルハ信シテ疑ハサルトコロナリ

昭和九年九月大阪控訴院長ヲ最後トシテ官界ヲ退クヤ司法保護事業ノ進展ニ專心セラレ眞ニ斯業ノ一大恩人トシテ世間等シク敬慕シテ措カサル處ナリ今ヤ司法保護事業ノ前途多事ノ時ニ當リテ急遽薨去セラレタルハ邦家ノ損失之レヨリ大ナルハナシ唯々哀惜ノ感極マリテ言フ處ヲ知ラサルナリ

棺ハ既ニ蓋ハレタリト雖其偉業ハ不滅ノ光明トシテ燦然トシテ斯界ヲ照ラシ永遠ニ盡クルコトナカルベシ冀クハ安ンセヨ

昭和十三年三月二十三日

刑務協會總裁　從三位勳二等　鹽野季彦

## 弔辭

谷田三郎閣下三月二十日急遽薨去セラル嗚呼哀哉

閣下ハ卓越セル學職ト圓滿ナル人格ヲ以テ多年司法行刑ノ要職ニアリテ精勵以テ其重責ヲ全フシ又刑政最後ノ事業タル司法保護ニ盡瘁セラレ夙ニ中央ニ本會ヲ創設シ更ニ全國ニ率先シテ大阪控訴院管内司法保護事業研究會ヲ組織シ以テ斯業ノ統制進展ニ力ヲ致シ國家社會ニ貢献セラレタル大勳偉績ハ世間自ラ公評アリ

今ヤ我國ノ行刑ハ司法保護事業ノ充實發展ト相俟テ昔日ノ面目ヲ一新シ嚴々タル飛躍ヲ見ルニ至ル之レ全ク閣下ノ功績ニ負フトコロ大ナルモノアルハ固ヨリ言ヲ俟タサル處ニシテ朝野ノ等シク嘆賞シテ措カサル處ナリ

棺ハ既ニ蓋ハレタリト雖モ其功德ハ絶大ナル事績ト共ニ不滅ノ光明トシテ永遠ニ盡クルコトナカルヘシ

尚クハ照鑑ヲ給ヘ

昭和十三年三月二十三日

輔成會々長　鈴木喜三郎

Gedenkrede für Exzellenz Dr. Tanida
Osaka, den 23, März 1938.

In tiefem Schmerz stehe ich heute an der Bahre des so plötzlich dahingeschiedenen früheren Präsidenten des Osakaer Oberlandesgerichts Dr. T a n i d a.

Der Verstorbene war ein Mann ganz aussergewöhnlich grosser Verdienste, die durch Verleihung des so hohen Ranges Shosammi Kun Itto die Allerhöchste Anerkennung Seiner Majestät des Kaisers von Japan gefunden haben.

Alle die Stunden, die ich mit dem nunmehr Entschlafenen zusammen sein konnte, bleiben für mich unvergesslich. Sie waren mir stets eine Quelle der Belehrung und Anregung. Mit besonderem Stolz empfinde ich es, ein Freund des Verstorbenen gewesen zu sein. Seine Güte war die eines wahrhaft edlen Mannes. Mit mir trauert meine Frau um den Entschlafenen. Insbesondere des Tages, wo er uns beide durch die klassischen Stätten der alten Kaiserstadt Kyoto führte, werden wir stets eingedenk sein. Was er da von sich und aus seinem Leben in der ihm eigenen Bescheidenheit zu erzählen wusste, hat uns beide mit grösster Hochachtung erfüllt.

Schon in früher Jugend hat Dr. Tanida sich mit grosser Hingabe dem Studium der deutschen Sprache in der Doitsu Kyokai Gakko in Tokyo gewidmet. Bei einer grossen Weltreise im Jahre 1909 kam er auch nach Deutschland. Er erzählte immer mit grosser Freude davon, wie er dort am Landgericht in Moabit nicht nur wie andere Ausländer zum Studium der deutschen Justizverhältnisse zugelassen, sondern direkt in die deutsche Beamtenorganisation voll aufgenommen wurde und so, wie nur wenige, Gelegenheit hatte, unmittelbar an der Quelle die Tätigkeit der deutschen Gerichte und der deutschen Strafvollzugsbehörden kennen zu lernen.

Nach seinem ehrenvollen Ausscheiden aus dem Kaiserlich Japanischen Justizdienst hat er seine Kraft ganz in den Dienst der deutsch-japanischen Freundschaft gestellt. Mit grosser Liebe widmete er sich der Förderung der Bestrebungen des Vereins "Eiche", dessen Ehrenpräsident der Verstorbene war. Seine warmherzigen und formvollendeten Reden waren stets Meisterstücke der Sprachkunst. Wie hoch sein Ansehen auch in internationalen Juristenkreisen war, zeigt seine Ernennung zum Mitglied der Deutschen Rechtsakademie in München, eine Auszeichnung, auf die der Verstorbene, wie ich aus seinem Munde weiss, ganz besonders stolz war.

Nun nehme ich zugleich im Nahmen aller Deutschen des Kansai Bezirks Abschied von dem teuren Toten. Er bleibt uns allen unvergessen. Er ruhe in Frieden!

Gesprochen vom
Deutschen Generalkonsul
für Osaka-Kobe
Dr. Wilhelm Wagner.



**弔　辭**（大意譯）

謹んで、元大阪控訴院長谷田三郎博士の御靈前に弔詞を捧ぐ。

故谷田三郎氏の功勞の大なる、夙に　大日本天皇陛下の嘉し給ふ所にして正三位勳一等を賜はりたり。

想へば故人と過せし幾年はすべてこれ懷しき想出の種ならざるは無し。氏は常に余を啓蒙し鞭撻せられたり、余は氏の友好を得たるを。氏は洵に人格高潔の士なりき、余の妻亦氏の急逝を悼む。嘗て余等夫妻復都京都を訪れし時、氏は自ら古蹟を案内せられたりき。其際氏の語る所、氏の謙讓なる人格より流れ出づる言々は余等に深き感銘を與へたりしが、そも今や忘れ能はぬ想出の一つとなりたり。

谷田博士は始め獨逸語を東京獨逸協會學校にて修められ、一九〇九年世界旅行の途次我獨逸國に赴かれたり。モアビト裁判所に於ける氏が、他の留學生と異なり獨逸司法制度の視察のみを事とせずして自ら同廳の職員となり實務に從事し具に獨逸裁判所及獨逸刑務所の活動の實地を學ばれたる事、しかもかかる機會は容易に得難きものなりし事は常に氏が語られし所なりき。

榮譽ある職務を辭せられたる後、氏は「樹」倶樂部の名譽總裁として專ら力を日獨親善事業に致されたり。氏の溫情裕かに、流麗なる演說は尚我が耳朶に新なるを覺ゆ。氏は又國際法學界にも重きをなし、殊にミュンヘンの獨逸法學院會員に推されし事を殊の外誇とせられ居りたり。

余は關西在住獨逸人の名に於て故谷田氏に別れを告げんとす。氏は我等の胸に生きん。さらば。英靈よ永へに安かれ。

一九三八年三月二十三日
大阪神戸獨乙總領事　ウィルヘルム・ワグナア

刑政第51巻第5号
矯正図書館

矯正図書館

# 殉國の英靈

高松刑務所看守
陸軍歩兵伍長

## 故 青木友吉氏

昭和十二年九月十四日上海戰線嘉定縣張宅の激戰に鬼神も哭く壯烈な戰死を遂げた故青木看守は、昭和十一年九月二十二日高松刑務所看守を拜命した資性謹直、大いに將來を囑目されてゐた青年刑務官であつた。故人は昭和八年滿洲に於て皇軍の武威を發揚し伍長勤務上等兵を命ぜられた勇士で、今次事變には淺間部隊に屬して奮戰中であつた。遺族は祖父母、父母、令夫人で、故人の令兄も同じ上海戰線で護國の鬼と化し、兄弟揃つて東亞平和の礎となつたものである。

高知刑務所看守
陸軍歩兵伍長

## 故 山崎騰氏

故山崎騰看守は客年〇月應召勇躍出征し敵前上陸後上海方面に出動奮戰中一度戰傷せしも快癒し、再度第一線に加はり赫々たる武勳を立て奮進中、江蘇省南梅宅の激戰に不幸敵彈を受け頭部砲彈破片創のため昭和十二年十月十六日遂に江南の花と散つたものである。

故人は高知縣土佐郡一宮村蘇家の出身當年二十九歳、質實剛健志操堅實で高知縣立農業學校中途退學後昭和六年一月現役兵として歩兵第〇〇聯隊に入隊、同年十一月上等兵に昇進し同月善行證書を附與せられて歸休除隊となつた模範兵士であつた。一方鄉土にあつては親孝行者として一般より賞讃を受けてゐた。昭和八年十月五日高知刑務所看守拜命後は職務に忠實で職務に精勵し將來を深く期待されてゐた。

富山刑務所臨時雇
陸軍歩兵伍長

## 故 中村庄市氏

故中村庄市氏は武勳赫々たる富士井部隊に屬し上海上陸後角宅の激戰に右腕に輕傷を受け更に左手に砲彈の破片を受けたが屈せず『怨敵ござんなれ』とばかりに憤然として大場鎮目指して猛進し十月二十二日午前十一時寶山縣丁家橋の戰鬪に先頭に立つて奮鬪中であつたが、不幸敵彈は頭部を貫通し戰友の手厚い看護も效なく壯烈無比の最後を遂げられた。故人は資性溫厚の人格者で兩親に孝養怠りなく昭和十一年六月十八日富山刑務支所に職を奉じてより精勵恪勤、他の模範と稱せられた前途有爲の青年であつた。故人の家庭は農業を營み令兄、及農業用飼馬も事變と共に出征した名譽の家柄である。部隊長より嚴父巳次郎氏宛の書面にも『この戰鬪における御奮鬪こそ實に鬼神も泣くの慨や有之軍紀至嚴の裡にも部隊長以下戰友一同は御英姿に對し默禱の禮を捧げ御收容致し候』とあり、故人の勇戰奮鬪の狀を偲ばしむるに充分である。



福井刑務支所看守部長
陸軍歩兵伍長

## 故 深草正信氏

故深草氏は資性溫厚にして沈着、商業學校中途にて退學し自動車運轉手免許を得十九歳にして現役兵を志願し、歩兵第〇〇聯隊に入隊、軍事教育を受け選ばれて陸軍士官學校に分遣成績優良にして下士適任證書を授與せられ原隊に復歸、除隊となるや世道人心の推移を觀て罪囚教化に志し金澤刑務所看守を志願し福井刑務支所に職を奉ずるや、滅私精勵上下の信望甚だ厚く將來囑目せられたりしに、今次事變勃發するや幾何もなき客年〇月勇名高き脇坂部隊に入隊、一家一門に永別を告げて勇躍出征、上海附近に於て數次の激戰に參加し幾多の赫々たる武勳を樹て更に勇戰奮鬪中、十月二十二日談家頭附近の激戰に於て泥濘胸を沒するクリークを渡り彼岸に到達上陸せんとする刹那、不幸敵彈の爲めに前頭部を貫かれ壯烈無比なる名譽の戰死を遂げらる、嗚呼。

東京拘置所看守
陸軍歩兵上等兵

## 故 大濱勝氏

故大濱氏は昭和六年七月三十一日市谷刑務所看守拜命以來模範看守として令名高く、劍道三段の腕前を持ち嘗つて第二區武道會に於て個人優勝の榮冠を獲た猛者であつたが、〇〇敵前上陸以來部隊の先頭に立つて力戰奮鬪し、昭和十二年十二月五日〇〇附近の戰鬪に前途有爲の身を以て護國の鬼と散られた。遺族は未亡人の外一男二女がある。

長野刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

## 故 保谷賢吉氏

昨年十一月二十四日支那浙江省湖洲東門の戰鬪に於て敵狀偵察の決死隊に加へられ奮鬪力戰中終に左右兩大腿部に貫通銃創と盲貫銃創を負ひ、壯烈無比なる戰死を遂げた故保谷賢吉上等兵は明治三十七年一月二十五日生れの三十四歳、長野縣上水内郡大豆島村の出身で嚴父保谷竹三氏の長男である。家には竹三氏夫妻と愛妻の外に遺兒三名があり、氏の弟もまた今事變に應召し、現に出征中の名譽の家庭である。氏は昭和三年九月長野刑務所看守を拜命、昭和七年二月上海事變の召集に應召し、其戰功により勳八等に叙せられ除隊後引續き刑務官として勤務してゐたもので、今次支那事變の勃發と共に昨年〇月大命を奉じ、勇躍征途に上り杭州灣敵前上陸を敢行し連日連夜轉戰に轉戰を續けつゝ同年十一月二十四日湖洲東門に到着、晴れの決死隊に加へられ奮戰中名譽の戰死を遂げたるもので戰死の報と同時に看守部長に昇進した。資性溫厚、恪勤精勵、平素模範刑務官として推奬せられ且つ同僚より殊の外信望が厚かつた。

矯正図書館

岡山刑務所看守
陸軍輜重特務兵

## 故 岡 毅氏

故岡毅看守は明治三十九年十二月十三日岡山縣上道郡三蟠村に呱々の聲を擧げ高等小學卒業後家軍に從事中昭和〇年〇〇輜重兵〇〇へ輜重特務兵として入隊、同年歸休除隊後昭和四年十月三日岡山刑務所看守を拜命し看守教習課程卒業後引續いて戒護課に勤務してゐた成績優秀の刑務官であつた。今回の事變に當り昭和十二年〇月勇躍出征し武勳を樹てゝゐたが、昨年十二月十一日江蘇省鎮江の激戰に名譽の戰死を遂げた。戰死の狀況は未だに不明であるが、故人の生前の人爲から推しても必ずや壯絶極まりないものと思はれる。

大阪刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

## 故 山本安熊氏

故人は明治四十四年六月十四日山口縣阿武郡田萬崎村に呱々の聲を擧げ、小學校卒業後軍人を志望し、昭和〇年現役志願として歩兵第〇〇聯隊に入隊し、同年十一月三十日第二種射擊徽章を附與せられ、更に昭和六年七月八日、第一種射擊徽章を附與せられ、同年六月九日、陸軍歩兵上等兵に進級し、同年十二月十二日、在隊中品行方正學術優秀により精勤證書を附與、歸休退營後昭和八年三月三十一日、大阪刑務所看守を拜命し昭和十二年六月恪勤精勵事務熟達により特に武を好み昭和十二年六月三十日看守精勤證書を附與せられ、此間柔道初段を允許せられ、同年〇月出征し北支方面に轉戰中、昭和十二年十一月二十五日忠烈なる戰死を遂げたる旨、昭和十三年一月八日原隊より公報に接し、戰死日付に看守部長を命ぜられた。大阪刑務所に於ては、遺族と協議の上、昭和十三年一月十三日、濟美館に於て岡部所長祭主となり、全職員は勿論市内各官公署並各種團體員多數參列、哀愁裡に告別式を行ひ、遺骨到着後本籍地に於て本葬擧行の筈であるが、生前の武技と戰地に於ける武士道精神發揮を認められ昭和十三年一月十七日柔道二段を允許せられた。

海州刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長

## 故 宮本虎之助氏

海州刑務所在勤看守宮本虎之助氏は、支那事變勃發につき召集を受け、〇〇部隊〇〇隊に屬して、北支第一線に出動し、各地に轉戰して武功を樹てたが、昨年十二月二十三日山西省昔陽附近の激戰に於て遂に壯烈名譽の戰死を遂げた。可惜。享年三十四歳。陸軍歩兵伍長に昇任し、又看守部長を命ぜられた。氏は長崎縣の人、昭和十年四月渡鮮看守を拜命し海州刑務所在勤を命ぜられたが、資性溫良恭謙、前途有爲の刑務官であつた。遺骨は一月二十二日遺族近親に護られて海州到着、翌二十三日午後一時より盛んなる刑務所葬及海州邑葬が執行せられ、同日海州發故山に向けて悲しき凱旋の途につかれた。

# 刑務所便り

## 汐見町刑務支所落成式狀況

昭和九年三月二十一日夜秒速三十九米餘の大風中函館市内谷地頭町より發火し三十六ヶ町を燒燼し死傷者數千名を超え罹災者十四萬人の多數に上り市中は一大修羅場を演じたる際、汐見町刑務支所も亦函館地方裁判所と共に類燒の厄に遭ひ、現行監獄法施行以來横濱刑務所に次ぐ收容者の解放を斷行したるは未だ社會の記憶に存するところなるも、今般同支所は函館市内の中央に位置したる官廳街たる新川町に裁判所警察署と鼎立して其の總工費七萬九千五拾參圓と二ヶ年の經續工事として昭和十一年七月二十日廳舍敷地一千三坪八合八勺中に起工建築中のところ、豫定の通り居房戒護事務所炊事場及外塀が鐵筋混凝土造の耐震耐火構造に、事務所及女舍は木骨鐵網張混凝土塗付の准耐火構造に專ら恒久的堅牢を主とし、一面採光換氣通風を良好ならしめ收容者の保健衞生に留意し、事務所は外來者に對し明朗なる氣分を抱かしむる樣考慮し民衆化したる點等を特長としたる建物が竣成し、本年三月二十九日午前九時より修祓式を擧行し、定刻午前十一時共愛會館樓上に於て函館地方裁判所檢事正、同所長、市長代理助役、札幌刑務所長、北海少年刑務所長、函館水陸兩警察署長其他檢判事、市内各官公衙代表者、市内高中等學校長其他來賓多數立會の下に開式し先づ國旗に敬禮國歌を奉唱し佐藤所長は左の式辭を述べ

### 式 辭

本日茲ニ汐見町刑務支所ノ新營工事落成シ來ル四月一日ヨリ司法省告示第九號ニヨリ新川刑務支所ト改稱シ執務ヲ開始スルニ當リ閣下並ニ多數來賓各位ノ御賁臨ノ榮ヲ辱フ致シ落成式ヲ擧行致シマスルコトハ洵ニ私共ノ光榮ト致ストコロデアリマス

抑當刑務支所ハ大正四年市内汐見町舊函館地方裁判所敷地内ニ建設セラレ函館監獄汐見町出張所ト稱シ同年四月一日ヨリ開廳執務シ來ツタモノデアリマスガ其ノ後大正十一年四月函館監獄汐見町分監ト改稱同年十月函館刑務所汐見町支所ト改稱昭和四年十二月汐見町刑務支所ト改稱セラレ主トシテ刑事被告人ヲ收容シテ居タノデアリマス。然ルニ昭和九年彼ノ當市大火ノ折當刑務支所モ亦不幸其ノ厄ニ遭ヒ類燒致シタノデアリマシテ不取敢收容者ヲ本所タル函館刑務所ニ收容シタノデアリマスガ本來受刑者ト刑事被告人トハ其ノ處遇ヲ異ニスルノミナラズ裁判所並ニ檢

矯正図書館

事局トノ連絡上甚ダ不便ヲ感ズルモノガアリマシタノデ當時ノ所長永田正之助氏並ニ前所長高野瀬利衛氏等之レガ再建ニ努力セラレ當局ノ御理解ト御援助ト相俟ツテ總工費七萬九千五拾參圓也ノ豫算ガ昭和十一年五月第六十九回帝國議會ヲ通過シ茲ニ二ヶ年繼續工事トシテ昭和十一年七月二十日起工致シタノデアリマス。爾來關係當局ノ御懇篤ナル御指導市民各位ノ熱誠ナル御援助職員並ニ受刑者ノ努力トニ依リマシテ氣候不順ト時局柄建築材料ノ昂騰等ノ難關ヲ克服シ今日ノ竣工ヲ見ルニ至リマシタコトヲ深ク悦ビトスルモノデアリマス。憶フニ未決拘禁ト刑罰執行ノ爲ニスル拘禁トノ間ニハ自ラ其ノ趣旨ヲ異ニスルトコロガアルノデアリマシテ未決拘禁ノ制度ハ刑事手續上ノ已ムヲ得ザル必要ニ基ク自由ノ拘束デアリマスカラ拘禁施設ニ於テモ亦其ノ目的ニ副フトコロガ無ケレバナラナイノデアリマス。即裁判審理ノ適正ナル遂行ニ資スル施設ト一面被拘禁者ノ健康ノ保持ト名譽ノ尊重トニ特ニ留意ヲ要スベキハ今更言ヲ俟タナイトコロデアリマス。今ヤ此ノ使命ニ即シテ設計セラレタル當刑務支所ハ其ノ規模大ナラズト雖モ諸般ノ施設ニ於テ大體其ノ要求ヲ滿シ得ルモノアルヲ信ズルモノデアリマスト共ニ今後益々刑政本來ノ目的達成ノ爲職員擧ツテ邁進センコトヲ期スルモノデアリマス。

終リニ臨ミ本日御多用ノ折柄斯ク多數御貴臨ヲ賜リマシタ閣下並ニ各位ノ御厚情ト本工事ニ關シ御指導並ニ御援助トヲ御寄セ下サイマシタ各方面ノ御懇情ニ對シマシテ深甚感謝ノ意ヲ表シ尙將來ノ御指導ヲ御願致シマシテ式辭ト致シマス。

昭和十三年三月二十九日

函館刑務所長 正七位 典獄 佐藤備六郎

次デ工事主任看守長川口隆の工事報告の後を受けて瀧川行刑局長祝辭（代讀函館地方裁判所次席八木檢事）、函館地方裁判所前田檢事正、同井上所長、關川札幌刑務所長、（全國刑務所長代表）、函館市長代理鋼吉助役、函館辯護士會代表登坂辯護士、岡本函館商工會議所會頭の祝辭あり更に東京拘置所長外各方面より寄せられたる祝電の朗讀があつて正午を過ぎ滯りなく閉式したり。

祝　辭

汐見町刑務支所ノ新築工事成リ名ヲ新川刑務支所ト改稱シ名實共ニ一新セラレテ本日茲ニ落成ノ式典ヲ擧ゲラルルニ際シ一言祝意ヲ表スルヲ得マスルコトハ私ノ最モ欣幸トスルトコロデアリマス。

此度當支所ガ其ノ裝備ヲ新ニシ明朗ナル近代的未決拘禁所タル新容ヲ備フルニ至リマシタコトハ收容者ニ對スル一大福音デアリマシテ本工事關係者諸氏ノ苦心努力ニ依ルモノト深ク敬意ヲ表スル次第デアリマス。將來此新廳舍ニ職ヲ執ル者ハ淸新ノ意氣ニ燃エ更ニ一段ノ奮奮勵精ヲ期待シ得ルコトト存ジマス、淸淨其ノモノノ如キ當支所ヲ飽迄淸淨ニ保持シテ威信ト名聲トヲ爲メ以テ行刑本來ノ使命ヲ達成スルコトハ一ニ懸ツテ職員諸氏ノ双肩ニ在リマス、諸氏ハ常ニ思ヲ茲ニ致シ其ノ責任



ノ愈々重大ナルコトヲ自覺セネバナリマセヌ。

更ニ私ハ此機會ニ於キマシテ司法部以外ノ一般各位ニ對シ御願致シタキ一事ガアリマス。夫ハ行刑ノ事タル刑務官ノ努力ノミヲ以テシテハ到底克ク其ノ萬全ヲ期シ得ラレマセヌ。必ズヤ一般各位ノ十分ナル理解ト支援トニ據ルモノ多キハ言フヲ俟タザル處デアリマス。希クハ向後一層ノ御後援ヲ賜ハリタイト存ズル次第デアリマス。

茲ニ聊カ所懷ノ一端ヲ叙ベテ祝辭ト致シマス。

昭和十三年三月二十九日

司法省行刑局長 從四位 勳三等 瀧川秀雄

祝　辭

本日當刑務支所廳落成式典ニ當リ參列ノ榮ヲ得タルハ當職ノ欣幸トスルトコロナリ。

本廳舍ハ其ノ本然ノ用途ニ鑑ミ華美ヲ避ケ質實ヲ旨トスルモ諸般ノ施設其ノ宜シキニ適ヒ通風採光亦甚然スル所ナシ。顧フニ災害ニ遭ヒテヨリ四年其間刑務官諸氏ノ忍苦ハ察スルニ餘リアリ吾人ハ一日モ早ク今日ノ來ラムコトヲ待望シ居リタルニ今茲ニ此盛典ニ會フヲ得タルハ誠ニ同慶ニ堪ヘサル所ニシテ昨夏ノ裁判所廳舍落成ト相俟ツテ裁判檢察行刑ノ機關全ク整フニ至レリト謂フベシ冀クハ諸氏奮勵努力以テ刑務最全ノ任ヲ盡サレンコトヲ一言述ベテ祝辭トス。

昭和十三年三月二十九日

函館地方裁判所 從四位 檢事正 勳三等 前田前之助

祝　辭

顧レハ昭和九年三月二十一日巴港空前ノ旋風狂火ニ際會函館刑務所汐見町刑務支所亦其災厄ニ逢ヒテ隣接函館地方裁判所廳舍ト共ニ類燒灰燼ニ歸ス爾來星霜茲ニ五閲年幾多困難ト支障トヲ其ノ執務ニ忍ヒテ今日ニ及ヒタリ

抑檢察裁判行刑ノ三者ハ司法事務上相互唇齒輔車ノ間ニ立チ共ニ徑庭アルナシ曩ニ昨夏八月裁判檢察ノ廳タル函館地方裁判所ハ先ツ其ノ竣工ヲ告ケ執務上間然スル處ナク今又同支所之レト廻廊ヲ隔テテ建成來ル四月一日ヲ以テ新川刑務支所ト改稱セラレントス而モ外容莊重規模整齊徒ラニ舊習ニ泥マス新奇ニ馳セス克ク時世ノ進運ニ順應シテ執務ノ實際ニ適スルヲ見ル今後司法事務ト兩々相俟チテ益々行刑拘置ノ完璧ヲ期スルニ足ルベシ今ヤ時局重大多事多端ノ秋此廳ニ職ヲ奉ズルノ各位冀クハ一層自肅精勵淸新ノ意氣純誠ノ心情ヲ以テ其ノ職分ニ恪遵盡瘁シテ遺憾ナカランコトヲ

小職今此竣工落成ノ盛典ニ列シテ欣快光榮眞ニ限リナク一言蕪辭ヲ陳シテ慶祝ノ意ヲ表ス

昭和十三年三月二十九日

函館地方裁判所長 從四位 勳三等 井上健一郎

祝　辭

（口述にて速記なきを以て省略）

札幌刑務所長　從五位　關川重雄

式終了の後來賓參列一同は質素なる午餐を共にし佐藤所長其他の案内により所内を參觀し其行屆きたる施設を賞し和氣藹々裡に散會したり。

矯正図書館

## 教誨堂落慶法會

### 高知刑務所

當所教誨堂は狹隘且腐朽のため使用に堪へず、永年の間舊紙工場内の一部に佛檀を假設して如來の尊像を安置し教誨堂に充て居りしが、設備不完全にして收容者の精神修養道場として甚遺憾の點あり、從て之が修築は多年の懸案なりしが、現所長赴任以來模樣替修繕の計畫を立て認可申請のところ、本省に於ても直に認可せられたるを以て、客年末起工し工費約五百圓を費し本年二月竣工、面目を一新し教誨堂としての莊嚴味を充分備ふるに至り、職員、收容者共

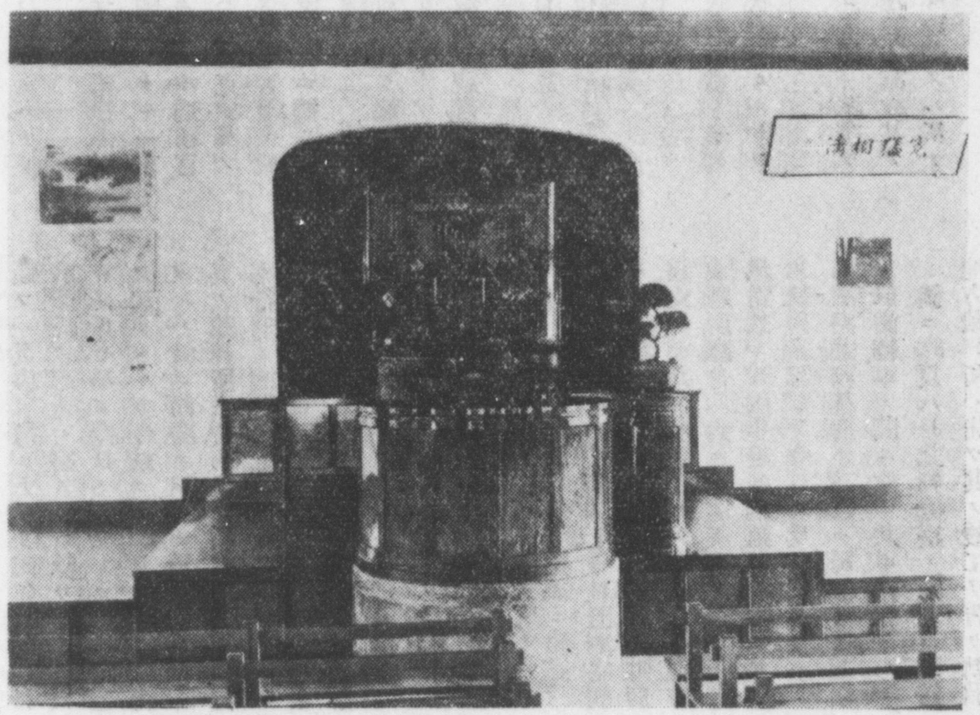


に只管歡喜せるが去る三月六日午前九時より佛前を裝飾し淺見教務課長導師となり、左の順序に依り落慶法會を嚴修し、式後收容者には御供の菓子を與へ當日の歡びを頒ちたり。

式の順序

一所長以下入場　二開式　三讀經　四告辭（武藤所長）五教誨（教務課長）六閉式

## 六七會第二十七回研究會開催さる

名古屋控訴院管内刑務教誨研究機關「六七會」第二十七回研究會は去る三月十二日第二日曜午后一時より名古屋刑務所會議堂に於て開かれた。

時は春未だ寒き折にも拘らず金澤富山三重岡崎と云ふ遠隔の地を始め管内各教誨師並刑務教誨關係者の列席を得て誠に盛大なる會合であつた。

定刻名古屋刑務所宇野教誨師開會の挨拶を述べられ次いで常任幹事の推薦に移



り今度、滋賀刑務所より名古屋刑務所に榮轉の常盤教務課長が常任幹事として推され御受諾の上、力强き挨拶を述べられた。續いて會員の研究發表があり先づ名古屋刑務所教誨師古澤慧然氏は『宗教的側面より見たる犯罪』なる題下に最近に於ける受刑者の宗教調査よりアメリカ教誨師カルマー・ウェアの著せる「犯罪と宗教」に論及して統計上殊に眞宗の受刑者の多きより宗教が累犯防止にいかなる力ありやと云ふ誤解を說明して熱心なる研究發表があつた。次に岡崎少年刑務所教誨師多賀威夫氏は「思想と宗教」と題して氏が東京に於て研究された思想犯左翼右翼兩思想を解剖して同思想抱懷者に對する宗教教育行刑の三方面より論及して蘊蓄を傾けられた研究があつて共に裨益する所大であつた。

それより引續き協議に入り

一、次回總會開催地の件　富山刑刑支所に決定

一、次回研究發表者の件　岡崎少年刑務所金澤刑務所名古屋刑務所の各一名づつに決定

一、國家總動員下に於ける受刑者訓練方法

につきて隔意なき意見を交換し、次いで常盤教務課長の閉會の辭あつてこれを終り、それより一同、打揃つて名古屋市外豐明村豐ヶ丘の加藤清之助氏經營の可塑園を見學した。同氏は不良兒の感化に心血を注がれてゐる一人であるが行屆きたる設備、氏獨特の訓練方法に一驚、特に氏の御配慮により園兒の軍事教練を目のあたりに見せて頂いた事は感謝に堪へない。午後四時五十五分、同園を辭去

歸途五六丁を隔てたる戰國時代の有名なる桶狹間の古戰場を見學し在りし、昔の今川義元、織田信長の戰跡を偲び、更に名古屋十名所の一で、名古屋城四鎭の靈地、尾張四觀音の一なる天林山笠覆寺に詣で、續いて一同は熱田神宮に參拜し皇軍將士の武運長久を祚つて下向した後、打寛いて歡談、晩餐を共にし本會の發展と使命の達成を誓ひつゝ午後九時散會、かくして稀に見る有意義なる會合を終つたのであつた。

## 彼岸會に追弔法要

### 名古屋刑務所

三月二十一日、春季皇靈祭に當り名古屋刑務所では創立以來、在所中死亡者千五百餘名の爲め大谷派名古屋別院輪番小江榮慶師を招して追弔法要が嚴修された。

その犯せる罪は憎むべきも一は鐵窓の裡に汚名挽回の機を得ず窮死し然も之れを弔ふの骨肉だになく之を訪ふの知友すら無き哀れなる死亡者の靈を慰め、兼ねて收容者教化の爲に至甚の效果があるので、當刑務所に於ては毎年春秋兩度の彼岸會に之等死亡者の爲、追弔法要を營む

矯正図書館

事になつてゐるのである。

本春は小江東別院輪番を導師として常盤教務課長初め、同所教誨師並高橋愛知自啓會主事等勤行し、所長以下職員參列の下に盛大に擧行された。

當日は先づ遙拜所に於て收容者一同、伊勢神宮を遙拜した後、教誨堂に於て常盤教務課長の告示に始まり嚴かなる勤行に移り、次で東本願寺法主より特に收容者に下されし御消息拜讀、續いて河邊所長のいと懇ろなる弔辭並燒香あり尙職員代表收容者代表、夫々心をこめて燒香し、しめやかなる靈氣堂に滿ち衆靈も冥すべきやと思はれた。

尙、恩典賞表の授與ありて最後に小江師は「大悲の到徹」と題して一時間餘に亙り懇篤なる講話あり、參列者一同に多大の感銘を與へて午後一時、意義深き法筵を閉じた。

尙當日は大谷派名古屋別院、大谷派本派本願寺より莫大なる菓子が供物として贈與され喜び少ない收容者達に配付した。

## 大阪刑務所に櫻樹の寄贈

御陵櫻の奉納者として有名な大阪市市之町野間松三郎氏からこの程大阪刑務所宛に職員家族の慰安と收容者の情操教育の一助にもと櫻樹二百本と蔦若干を寄贈してきた。同氏の厚情に感激した大阪刑務所では早速所前廣場、各管區に夫々分植した。これらの櫻樹が立派に成長した曉には、爛漫と咲き誇る櫻花に「サクラの刑務所」として一際光彩を放つことであらう。

（濟美記事より）

## 名古屋拘置所工事竣工

名古屋拘置所は名古屋控訴院構内に豫算二十九萬六千九百二十八圓を以て昭和十一年四月二ヶ年繼續事業として起工に着手中であつたが、本年三月竣工をつげた。同拘置所は近世式三階建鐵筋コンクリート造りで、居房九百三十九坪、事務所三百五十坪、其他四百五十九坪、計一千七百四十八坪である。落成式は六月中旬頃盛大に行はるゝ豫定で、落成式と同時に開廳される筈である。

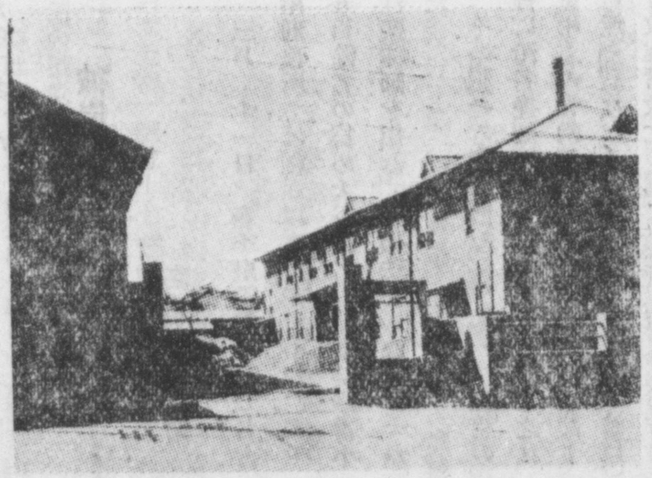

——（寫眞は同拘置所の入口）——



# 讀者の頁

## 行刑に於ける一考察

大分　後藤生

行刑の最終の目的は受刑者を社會的にそして合法的によき國民に訓練し陶冶しかしして改造するにあるのである。

しかしてこれが使命の遂行にあたりては先づ精神的改善の實を擧げなければならないのである。

しかるに我が行刑の足跡を省りみるときこの精神的改善の效果は遺憾なく收められてゐるであらうか？、そこに社會的によき國民ならで刑務所に於ける所謂よき囚人の存在を眺めるとき精神的改善の未だ十全ならざるを知ると共に、いかにこの事の緊要なるかを痛感するのである。なんとなればこのよき囚人なるものは一見するに實によき人の如くにしてしかも從順よく作業に精勵し行刑の效果は既に十分に收められたかのやうに見ゆるのであるが、然し其の內面をよく〳〵洞察するとき其處には一見美はしきよき人の姿とは似ても似つかぬ實に醜き心の姿を見出すのである。卽ち彼等の精神には一片の誠もなく打算的にして巧利的であり、しかも自己主義の塊りにして前述する如き一見よき人なるが如き行動も殊更なる從順も作業の精勵も決して誠心誠意なる現れではなく、或は處遇の緩和を目的とし或は賞與金の增收の爲に、或は又假釋放の恩典に浴せんものとの狡猾なる意志の表現に過ぎないのである。されば このよき囚人なるものは實に神聖なる法規の無形の侵害者とも云ひ得るであらう。

凡そ行刑に於ける處遇は何等かの改善作用をなすべきものなるが故に其の處遇することのみに終つてはなんの意義をもなさないのであつて、必ずやこの處遇に相應する又はより以上の責任を自覺せしめ、更にこの自覺にもとづく誠意ある精勵を要求するものであり、しかしてこれこそやがて社會的によき國民となる要素となるのである。

しかして受刑者なるものは其の受刑中に於て有形或は無形の利得を目的として行動すべきものではないのであつて、受刑の責任を自覺して過去の犯罪を淸算し其の起居の間に於　國家社會、ひいては一家一族に對する謝罪の念を想起强調し將來にありてはよき社會的國民となる强固不退轉の精神の修養に全力を盡すべきである、又かくする責務があるのである。

しかるに前述する如く所謂よき囚人なるものは自己の責任は何等自覺することなく、しかも巧みに其の責任自覺の僞裝をこらして行刑の處遇を食ひものにしてゐるのである。

矯正図書館

しかく所謂よき囚人なる輩は當局者に對するに常に巧緻にして敏感でありしかも狡猾なる行動に出るのである。從つて其の作業の精勵或は責任自覺の僞裝或は又殊更なる從順の行動はやゝもすれば時に當局者の眼をかすめやすく爲に彼等の意のまゝにはならずともこれに近き惡結果を招來し、かくして其の處遇の緩和となり或は不當な賞與金の計算をなし、しかも尙假釋放申請に要する調査の如き其の正しかるべきを誤り引いては未だ假釋放の價値なき者を刑期に先だちて社會に送りだす等、實に由々しき大問題を引き起すの虞なしと保證し得ないのである。

さればこのよき囚人なる徒輩こそは我等の大なる關心を要するものなれば我等は常に念ひをこゝにいたし健全なる活眼を開いてよく彼等の行動を洞察し調査すると共に更に最近其の效果の大なるものありと云はれてゐる科學の力を取り入れてあらゆる角度よりこれが審査をなして前述するが如き其過誤を防止し、しかして所謂よき囚人の乘ずるが如き餘地をなからしめると共に、彼等の誤まれる精神を是正しもつて法規の嚴正を期すべきである。

かくして自由刑執行の彈力性を應用し彼等に自發的に自己の改善を促しもつて社會的善良なる國民に復歸せしむるとき、明日の教育行刑をして其の所期の目的を達成せしめ我等の曉望する明朗なる平和の社會は建設されるのではなからうか。

## 垣根論

桑原夜詩王

限りない土地と自然の惠澤に浴して、木の實を食とし、木皮を衣とし、草根を藥餌として生活してゐた時代の人々には自己の所有といふことには無頓着であつたと思はれる。それはその時代の生活は、「種族」を單位とした生活乃至は「氏」を單位とした集團生活であつた爲め、自己の生活脅威といふことが無かつたから「所有」といふことには無關心であつたと思はれる。

さて種族の間に結婚が許されて、此處に一つの新らしい生活が營まれる、そして集團的な生活に入つてゆくのであるが今一つの生活は「氏」としての生活卽ち親子のつながりの生活である。この二つの生活は絶對的に守られてゐた。大人も子供も野に食を求め山に入りて狩獵をし、收穫を論ぜず一つの「氏」は共に一團となりて生活をしてゐた、卽ち共に得て共に食すといふ集團生活であつた、換言すれば半共產主義生活を營んでゐたといふことである。その後、生活の向上と自然の惠澤のみにては、種族の繁榮につれて生活の窮乏を餘儀なくされて、新らしい土地に移住する者もあり、又この窮乏を補ふべく、耕作を必要とせられる樣になり、そしてこの耕作は土地の廣狹、技能、收穫が「氏」の生活を左右し、種族の盛衰にまで及ぶ樣になつた。玆に「氏」を單位とした生活剩餘を貯藏蓄積



するといふ「物」に對する「所有の觀念」の萌しを見た。そして生活に必要なる耕作地域の確守には、自然と分界の必要を絶對的に必要とした。そして之等の「氏」の生活に於ては、分界は單なる耕作地域の標識であつたことは勿論である。

それが生活の窮乏によつて、「氏」又は「種族」の生活のやうに、新らしい土地を求めるといふ餘裕を失つた現今では、分界は所有の標識となつた。垣根といふこと、境界といふことは、地上は雲の上まで、地下は閻魔樣の腦天まで、俺のものだといふ所有の標識となつた。

垣根にも千種萬樣で、鐵、コンクリート、煉瓦、石、などは嚴めしく、板、生垣、竹などはありふれてゐるが、板でも松を見越しに灯も淡き黑板塀や、萩を支へた四目垣などは風流であり粹である。低きあり高きあり、コンクリート造りに矢來格子の鐵門があるかと思へば、あるやなしやの木竹まじりに、男結びの繩目も太き伏屋の垣根もある。從つて垣根の如何は、行人さへその家の奥まで打算的に見て去る。

街の一角を占領した一富豪の、丈餘のコンクリートの垣を見上げて、「刑務所の塀のやうだ」と獨語してゐた男があつた。刑務所の垣根には、一般的な垣根の觀念より、もつと大切な隔離といふ固い役目があるのだ。そしてこの固い垣根の中に營まれる總べてのものは、釋放後、雨垂れの落窪が垣根代りをする都會地や、跨げるやうな低い垣根、拔け潛りの出來る垣根でも、他人の權益を尊重して越さぬ樣に、自己を修養練磨してゐる修養場なのだ、教育場なのだ。

これまで間違つて越した垣根、食ふために越えたといふ垣根、誘はれて越えたといふ垣根、恨みから、怒りから妬みから越して來た垣根を、之れからの社會生活には決して越すものかと、力一ぱい、根限り、修養してゐる所なのだ。實際刑務所は、越えてはならぬ垣根を越えた者のみの修養場なのだ。

去る司法記念日に當所で、全國でも珍らしい、保護者會が安東所長の發案で催された。二日間に亙つて、百九十人かの保護者が、靄々裡に收容者と面接してゐる情景は不平もなく、不滿もなく只感謝あるのみであつた。親と子と、妻と夫と、兄と弟と、將た知人と垣根なしの談合を得て、兩者の感謝は、社會的にも、保護の上にも大きな役割と收穫を得た。收容者も、保護者も感謝して泣いてゐる者も多かつた。何時もと比べて緩和された制限から、話しにくいことまでも話し合つて、心と心の結び合つたことが何よりの收穫であつた。去るに當つて受付子の前に叮重に禮を述べてゆく收容者の、父母、兄姉、妻子、知人等々、そして色々と後事までも教誨師に託してゐる眞劍な顏、刑務所と社會と高い塀はあつても、垣根を越して結び合ひは、刑務界に聲を大にして誇つて見たい。收容者と保護者の間には兎角高い垣根が圍されてゐ

刑政第51巻第5号
矯正図書館

るものだ、それがこの催しで、すつかり除かれた。晴れやかな感謝は實際日本晴だ。

コンクリートや赤煉瓦の高い垣根は、自己を防衛するには宜しいけれども、他を同化する力に乏しい。安東所長赴任以來十三尺の高塀の咽喉笛ともいふべき表門は開かれて對社會の感情をよくした。ケラの穴一つない高塀に、大穴をあけて自由に出入の出來る樣にした、言ひ換へれば覗けるやうにしたのだ。垣根の爲めに對立する事例は社會には澤山ある、高塀に穴をあけた安東所長は「話せば判る」といふ信念の人だ。

チラホラと覗けば奥の見える垣根は、覗きのぞかれる、その間に、知らず識らず、互に結び合ふ機會が得られるものだ。齒刷子をくはへて垣越しに、「お早やう」と言葉を交し、垣を挾んで、天下を論じ合ふことの出來る、田舍の垣根が思ひ出される。結局、垣根は防禦と標識の二つの目的に本來の意義があるやうだ。

細い下水や、雨だれの落窪を標識とする市街地には、垣根といふ設備は無くとも、「お隣り」といふ越え難い垣根のあることを忘れてはならない。

## 國民の主食改善問題

——胚芽米と七分搗米の優劣——

非常時の國民保健の問題に關聯して最近白米廢止が各方面で叫ばれ、實踐運動も各地に起されてゐるが、白米を廢止した場合何をもつてこれに代へたらよいかゞ論議の的になつてゐる。

最近問題になつてゐるのは無砂の七分搗と胚芽米のいづれが適當かといふ點であるが、專門の學者間にも意見が區々で一致した結論に到達してゐない。二者の優劣についての學者の說を紹介すると大體次のやうになる。

まづビタミンの含有量から見ると米の中に殘存してゐる種類はBであるが、これには1と2とあつてB1の殘存率は胚芽米を一とすれば七分搗米には二・五乃至三・五あるといはれてゐる。ビタミンB1は脚氣豫防の榮養素として重要なものである。B2は發育に大變必要な成分であるが、これは糠の部分に多く胚芽には極めて少ない。從つて糠を殘存してゐる七分搗には含まれてゐるが、胚芽米には殆んど存在しない。次に繁殖に關係のあるビタミンEであるが、これは明かに胚芽のみにあつて糠にはない。

ビタミンと外の成分や吸收率を比較してみると兩者の相違は殆んどない程度で、最後に味の點であるが、これは各人の嗜好によるのだから一概にどちらがよいといふことはいへない譯である。只ここで注意しなければならないのは、胚芽米の中には僅かに二〇%程度の胚芽しか殘存してゐないものを、堂々と賣り出してゐることで、この程度では脚氣豫防には何の效果もないといふことである。



# 作業の栞

## 洋材缺乏のためブナ材進出

これまで室内洋家具としては輸入材のラワンをはじめ鹽地、栗、楢、櫻、胡桃などが主材として用ひられてゐたが、時節柄輸入材は入手困難となり、また内地材はあまり蓄材が豐富でないために、これらに代はるものが要望されてゐる。そこで新たに家具材としてブナが登場してきたが、この性質、將來性等を一應研究して見よう。

ブナ(山毛欅、掬)は溫帶に生育する潤葉樹の一種で、我國では南は九州から北は北海道南部に至るまで極めて豐富に見られ、その量は約五億石といはれてゐる。國有林四百廿萬町歩のうち三分の一はブナが占めてゐる有樣で、その前途は洋々たるものがある。それにも拘らず從來ブナが顧みられなかつたのはブナ材が伐採後丸太にしてから加工するまでの間に非常に腐朽したり變色したりすることが激しかつたのと、加工後に材に狂ひが來やすいといふ理由によるもので、大部分は薪炭材料に供されてゐた。

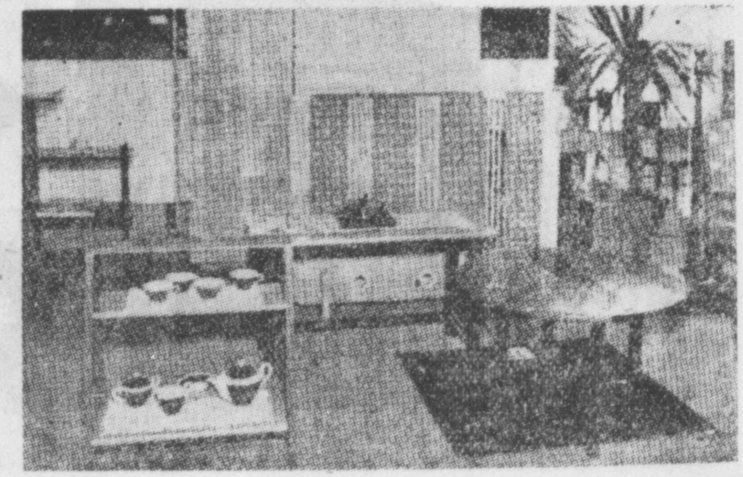

(寫眞はブナ材を使用した客間セット)

ところが研究の結果、右の缺點は先づ伐木後丸太の木口に特殊な藥劑を塗布することによつて腐朽變色を防ぐことが出來るやうになり、また材の蒸煮及び人工乾燥を完全に行ふことによつて狂ひを防止すると共に、材の色澤をも增すことが可能になつた。その結果最近建築用材としてブナを使用することが多くなつたが、家具に製作しても木肌の斑紋が非常に面白く出るし、色艶にも雅致があり、硬からず柔らかすぎず工作も容易であるから、高級品への進出は將來大いに期待されてゐる。

刑政第51巻第5号
矯正図書館



## 日本間向の洋家具試作品

日常生活の能率化を覘つて日本間に洋家具を入れ、從來の坐る生活から腰かける生活に轉向しつゝある家庭は益

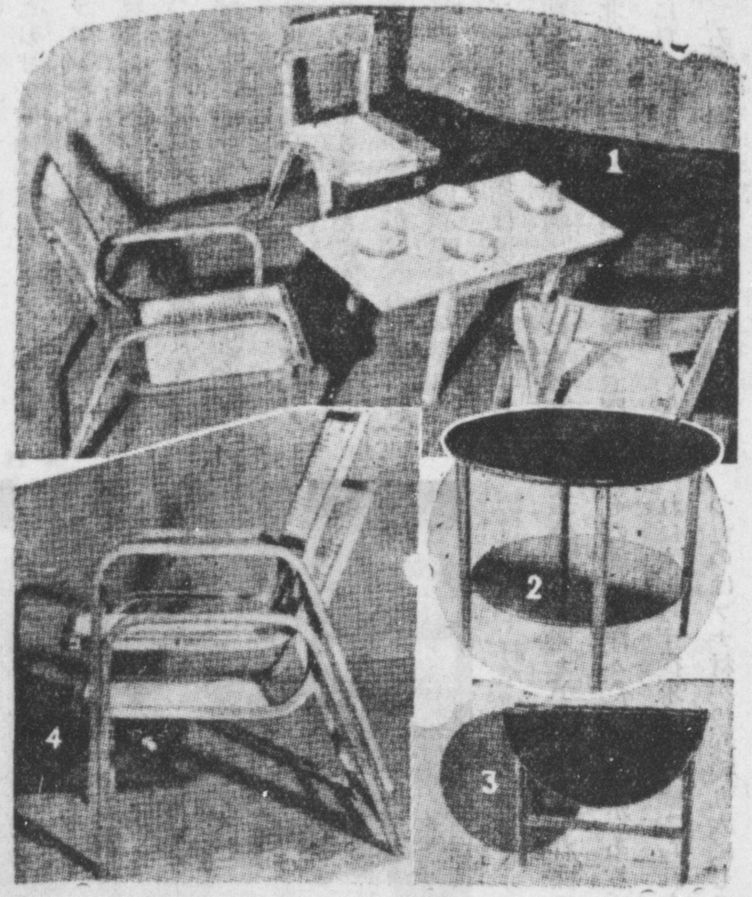


益多くなつてゐるが、日本間に洋家具を入れる場合は、次の諸點を考慮に入れなければならない。

一、日本間は一室の單位が洋間に較べて割合小さいこと

二、疊敷きであること

三、構成材料が輕快であること

四、和室は時々その用途に流動性を要求されること

などの條件から大形の家具や張りぐるみの重い家具、または移動し得ないやうなものは都合が悪い。從つて日本間向の洋家具は構成がごく輕快で、素材が日本間の構成材料に調和するものでなければならないし、室内の面積を有效に活用するため、不用の場合は適當な場所に納め必要に應じて數の增減も自由な、つまり折疊、分解、伸縮の出來るものでなければならない。たとへば前頁の寫眞(一)のやうに甲板を伸縮して茶卓から食卓へ變化させることが出來るもの、寫眞(二)、(三)のやうに分解して移轉、運搬に便利なもの、寫眞(四)のやうに同種類のものを組重ねて





收藏に大きな面積を必要としないものなどが賞用されるわけである。

前頁寫眞(一)は甲板を折り重ね半廻轉すると半分の面積になる茶卓、寫眞(二)(三)は下の棚をとり脚を廻轉して二つに疊むと甲板も二つに疊める卓子、寫眞(四)は積重ねの出來る椅子、いづれも工藝指導所の試作品である。

## 復古味ゆたかな洋家具

洋材の輸入杜絶で洋家具は日本の木を使ふことゝなつたが、同時に最近の復古趣味から古木を用ひて骨董的な味を出すことが流行してきた。

寫眞はその一例で古い水車をこはして造つた洋家具セット(松材)である。松は質がやはらかく木脂が多いので殆ど最近用ひられなかつたものだが、古い材ならこれらの缺點も幾分補はれるし、見たところも床しい時代味を漂はして好ましい。水車の車軸の跡の四角な穴をそのまゝ生かし、水車材の肌を少しも加工せず自然のまゝの感じを出してゐる。テーブルの上は青苔の色がそのまゝ殘つて、何十年もの間に木目にしみ込んで優雅な色を呈してゐる。寫眞のセットは九點合せて二百四十二圓五十錢、實用より趣味のものである。

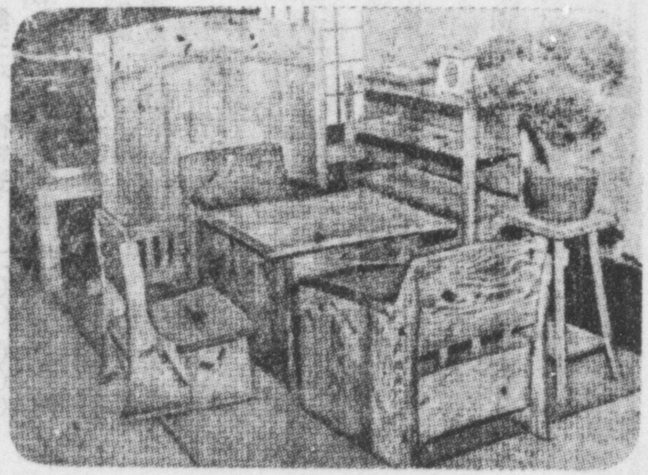

## 聾者の作業能率

聾者の職業問題は戰傷者とも關聯して各方面で最近注目されてゐるが、今春開かれた日本應用心理學界でも、この問題が提出論議されてゐる。從來聾者に適する職業と目されるものは手工業等の極めて小範圍な部分にすぎなかつたが、最近では可成の範圍まで擴げられ、ある職業では常人以上の作業能率が擧ることが實證された。東京市立聾學校土井友次郎氏の調査では、設計製圖、寫眞製版、電球仕上工、染色捺染工、精巧機械組立調整工、精練工その他に適して居り、仕事をのみ込ませるには手數がかゝるが一度覺えると常人より注意力が一點に集注するだけに精密な仕事には殊に能率が良い由である。

矯正図書館

# 切抜帖より

## 司法省關係追加豫算

昭和十三年度追加豫算中司法省關係は左の如くである。

歳出經常部

第一款　司法本省　六、九七二

第一項　俸給　三、八一七

第二項　事務費　三、一五五

第三款　刑務費　六、五五七、〇〇八

第三項　收容費　六、五五七、〇〇八

司法省所管合計　六、五六三、九八〇

歳出臨時費

第三款　思想犯罪防遏特別施設費　四三七、二八五

第一項　俸給　九、一一二

第二項　事務費　二二八、一七三

第三項　機密費　二〇〇、〇〇〇

第五款　臨時刑務費　三八二、三九四

第二項　事務費　三八二、三九四

第十款　司法省制度調査委員會諸費　一五、〇〇〇

第一項　司法制度調査委員會諸費　一五、〇〇〇

第十一款　恩赦執行費　一七六、〇〇〇

第一項　恩赦執行費　一七六、〇〇〇

司法省所管合計　一、〇一〇、六七九

——（官報三月二十九日）——

## 斷法制定の可否を諮問

優秀日本民族保持の大目標の下に精神病撲滅から斷種法へと進んだ厚生省優生課では目下全國病院を動員して精神病の遺傳性を集計中だが、これと共に本省では廿二日午後一時から斷種會議を開き我國の民族優生學界精神醫學界の最高權威者約廿五名の參集を求め、斷種法制定の可否を諮問し、その答申により當局の態度を決定することになつた。右斷種會議には三宅鑛一博士、帝大教授田宮猛雄博士、松澤病院長内村祐之博士、帝大教授小野清一郎博士、臺北大教授永井潛博士、東北大教授木村龜二博士、大審院檢事正木亮氏等我國民族衞生の最高知識が出席、役所側から豫防局長高野六郎博士平井優生課長等列席、厚生省から

一、斷種法は實施すべきや　二、實施するとせばその方法如何

と云ふ題目から決定する筈であるが、



去る十一日も日本精神病院理事會を開いた結果、斷種法は原則的に賛成の旨答申して居り、當日は大體斷種法制定には賛成するがその方法につき强制か任意かにつき議論沸騰するものと見られる。厚生省ではその結論により直に法律案作成に着手し六月末完成する日本精神病者大系の結論と照し合せその範圍を決定することになつてゐるが、右會議は縣案の斷種法を制定するか否か、この種のものとしては未曾有の大會議だけにその答申は極めて重視されてゐる。

——（都四月十三日）——

## 横濱刑務所の人事相談部

横濱刑務所は所内に『人事相談部』を新設、岡本看守長、平田教誨師、新宮部長外看守二名が專屬して千二百六十名とその家族のよき相談相手になる一方、釋放者の職業紹介等にまで愛の手を擴げ「明朗刑務所」の實を擧げてゐる。殊に日支事變の影響によつて飜然改悔した受刑者等はいづれも身の前科をかこち、せめて特務機關としても國家のお役に立ち度いと右採用方を依頼する者が殺到、陸軍省人事局でも彼等の衷情を知り欣然願書を受付けると同時に同局補任課長が試驗官になつて『更生の特務機關』の實現に務めることになつた。

又罪のために懲兵檢査を受けなかつた若い在監者は出所のあかつき立派に國民の義務を果したいと願ひ出で、一方その家族も同樣の希望を相談部に持ち込み、こゝにも軍國日本の姿がしのばれる。しかし相談部員の一番苦手は離婚問題で最近も未決の收容中の夫に對して「騙された結婚」解消の訴に及んだが、面會を許され男の更生誓言と係官の慰撫でやさしい妻の心を取り戻し、女の力で夫の遷善改過を約束してゐる。

一方貧からの盗みで刑務所に繫がれた罪の父が『その日の暮しに事欠くのに子供を學校に上げる譯にはゆきません、第一着せる着物もなし鞄を買つてやることも出來ません』との妻の手紙を握り、入學延期方の手續を泣いて依頼したものがあつた。これなどは東所長のはからひで、出所後の更生資金として積み立てる賞與金を特に扶助料として送金を許すと共に、方面委員と連絡、この光のない一家救出に成功した。

再犯防止といふ大きな目的から刑餘者の職業斡旋にも乘り出したが、他刑務所の釋放者が京濱の軍需品工場を目指して流れ込む者多く、いづれも前科の二字に災され折角の機會に足踏みしてゐたが、その殆んどは相談部の努力により川崎鋼管その他に就職、揮ふハンマーで赤熱の鐵と一緒に己が良心を鍛錬し微笑ましい話題を提供してゐる。—（東朝神奈川版二月十二日）——

矯正図書館

## 變質少年の矯正法實驗

變質は不可變であるといふ『變質不可變說』は今日の精神學の根柢をなしてゐるが『變質可變論』つまり變質は變化させることが出來得るといふ學說並びに實驗の結果が昨年六月九段の東京少年審判所の成田勝郎醫學士によつて報告され學界にセンセーションを捲起したが、その後數回の實驗を重ねた結果變質變化の可能性が全く確實になつたので來月早々東大精神病科、少年審判所、多摩少年院、松澤病院、日本少年指導會の共同で精神學界の各權威立會ひで公行實驗が行はれる。この實驗は刺戟遮斷法による實驗で一變質者を一室に閉ぢ込め、廿四時間全く刺戟を與へないで置くと白痴の如くボンヤリとして來る、次に精神病患者のうちボンヤリした患者のみを集めて室內に同居させ少しづつ微かに刺戟を與へ、これには大體三、四日要するがこれだけで、性質、擧動、人相などに著しい變化を起して來る、このとき一、二ヶ月くらゐの急テムポの教育をほどこし常人に近づけて行くのである。この實驗は非常に困難でもし中途で方法を誤れば全く別の人間になつてしまふので細心の注意を必要とする、今回行はれる公行實驗では成田氏自身手を下さず立會人を指導して行ふことゝなつてゐるが、その結果は各方面から注目されてゐる。

審判所で成田氏は語る、「この實驗は生きた人間を被實驗體として性質を變化させるので色々この方面の諒解は手間どりました、變質は變化させ得るものといふことが分つて貰へたら本望です。」——（東日四月十三日）——

## 少年囚の性能檢査好成績

囹圄の少年に免役後適職を與へて更生させ再び罪を犯させないやうにするため福山市立職業紹介所では全國に率先して一昨年二月尾道刑務所へ入所してゐた少年囚五十名に對し性能檢査を行つて各人の長所短所を査べその結果にもとづいて職業輔導につとめたところ檢査當時入所してゐた少年囚は大部分免役となり實社會へ出てゐるが、いづれも與へられた職業を忠實に守つて眞面目に更生の途をたどり、再犯者は目下のところ一名も見受けられぬといふ好成績をあげ、性能檢査は今や職業輔導上最も重要なバロメーターとしてその効果を十分に評價せられるに至つた。——（大朝廣島版三月六日）——

## 重罪人の精神病的調査

精神病研究家として知られてゐる秋田腦病院長太田淸之博士は十二月赤十字支部病院で開かれた學會で『秋田縣における犯罪精神病』について極めて興味のある研究を發表した。この研究は昭和九年以來五ヶ年間太田博士が裁判所の依頼で本縣內に發生した精神病者の犯罪中重罪事件のみ二十五例の精神鑑定をしたのを基礎としたものである。

二十五例の犯罪の內譯は男二十二例女は三例で、女性の全部は早發性痴呆症であり、アルコオル中毒、低腦はなく、三例中殺人二例、放火一例で然もその手口は極めて殘酷であり、男性に放火が多く女性に殺人が多いのは注目される。

男性二十二例中放火は十六例、殺人及び殺人未遂は六例であるが、その中五例は早發性痴呆者で低腦は一人もない。また放火十六例中低腦者は五例、早發性痴呆者四例、他六例となつてゐる。低腦者は自分が馬鹿であることを多少自覺してゐるので直接一對一でブッかつてゆかず放火といふ間接手段に出るので、殊に本縣では放火を重罪と認識せず極めて輕い原因で放火してゐる。

右につき太田博士は語る——低腦犯罪者は全部中程度のものでした。非常な馬鹿は自分に與へられた侮辱を認識せず犯罪に到らない、輕い低腦者は刑罰の怖しさを認識して自己コントロールが行はれ犯罪に至らない。最も危險なのは早發性痴呆症で、自分の鑑定した二十五例の大部分が心神喪失、耗弱で刑の猶豫又は免訴となつたが、五名のみ入院して殘りは自家監置されてゐる事と思ふが、實に危險である。社會問題としてこれらの者は醫師の手に渡すべきだと思ふ。

——（東朝秋田版三月十五日）——

## 水戸刑務所に結婚媒介所新設

累犯の防止は先づ良き結婚からと受刑者達の結婚媒介部を開業した春の明朗篇——水戸刑務所兒玉敎務課長は釋放者の再犯を防止しようとこれが對策を研究してゐたが調査の結果、再犯者の八割は何れも未婚者で特に三十歳以上の婚期を逸した人が多く、家庭の溫みや責任等を味はつたことがないため自然に放逸に流れ酒色に陷つて再び犯罪を重ねてゐる事實が明らかなので、四月一日から同刑務所內の人事相談所に結婚相談部を新設、釋放者の結婚媒介を行ふことゝなつたが、早くも釋放者達から非常に喜ばれ結婚申込が殺到する有樣に兒玉主任も大喜びで直にこの趣旨を栃木刑務支所に通じて賛成を求めたところ同支所でも妙案とばかり收容中の女性から希望者を募つたところ忽ち十七歳の妙齡から四十七歳の姥櫻まで四十六名の花嫁候補者が名乘り出たので善處方を希望してゐる。

矯正図書館

右につき兒玉課長は語る『釋放者の最も希望してゐたことゝ最も好い更生法とを考へたまでで今後は各方面と連絡、釋放者に好き配偶を世話したいと思つてゐる』

——（東朝茨城版四月八日）——

## 時局と犯罪

——鹿兒島縣下の調査——

鹿兒島縣刑事課では昭和十二年中縣下に發生した犯罪その他につき調査集計中であつたが、その結果は次の如くである。犯罪發生は一三、五八五件、檢擧一二、七三六件、未檢擧二、一〇二件で昭和十一年度に比すれば發生で七、六〇四件、檢擧で八、一五一件の減少となつて居り、時局柄一般の人心が緊張してゐるのを物語つてゐる。種類別に見れば、前年度に比し竊盜は一、五一二件の減で好成績であるが、詐欺は逆に二、〇九六件の増加をあらはし時局利用といふ怪しからぬ手合の發生を示してゐる。——（大朝鹿兒島沖繩版一月廿六日）——

## 朝鮮における治安維持法違反者激減

總督府警務局調査によれば昭和十二年に於ける治安維持法違反受刑者は總數百九十八名で、前年に比べると六十七名を減少し、また昭和八年に比べると實に約三分の一となり半島同胞の思想淨化を如實に示してゐる。

受刑者百九十八名中九割餘は初犯でその教育程度は初等教育六割二分、中等教育を受けたもの及び未教育のもの各一割六分、高等教育六分である。年齢別にみれば二十歳—三十歳のものが最も多く七割六分を示してゐる。次にその轉向狀態を調査すると百九十八名中九十六名は未調査で百二名の調査が終つてゐるが、この百二名中の七十二名はすでに轉向を誓ひ、あるひは轉向の見込確實なものといはれてゐる。

——（大朝朝鮮西北版四月九日）——

## 囚人に漁撈作業

——朝鮮行刑に新機軸——

受刑者の出所後に於ける經濟更生をはかるため全鮮各刑務所においては大工、指物工をはじめ種々の作業に從事せしめてゐるが、今回この作業範圍を擴めて漁撈作業を實施することゝなり目下法務局では具體案を考究中で、これが實現の曉は半島行刑施設上一エポックを劃するものと期待されてゐる。

漁撈作業は釜山、清津、海州など臨海所在の刑務所において實施し、漁夫出身囚人をこれに從事せしめ鰮、メンタイ、グヂ、タラなどの漁撈に從事せしめ、その化學的加工方法をも實施する豫定である。

——（大朝朝鮮西北版三月十二日）——



# 海外異聞錄

### ◇犬の裁判にその前科が問題

カンサス州トピーカ裁判所のウエルデル・ガーリングハウス判事は、最近犬の前科有無に關し新判例をつくり注意を惹いてゐる。トピーカの町に住むジョージ・フレミング家の愛犬ブラッキーはある日のこと同じくトピーカの市民ロイ・パケット君に嚙みつき、被害者は直ちにこれをトピーカ裁判所に提訴した。事件は前記ガーリングハウス判事係りの下に審理された結果、同判事はブラッキーがパケット君に嚙みついたといふ事實よりブラッキーが果して同種の前科を持つか否かを重大視し、結局ブラッキーの無前科が證明されてブラッキーは執行猶豫と決定、事件は遂に原告側の敗訴に歸した。但し今後ブラッキーが同種事件を起した場合は直ちにドッグ・ハウスに收容される筈であるが、この判決の結果トピーカの犬は少くとも一回だけは自由に人に嚙みつき得る權利を獲得したわけだ。

### ◇牢屋も住みよい

トルコのアドリアノープルの模範囚監獄では自治委員會が組織され、牢獄内萬般の事を處理することになつた。例へば囚人中から醫者を選び出し、之を衞生監督官に任命、炊事や衞生狀態などを視察させ、食事の行儀の悪いのや、寢相の悪い者などは叱りつけるといつたやうに、またマンドリン倶樂部やギター倶樂部も出來、圖書館も社交室も出來、文盲の老人には讀み書きが教へられるといふ組織で、これで牢獄の中でさへなければ中々住みよいワイと一同喜んでゐるとのことである。

### ◇午後四時は危險な時刻

人間の生活において、午後四時が一日中で最も「危險」な時刻だといふ意見を、實驗社會學者ハンス・フオン・ヘンチッヒ氏が米國社會學協會總會の席上發表して各方面の興味を惹いた。即ちフオン・ヘンチッヒ氏の統計的研究によると犯罪が最も多く行はれるのは午後四時であり、大革命などで朝早くとか正午頃に勃發したものは嘗てなく、全部午後四時頃に行はれてゐるといつてゐる。又家庭内の不祥事件の起る時刻を調べてみると離婚、婚約取消などは大抵午後四時頃にその端緒を發してゐる。また政治上の突發事件も殆ど午後四時頃に起つてゐる。そして、この不思議に符合する社會現象の原因についてはフオン・ヘンチッヒ氏は「大抵の人間の神經は午後四時頃に一番昂つてピリ〳〵するためだ」と穿つた說明をしてゐる。

### ◇犯罪の原因調べ

重罪監獄として有名なニューヨーク州シンシン監獄の典獄長ルイス・ローズ氏は過去二十五年間、あらゆる角度から犯罪者の研究を試みて來たが、最近次のやうな興味ある結論を發表した。即ち「犯罪の第一原因は怠惰である、犯罪者を調べてみると怠惰な人間が一番多い、次の原因は酒、背德から來る犯罪は第三位だ、賭博は青年犯罪の原因としては壓倒的ではない、又米國

矯正図書館

では近年犯罪者が激増したがこれは生活難の深刻化を反映するものである。

### ◇印度に初めての女裁判官

印度のトラバンカー州では今度同國最初の試みとして女子の裁判官を採用したが、榮譽ある初代裁判官に任命されたアンナ・チャンデイー夫人は今年とつて未だ三十二歳で、州内で初の女辯護士試驗に合格したほどの才媛である。そして夫君のチャンデイー君は依然として同州の警官を拜命中であると。

### ◇滿腹を知らぬ娘

チエツコスロヴアキアのプラチスラヴア感化院に盗みをした廉で一人の少女が引張られて來たが、この少女は未だ十二の子供ながら恐るべき胃の腑の持主であることが判つた。少女は或る官吏の家庭に生れたが生來の大食のため家を文字通り食ひつぶしてしまひ、家に食べるものが無くなつてしまつたので、しまひには近所近隣の臺所を荒し廻つてゐたところを捕つたものである。感化院で試みに食事を出してみると食べるわ〳〵、四時間にスープ五皿、ソーセーヂ二ポンド、林檎二十九箇、サンドウイッチ十二箇、鰯の罐詰四罐、菓子一ポンド、プデイング十箇をきれいに平げ、まだ物欲しさうな顏つきをしてゐるので流石の係官も呆れはて、父親を呼び出し今度は病院へ送ることゝなつた。

### ◇「ヒスとは何ぞや」に名答珍答

ベルリンで發行されてゐる大衆雜誌「コラール」誌が最近讀者に對して「ヒステリーとは何ぞや」との質問を出した所、男女各樣の回答が殺到したが、その中での傑作を紹介すると次の通りである。

一、ヒステリーとは、僕の妻にやつて貰ひ度くないものゝ全部だ

一、ヒステリーとは、欲するといふことだけ知つて何を欲するかを知らぬ人間の病氣である

一、ヒステリーとは、新しい帽子を買つてやらない時の、妻の膨れる狀態を言ふ

一、ヒステリーとは、小さなことに大騒ぎをする男の形容詞である

一、ヒステリーとは、夫を持たぬ女の罹るもの

一、ヒステリーとは、妻の見付からない男の罹るもの

一、健康な人間が自分は病氣ではないかと考へる時、彼又は彼女は既にヒステリーである

一、自分の病氣に關心を持つ男はヒステリーである

一、ヒステリーとは、自分の戴なることを隱すために醫者が好んで用ひる常套病名である。

### ◇珍妙泥棒日記

最近チエツコスロヴアキアの首府プラハで稀代の外套泥棒が捕つた。この男は名前はヨゼフ・マセック、年は三十六歳、料理店やカフエー等を根城に働く外套專門の泥棒であるが、とある料理店で一事務員の新調外套をかつぱらつたのが運の盡きで警察にあげられたが、警官が家宅捜索を行つて押收した彼の日記には何と次のやうな奇拔な記載があつた。

△午前十一時（二度目の朝食）絹裏付のスプリングコート（香水付）

△正午（料理店で晝食）冬外套（たつぷりはいつた財布付）

△午後四時（カフエーでお茶）冬外套

△午後八時（料理店で夕食）スプリング



# 書道講座

高橋白鴎

## 書道の變遷（十一）

### ◇北朝の代表的諸碑

○張猛龍碑、この碑は六朝時代に於ける最も代表的なものである、楷書であつて、峻嚴なるその書風、健勁なるその用筆を見るときに六朝の面目を知ることが出來る。

○石門銘、風韻の高い高雅な楷書である、結構の雄大さ、運筆の奔放なること、眞に痛快極まる書風である、筆者は王遠と云はれてゐる。

○泰山金剛經、支那五山の一である、泰山の麓の經石峪といふ谷間の岩面に、金剛經三千字が刻されてゐる。この字は字經二尺餘もある大字で筆致雄渾にして古樸、實に天下の一大偉觀である。書者については確證はないが或は鄭道昭ならんとか、或は王子椿ならんとか、いふ人もある。

（寫眞は張猛龍碑の題額）

其の外、高貞碑、敬使君碑、中兵靈廟碑、等も著名の碑である、其の他、北碑の中で優れてゐるものは多數あるが、紙面の都合で後日にあげることにした。

康有爲は、廣藝舟雙輯に曰く。「太和の後、諸家角出、奇逸は則ち石門銘の若きあり、古樸は則ち靈廟、鞠彥雲の如きあり、古茂は則を暉福寺の若きあり、瘦硬は卽ち弔比干文の若きあり、高美は則ち靈廟碑陰、鄭道昭碑、六十人造象の若きあり、峻美は則ち李超、司馬元興の若きあり、奇古は則ち劉玉、皇甫驎の若きあり、精能は則ち張猛龍、賈思伯、揚翬の若きあ

矯正図書館

り、峻宕は則ち張黒女、馬鳴寺の若きあり、虚和は則ち刁遵、司馬昇、高湛の若きあり、圓靜は則ち法生、劉懿、敬使君の若きあり、亢夷は則ち李仲璇の若きあり、莊茂は則ち孫秋生、長樂王、侯太妃、溫泉頌の若きあり、豐厚は則ち呂望の若きあり、方重は則ち楊大眼、魏靈藏、始平公の若きあり、靡逸は則ち元詳造象、優塡王あり、諸碑を統觀するに、群玉の山に遊ぶが如く、山陰の道を行くが若し、凡そ後世有る所の體格備はらざるなく、凡そ後世有る所の意態亦備はらざるなし矣。

凡そ魏碑隨つて一家を取るも、皆體を成すに足る。盡く諸家を合すれば、即ち美を具ふと爲す、南碑の綿麗、齊碑の逋峭、隨碑の洞達と雖も皆涵蓋渟蓄、其中に蘊す、故に魏碑を言へば、南碑及齊、周、隨碑なしと雖も亦不可なし」と豐富な語彙を惜氣もなく使つて北朝の碑を譽めちぎつてゐる。

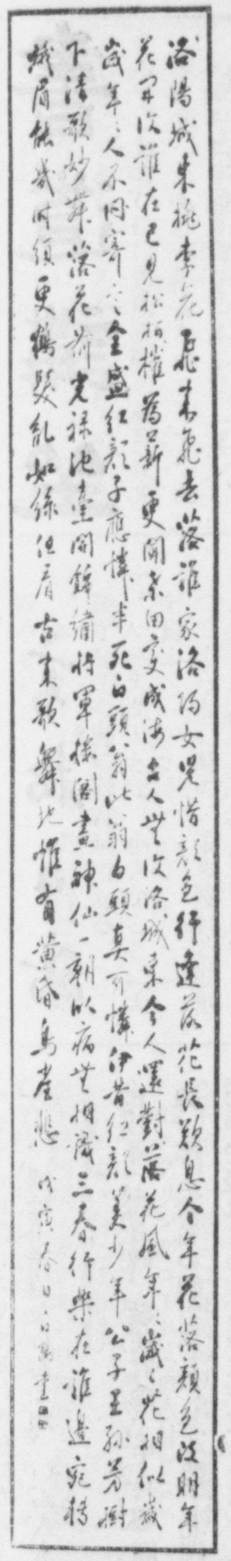

## 第一回　競書募集

一、半紙、書體隨意一人一枚づつ

一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚づつ

應募作品は審査の上批評をなし成績順に氏名發表す。優秀なる作品は寫眞掲載す。

應募作多數のときは級位を設けて審査を爲す。

第一回の募集なるにつき會員は競ふて應募せられたい。

一、發表、六月號發表

### 添削規定

一、清書封入の封筒に刑務協會員と朱書し、裏面に所屬刑務所名及び住所氏名明記のこと。

一、清書は本誌書道欄手本によること。但し會員の自由揮毫も可。

一、添削は一ケ月二回、一回に半紙五枚迄とす。但し條幅の場合は一回に半折一枚一ケ月に半折二枚までのこと。

一、清書は「東京市品川區西品川三丁目八百三十一番地　高橋白鷗」宛送付のこと。

一、清書送付の場合は必ず返信用封筒（自己の宛名を認め三錢切手貼付）を同封せられたし。

一、右封筒を入れし書狀は第一種郵便となるに付二十瓦毎に四錢切手貼付のこと。

一、添削料は本會員に限り無料。



（楷書手本）

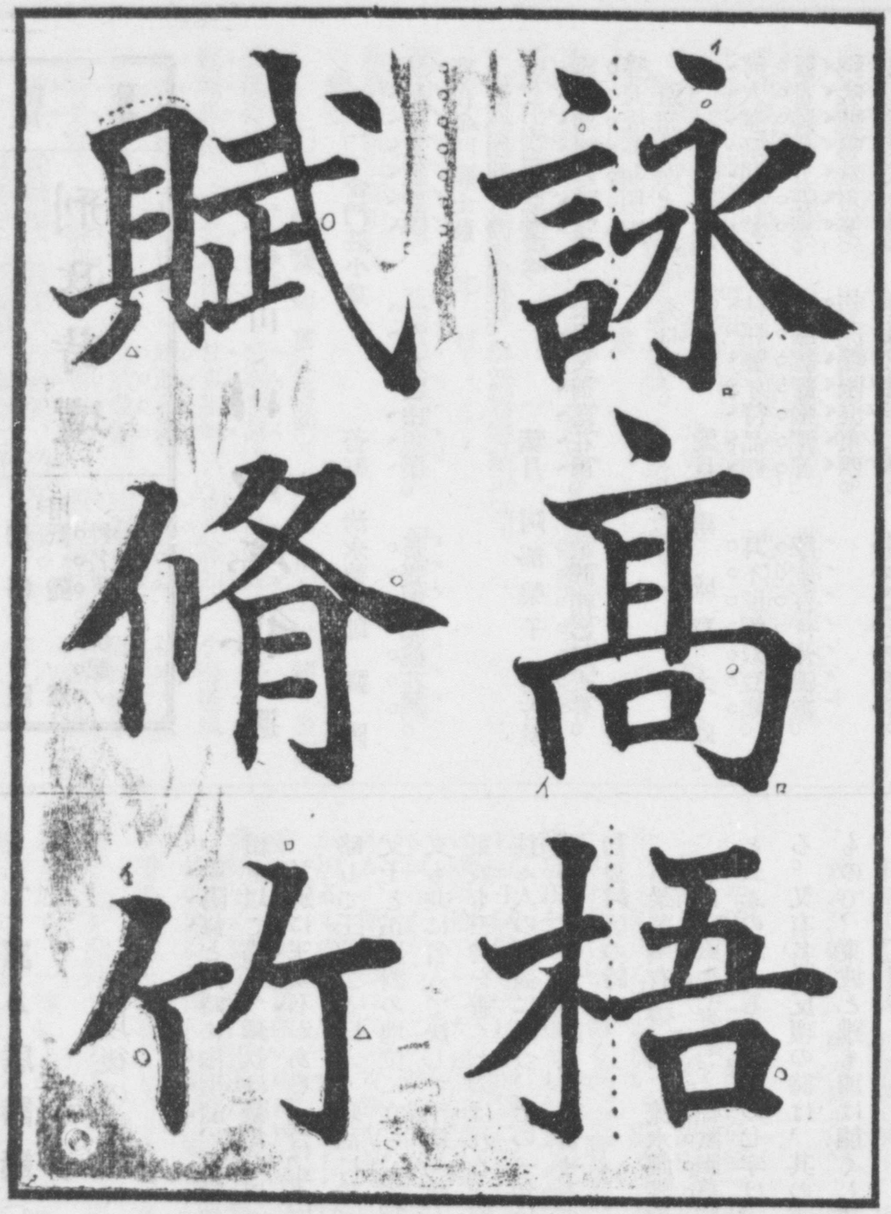


詠高梧賦脩竹

詠言扁の右側を揃へる、イの筆を充分上から、ロの筆はグツト下に止めて靜かにはねる、ハの筆は長くならぬやう、○の間に注意。

高イの筆を心持ち下げて止める、ロの筆はあまり下げない、○の處せまくならぬやう。

梧扁と旁との間に注意、○の終筆はきつちりと結ぶ。

賦扁の點線のところ巾せまくかく、△の筆は短かい筆であるが、ぐうと筆力をゆるめずに、○の筆は內側の畫とピツタリ付くやう。

脩○の筆長くならぬやう。

竹イとロの筆はあまり斜にならぬやう、○の筆は左外によせて、△の筆は右外によせてかく。

刑政第51巻第5号
矯正図書館

毎月募集

# 刑政詩壇

〆切　毎月十日限
用紙　隨意
姓名雅號併記ノコト

## 雪山　川田瑞穂　選

□金門莊小集　苔軒　清永德太郎　福岡

脉脉東風欲艷陽。一江水暖白魚梁。群賢對酌桃花酒。
春在金門高士莊。
清興如覩。讀去神往。

□堤上漫吟　葉月　阿部榮子　名古屋

垂柳眉舒綠映空。長堤又着落花風。放眸帽影釵香外。
啼鳥聲頻斜照中。
造語綺麗。不失閨秀口吻。

□雜感三首　愛日　南成章　大邱

何人擱筆問昌黎。佶屈聱牙待品題。耳不聞雷双豆塞。
眼都障霧五花迷。文峯縹緲猶翔鳳。學海汪洋漫測蠡。
狗吠驢鳴殊可笑。新開藝圃混東西。
由來詩派欲分難。漫道王儲李杜韓。强半元粗兼日俗。

## 嵓々居詩話（十二）

### 唐以後の詩風（五）

歐陽修と同時に梅聖兪、蘇舜欽の二人がある。聖兪は精緻を以て鳴り、舜欽は豪雋を以て勝つてゐる。

又別に王安石がある。號は半山、荊國公に封ぜられたので略して王荊公と曰ふ。政治に於ては歐陽修、司馬光、蘇東坡父子と正反對の地位に立ち、姦物の稱を得たけれども、詩も文も共に名人で決して千篇一律と云ふことなく、此の點は東坡も三舍を避くと云はれる。好んで古人の案を飜へし、往々人の意表に出づ、その一句に十數日を費やしたと云ふ點から考へても詩文に刻苦せるの狀は想見せられる。

初夏村居の詩に、

石梁茅屋有ニ彎碕一。流水濺濺度ニ兩坡一。
晴日暖風生ニ麥氣一。綠陰幽草勝ニ花時一。

と云ふのがある。結句の七字は古人未だ道破せざる所である。又有名な反覆の詩は、其の才氣の縱横なるを證すべきもので、東坡と雖も或は能くし難き所であらう。

反覆詩



無非島瘦與郊寒。高山雅頌奇誰賞。下里巴人調獨彈。
瓦缶爭鳴鍾呂寂。採風不復到騷壇。
荀子生當王道衰。力排思孟意何爲。縱然立說依宣聖。
未免焚書誤李斯。五十金懸民信賞。九千字識吏爲師。
武靈變服新騎射。門閉深宮月上時。
命意堅卓。措辭偉麗。非胸畜萬卷。則不能着隻字。
第二首七八。洵是詩壇現狀。當慨以慷也。

□春畫

芸窓風暖日如年。一局殘棋一炷烟。清晝無人深院靜。
滿身花影枕書眠。
意匠陳套。無一警策。然語語穩貼可誦。

□春日江村

滿汀楊柳醮晴川。萬頃烟波連碧天。習習春風吹不斷。
漁翁欲懶白鷗眠。
畫致。

□名賢贊百首（承前）　雪山　川田瑞穂　東京

改遙作空。一字神全。帝賜褒辭。才同樂天。小野篁
鸞翔鳳翥。擅名草書。日東張旭。古今誰如。小野道風
忠忱敍情。長章短句。雄渾雅麗。萬葉翹楚。柿本人麿
剿除權姦。摸仿唐制。文武兼備。相器命世。藤原鎌足
異朝受官。世疑其心。三笠山月。照出誠忱。阿部仲麿

訂誤　前號第二頁第六行穩妥、穩妥之誤。
同第十二行歸雅、歸鴉之誤。

泊雁鳴ニ深渚一。收霞落ニ晚川一。柝隨風斂レ陣。樓映月低レ弦。
漠々汀帆輕。幽々岸火燃。壑危通ニ細路一。溝狹遶ニ平田一。

○

田平遶ニ狹溝一。路細通ニ危壑一。燃火岸幽々。輕帆汀漠々。
弦低月映レ樓。陣斂風隨レ柝。川晚落霞收。渚深鳴雁泊。

少しも無理な處がない。驚くべき手腕である。

唐詩は含蓄があるが、宋詩は別に一機軸を出さんとし、縱横自在を以て得意とした。その傑出せる者が東坡である。彼は進士試驗を受けんが爲に都に上つて來たが、時の試驗官は歐陽修であつた。唐は詩を以て人を採り、宋は文を以て士を試みたから、この時の問題は論文であつたこと勿論であるが、歐陽修は其の文章を見て舌を卷き、素晴らしい秀才が居るものだと思つた。併しこれ程の名文の書ける者が田舍から來た受驗生の中に居る筈がない。これは屹度自分の愛弟子の曾南豐に相違ない。これを第一等にしては世間から依估贔負と譏られる。可愛想だが二等に下げてやらうと、一番の文章を二等とし、二番の文章を一等にして置いた。扨て蓋を開けて見ると驚いた、その二等に下げられたのが東坡で、一等に上つてゐたのが南豐であつた。これには流石の歐陽修も面喰つたのである。

（川田瑞穂）

刑政第51巻第5号
矯正図書館

# 選歌しつつ（二）

大翼

次に萬葉集の形式上の大きい特色は、わが國語を寫すのにすべて漢字の音訓を假りてゐることである。いはゆる萬葉假名といふのであるが、その漢字の用法がまたすこぶる區々で、きはめて自由放膽であるから、時代の下るにつれて、これを國語音に讀み回へすのに大きい困難を伴ふやうになり、その訓み方や意味の解釋が、現在でも學者によつて異つて居る歌がいくつもあるといふありさまである。

たとへば、漢字をその訓で用ひた場合があり、音で用ひた場合があり、訓と音とを混用して居る場合もある。また訓を用ひた場合にしても、正訓、義訓、約訓、借訓、など區々の用法があり、虚訓などといふ用ひざまもある。今一二の例を示すと、弓を（ユミ）、珠を（タマ）、鹽を（シホ）と訓むのは正訓で、あるが、金野を（アキノ）、高山を（カクヤマ）とよむのは義訓で、朝明を（アサケ）、飽浦を（アクラ）、磐余を（イハレ）、荒磯を（アリソ）とよむのは約訓、荒城を（アラキ）、相市（アフチ）、などよむのは借訓、また青頭鷄を（カモ）、向南を（キタ）とよみ、蜂音を（ブ）、十六を（シシ）――猪――と讀ませる如きは虚訓と稱せられるものである。

こんな具合であるから、いはゆる萬葉假名の用法といふものは、自由自在で、その上、字音の方にも正音と略音との二つがある。たとへば阿伊宇衣を（アイウエ）、加奇久氣を（カキクケ）とよむのは正音の方だが、アイウエに安印雲延を用ひ、カキクケに汗吉君計を用ふるのは略音の方である。

以上の如くで、萬葉集は漢字の音訓を自由に、いはゞ記號的に聯結して國語の表現手段として居るのであるか

## 毎月募集　刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月十日限
用紙ハガキ一葉三首

## 選

一　高松香蘭生

苗代にかへ入れし水澄み行きていくつも大き足跡深し

二　岡山田中春太郎

童らののこして行けるまゝごとの皿に蟇の子遊びてゐたり

三　滋賀和田不二斗

曇り來て春日やうやく暮れむとす鷄摑かまるゝ聲近々と

秀逸

○　青森一

けはしかる將來のたつきをおもひてはこの囚人のさみしむらしき

○　岡山田中春太郎

朝床に目覺めて居れば思ひなし樋つたひ來る禽のあしおと

○　同人

溫みゐる赫き田水に蟇の子ら繁に生れつゝなにごともなき

○　函館船木たゞを

恩給のつきし夜なり寛ろぎてわがたらちねの母に猪口さす

○　岐阜櫻子

さみどりにもゆる芝生の陽炎に下駄ぬぎためて子等遊び居り

佳作

○　甲府澤登

をりふしに來るたよりこそ樂しけれわが故郷の妻子事なし

○　久留米M・H

はした女にからだ靠たせて來たる客何處の櫻に飲み痴れにけむ

○　岡山田中春太郎

水に降る春雨を見ればゆくりなしたらちねの亡母を思ひわが居り

○　同高野

冬籠りの蟇這ひ出でゝ庭先の泉水のべに大きく息せり

○　京城今府劉一

柿色の獄衣の袖を嚙みさきつつ何きほふらむあはれ狂囚

○　高知高月

青々と麥の芽伸ばし田甫道夕陽光りてバスの行くみゆ

○　岐阜加藤しのぶ

しみじみと土のかほりのなつかしく今朝草花を鉢に移せり

○　名古屋祥子

反古紙を捨つる惜しみてうつしたり一輪ざしの山櫻花

○　岡山田中春太郎

雨の水輪かぎり知られず緋鯉住む池に春陽の薄照りにつつ

○　新義州長瀬キクエ

春めきし浮世の風をともしまむとらはれ人は長き一日に

○　三重無恙柳

空霞む中に雲雀の聞えけり寫生終りて學生あふぐ

○　下關登喜與志

刑政第51巻第5号
矯正図書館

ら、讀みにくいとは言つても、これを主として字音（それも漢音と呉音とを混用して居る）だけによつて居る古事記や日本書紀の歌謠の佶倔難解なのに比べれば、まだまだよみやすいと云へるのである。

後代の歌に比べて、萬葉の歌の特長とされる點は、その風態が素朴で自然で自由であることである。この時代はまだ歌の作法とか規格といふ如き形式上の拘束がなかつたし、當時の人はおほどかに蒼古な時代の空氣を背景として、悠揚迫ることなき生活を營んでゐたから、小悧巧で末梢的な近代人とちがひ、歌で何うならうといふやうな娑婆氣などは毫末もなかつた。（この項つゞく）

×

香蘭生君の一首は觀照の深さ、手法の確かさ、圖ぬけて優れて居る。次位の田中君もおもしろく、牧歌的な匂ひがほゝゑましい。三位の和田君、下の句の把握は素晴しく巧みだ。全體に今月の歌は進んで居た。

春の陽は小川の底にさしてとほり白々澄みて小石光れる　山口石崎如林

○しめやかに降る春雨に朱の色の鳥居美し霧島の宮　京城今府劉一

○瓦斯哨の報せかまへてゐる間は逸る思ひに立ちつ居つをり　長崎後田齊鼓

○凱旋の友を圍みし圍爐裡べは戰地ニユースにしばし賑はふ　小菅兼平義郎

○春淺く冷雨をつきて御旗護り野ゆき山ゆく將士おもはる　名古屋森川牧山

○塵敷ける庭の小池の水溫み息吹く鯉の腹白く見ゆ　三重半風子

○おちぶれし故郷の家に人は居ねど今年も咲きぬ山櫻花　名古屋高島明峯

○城影をみだして子等の石投げの果つるともなし芽柳の下　大邱余古寸知

○新築の座敷の障子皆明けて皐月若葉の風賞でにけり　八王子西海武

○春雨にひと夜うたれて散りにけり昨日ただへし八重櫻の花　札幌來生忠次

○靜修女學校卒業式に參列して君が代をうたふよき日の校庭にさきそめにけり梅のひともと　咸興岡元舜水

○苦しかる今日の勤勞もことなくて終へしよろこび神にをろがむ　久留米M・H

○あれこれとうはさして待つ停車場に白衣の人をのせて汽車つく　山形白旗莊主人

○雪深き谷の細道橇引きて丸太木運ぶ北國の人



## 羽白鴨など

花蓑

ゆるやかに瀬田へ流れぬ羽白鴨　いばら

琵琶湖上には澤山の鴨が浮いて居るのですがその群れを離れて一羽の羽白鴨が瀬田寄りの方に浮いてゐます、特徴ある羽白鴨は遠くから見てもそれとすぐ見分けがつきます、よく見るとその羽白鴨は少しづゝ流れてゐます、瀬田川の流れに引かれて瀬田の方へゆるやかに〳〵流れるともなく流れてゐるのです。

琵琶湖の景觀をくど〳〵と叙した文章よりもこの一句によつて琵琶湖の情趣を豐かに傳へてゐます。

雛贈る兄の子になりたる吾子に　省一

兄の養子にやつた自分の子供に雛を贈るといふ隨分複雜な事柄をこの句は手際よく言つてゐます、之れを「兄の子になりたる吾子に雛贈る」としたのでは說明に墮して情感を失つて了ひます、「雛贈る兄の子になりたる吾子に」だとで十二の曲折ある調子が却てその情感を傳ふる效果を齎らしてゐます。

お茶の會あるらし緣の陽炎へる　利双

毎月募集

## 刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十日限
用紙官私製葉書

花蓑選

飢挿せば翡翠飢を掠めけり　滋賀大津いばら

ゆるやかに瀬田へ流れぬ羽白鴨　同

飢挿のはるかに見ゆる丘に來し　同

挿す飢に鳰の漣ちら〳〵す　同壽美

綿入の囚衣かなしも鎖せる　同

岐れ道いづれを行かん花馬醉木　同

讀みにくき母の手紙や草の餅　三重小野其蜩

新廳舍昔のまゝの柳かな　同

野遊びや道を塞げる肥車　福岡進藤了風

草摘の一人は士手にかくれけり　同

參道の杉の並木や日傘行く　熊谷關朴舍

二荒の社の前のほとゝぎす　同

今宵より父と寢る子や春灯　滋賀和田不二斗

后雛入江たか子に似たるかな　同

籬もる日影明るし蕗の薹　小菅甘樂句

矯正図書館

障子に日が當つて緣側に陽炎が立つてゐます、障子の内には茶會の催しがあるのですがつゝましやかな物靜かな氣配が察せられるだけです、「あるらし」と言つたところにその趣が感ぜられます。

寢るときも腹にまきをり抱き種　杜童

抱き種といふのは體溫によつて種の胚芽を助ける爲に腹卷か何かに入れて肌身につけて抱いてゐることでせう、私は抱き種をすることをこの句によつて初めて知つたのですが寢るときにも腹にまいて寢るといふので慈母の赤子に於けるが如き情味が感せられます、種を蒔くにもさうまでするといふのはお百姓に取つては一つの苦勞でせうがさうした尊い苦勞を思ふと敬虔の念を懷かされます。

何べんも座り眺めぬ雛飾　秋石

雛を飾つて雛壇の前に座つて眺めてみると内裏樣の冠が少しかしいでゐるとか五人囃の一人が少し離れてゐるとかしてゐるのでそれを正して又座つて眺めてみる、さうして滿足のゆくまで何べんでも飾り直しては座つて眺めてみるといふのです、一々座つて眺めてみるところに情味があります。

行列を離れて花の下に武者　金瓢

花見の假裝行列の中の武者に扮した一人が行列を離れて花の下に立つて休んで居るのでせう、花の下に立つた武者が群衆の目

藪かげに西日を受けて蕗の薹　同竹風
囀や花圃の手入に日もすがら　同
風土記に名もなき寺や花祭　宇和島今津　賴風
雛の客ひとり子つれて來ましけり　同
庭に佇ち何やらさびし夕霞　同あき子
遊覽機比叡の頂すれ〳〵に（無季）滋賀　同
遊覽機影を落して春の湖　同迷羊
風花や入日殘れる近江富士　同
吾が庭は湖つゞきなり雪の比良　同深田五角
春風や日ねもす楠の葉が落ちる　釧路霧笛
肥舟の上り下りや春の川　同漁翁
韮の芽の赤く萠えけり灰の上　同星丘
雪折を起して五架木摘みにけり　同船風
夜櫻の闇間より笛聞えけり　奈良秋田みのる
足休むところに迷ふ櫻かな　金澤渡邊源太郎
いたづきの身にいん〳〵と花の鐘　岡山小坂一年生
馬曳いて歸るは誰ぞ朧月　神戸野村筍々子
春光やはぐくみ來つる鉢物に　三重橋本鷺城
卒業を待ちて渡滿の家族たち　小菅兎州
囀や城趾に旅人さまよへる　同鏡女
一畝は蕗の薹ある畑かな　同瞳帆
投入は何流か知らず沈丁花　同速水月蕗
灌佛會雨靜かなる石疊



には異彩を放つて見えたでせう。

老僕に尾いて歩くや羽拔鷄　虹九坊

この羽拔鷄は老僕を親のやうに慕つてゐるのです、老僕があつちへゆきこつちへゆきして用をして居るときにも羽拔鷄は老僕の行くところへ尾いて行くのです、鷄が歩くといふのはをかしいやうだけれども羽根の拔け落ちた軍鷄がよち〳〵と人間のやうに歩いてゆく有樣が想像せられてこの場合羽拔鷄の哀れにも滑稽な動作が眼に浮んで來ます。鷄が飼主の後を追ふことは珍らしいことではないでせうがそれが老僕と羽拔鷄であるところにこの句の情趣があるのです。

炭竈の口見えて居り登りゆく　牛後

山を登りつゝ上を見ると高いところに炭竈があつて竈の口がこつちを向いて見えてゐるといふのです、山といふ字が省略されてゐますがその表現が要領を得て居ります。

風吹いて刎る秤や藁かける　杜童

お百姓が藁を賣るのでせう、藁が嵩ばつてゐるので秤にかけると風が吹き當つて秤が刎る、風の爲に妨げられながらも嵩ばつて扱ひ難い藁を秤つてゐる情景が面白く出てゐます。

踏青や槍も穗高もまだ白き　同よしを
春曉や北には蝦夷の山かすむ　同陽村
青き踏む堤登れば廣き川　同無事
枯枝の多き櫻となりにけり　熊谷栗城竹穗
濯ぐ人釣する人やうらゝかに　滋賀樋口柏葉
鷗とぶ海ひろ〳〵と初鰊　函館船木たゞを
早春の日の色さむし涅槃塔　釧路筍雄
芽柳の青みそめけり遠目にも　長崎後田青蕨
一望の野に咲く櫻々かな　八王子逸山
馬の子のいきる河原や草萠る　大分自宙
洋車夫ゐねむり居りて長閑なり　滿洲治雄
灯れば雛簪のゆれてをり　松山土居草雨
母いづこ父いづこにぞ月今宵　甲府澤登
春の水柳の下を流れけり　大邱南松太郎
張り物や餌をはみこぼす籠の鳥　山形村山翠水
遠山に白雲浮いて夏淺し　宮城高子
春雨や三井寺下の茶屋にあり　滋賀山田杣仙子
陽炎や馬の銅像もゆるやかに　大阪北騎
お玉杓子一むれ黑き淀みかな　宇和島井上白露
夏服や氣もすが〳〵しペンをとり　當春
葉となりて櫻は松にかくれけり　沼津三浦繁樹
開扉して文庫の櫻咲きにけり　岡崎小森苔生子
短夜や今シーズンの晝夜勤　三重高橋一筆
蕗の薹書院の松の下がくれ　前橋花山
城門を見上ぐる人や花の雲　小菅高知高芝鬼灯

矯正図書館

## 敍任辭令

二月一日
從七　看守長　葛原勇一郎（奈良）
同　同　牧野料（大阪）

二月四日
勳八　同　渡外三郎（奈良）

三月一日
正六　保健技師　平川浩一（小菅）
同　同　曾川良貞（豐多摩）
從六　教誨師　岡田教准（長崎）
同　同　脇坂澄晃（札幌）
正七　教誨師　藤川慈學（高松）
同　保健技師　大澤讓（松本支）
從七　同　玉置馨（熊本）

三月九日
勳八　看守長　安東荒喜（橋通支）
同　同　野並勝治（神戸）

三月十五日
正六　所長典獄　東邦彦（横濱）
從六　支所長典獄補　延原簡一（浦上支）
同　所長典獄　米倉忠治（松山）
正七　看守長　柴田雄治（北區支）
同　少年所長典獄補　鈴木英三郎（岡崎少）
從七　看守長　高橋武雄（北海少）

三月十六日
釧路支所長　支所長典獄補　宮古友次（福井支）
福井支所長　典獄補　田中克己（福岡）

三月十九日
保健技師（神戸）九級　保健技手　野村雅宏（宇都宮）

三月二十三日
福岡　看守長　公文勇（名古屋）
名古屋　同　渡邊勝巳（浦和支）
看守長　四七　看守　菅野勘六（豐多摩）

三月二十五日
死亡　四級　看守長　野村金松（三重）

三月三十日
願免　七級　同　福田弘（靜岡）

三月三十一日



看守長（三重）四七　看守　松隈獅郎（神戸）

四月一日
從七　司法屬　榎本高義（行刑局）
同　看守長　船津敏（福岡）
正六　支所長典獄補　宮古友次（釧路）
兼新川支　保健技師　安田正一郎（函館）

四月六日
勳六　同　平川浩一（小菅）
同　教誨師　吉留義憲（同）
同　同　東山惠雄（德島）
同　所長典獄　武藤亘（高知）

四月九日
願免　七級　看守長　松井菊次郎（京都）
看守長（京都）九級　看守　矢島忠雄（小菅）
川越少　看守長　野原達二（名古屋）
看守長（名古屋）十級　看守　川崎敏雄（岡崎少）
同（東京拘置）九級　同　金澤公一（東京拘置）

四月十五日
願免　五級　作業技師　原三郎（川越少）

## 朝鮮

一月三十一日
任本府屬七級　看守長　先本恒輔（金山浦）
法務局、行刑課　看守長　椿井三郎（全州）
金山浦支所長　同　中川一二（元山）
全州　看守　犬山重助（西大門）
任看守長十級
元山支所

二月一日
正六　典獄　戸次有德（公州）
從六　同　森田敬一（咸興）
同　同　栗本眞一郎（海州）
正七　教誨師　澤野彰（西大門）
同　典獄補　今井新次郎（金泉）

二月四日
勳五瑞　典獄　藤村喜一（大田）

二月二十五日
四等、正六　典獄同　人（大田）

二月二十六日
四級俸願免本官（特賞略）典獄同　人（大田）
五級俸願免本官（同　）同　森田敬一（咸興）

任典獄六等七級俸　典獄補　今井新次郎（金泉）
金泉少年刑務所長　看守長　長谷場芳介（馬山）
任典獄補七等六級俸
馬山支所長
任典獄補七等七級俸　看、通　金　正培（大邱）
大邱刑務所
任典獄補七等八級俸　典獄補　小泉知朔（木浦）
咸興刑務所長
海州刑務所長　典獄補　本山庄一（清州）
任看守長十級　看守長　那須千浪（京城）
釜山刑務所
清州支所長　看守長　渡邊福藏（西大門）
公州　同　上久保梁一（大田）
光州　同　荒川睦馬（釜山）
大田　同　中村源二郎（光州）
西大門　看守長　鈴木園吉（仁川）
四級俸願免本官　同　清水義亮（公州）

二月二十八日

願免本官　典獄　今井新次郎（金泉）
同　典獄補　長谷場芳介（馬山）
同　同　金　正培（大邱）
任典獄七等七級俸　同　北島寅之助（開城）
開城少年刑務所長　看守長　芥川安壽（元山）
任典獄補七等七級俸
木浦刑務所長　看守長　森田久成（京城）
任典獄補七等七級俸
金泉少年刑務所長
新義州　看守長　速水宗一（西大門）
瑞興支所長　同　大石泉（大田）
馬山支所長　同　德永藤助（平壤）
平壤　同　澁谷力（鎭南浦）
鎭南浦支所長　同　遠藤讓也（新義州）
晋州支所長　同・　岡田德市（瑞興）
京城　同　青木茂（大邱）
免本官專任看守長六級　屬、看　和田義一（法務局）
大邱
任看守長十級　看　守　川波寅雄（開城）
西大門兼海州
元山支所長　看守長　栗谷豐喜（晋州）

二月十五日

正七　看守長　栗谷豐喜（晋州）
從七　教誨師　淺井暎雄（海州）

三月四日

任監獄通譯生兼看守長　看　守　金　壽福（元山）



十級、平壤　通、看　都　慶道（平壤）
金泉　看守長　井上隆義（安東）
安東支　同　緒方新（群山）
任看守長十級　看　守　井野勇（仁川）
群山支
大田　看守長　高山定一（金泉）
任看守長兼通譯生　通、看　金　允九（金泉）
四級、大邱

三月八日

兼任看守長　京城　本府屬　先本恒輔（法務局）
同　西大門　同　岩切好美（同　）

三月九日

任典獄補七等七級俸　看守長　栗谷豐喜（元山）
元山支所長

三月十七日

行刑課兼務　本府屬　和木正一（法務課）
法務課兼務　同　先本恒輔（行刑課）

三月十九日

六等正七七級俸　典　獄　堀江清次郎（清津）
五等從六五級俸　同　中田嚴一（全州）

三月二十二日

願免本官　典　獄　堀江清次郎（清津）
同　同　中田嚴一（全州）
全州刑務所長　同　戸次有德（公州）
任典獄八等九級　典獄補　森岡清治（群山）
公州刑務所長
任典獄八等九級　典獄補　本山庄一（海州）
海州刑務所長
任典獄補七等七級　看守長　古川三郎（春川）
清津刑務所長
任典獄補七等七級　看守長　佐藤榮次郎（京城）
群山支所長
四級願免本官　看守長　上條章（安東）
京城　同・　新井庄吾（西大門）
春川支所長　同・　塚原豐二郎（新義州）
安東支所長　同　桑野新六（釜山）
看守長十級新義州　看　守　楠野明（大邱）
看守長十級木浦　看　守　千葉次男（金泉）
同　九級大邱　同　川口定敏（開城）
釜山　看守長　諸岡龜吉（木浦）
屬兼看守長法務局京城　同　森永恒治（大邱）
大田　同　三輪秀人（清州）
清州　同　一ノ瀨明大田）

刑政第51巻第5号

矯正図書館

## ◇◇◇ 行刑統計 ◇◇◇

### 昭和十三年三月中入出監並月末在監人員 （△ハ減）

Prison Population during the Month of March 1938

| | 越員 | 入監 | 出監 | 現員 | 前月末日現在 | 前年同月末日現在 | 増減 前月比較 | 増減 前年比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受刑者 | 49,119 | 5,073 | 5,300 | 48,892 | 49,119 | 52,174 | △ 227 | △ 3,282 |
| 被疑者 | 164 | 1,362 | 1,327 | 199 | 164 | 439 | 35 | △ 240 |
| 刑事被告人 | 3,603 | 3,391 | 3,177 | 3,817 | 3,603 | 4,179 | 214 | △ 362 |
| 労役場留置者 | 392 | 703 | 603 | 492 | 392 | 604 | 100 | △ 112 |
| 乳兒 | 6 | 2 | 2 | 6 | 6 | 8 | 0 | △ 2 |
| 總計 男 | 52,430 | 10,265 | 10,131 | 52,594 | 52,460 | 56,489 | 134 | △ 3,895 |
| 總計 女 | 824 | 236 | 278 | 812 | 824 | 915 | △ 12 | △ 103 |
| 總計 計 | 53,284 | 10,531 | 10,409 | 53,406 | 53,284 | 57,404 | 122 | △ 3,998 |

備考　受刑者現員中ニ朝鮮人 男 2,288 女 8 人ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ次ノ如シ

| 國名 | 性別 | 受刑者 | 被疑者 | 刑事被告人 | 労役場留置者 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中華民國 | 男 | 48 | — | 23 | — | 71 |
| 滿洲國 | 男 | 1 | — | 1 | — | 2 |
| 露西亞 | 男 | 2 | — | 1 | — | 3 |
| 無國籍 | 男 | — | — | 1 | — | 1 |
| 總計 | 男 | 51 | — | 26 | — | 77 |

## 訓令通牒

（刑政第五十二號）

### ◇作業時間短縮試行延期ノ件依命通牒

（司法省行刑局　昭和十三年三月十六日）

昭和十二年九月一日行甲第九二〇號ヲ以テ標記ノ件依命及通牒置候處其後引續キ各所ニ於テハ緊急大量ノ軍需品製作ヲ引受ケ之カ爲反テ作業時間延長ノ必要ヲ生シ時間ト能率トノ關係ニ付繼續調査ノ必要有之候條時間短縮試行期間ヲ昭和十三年九月三十日迄延長相成度候

追テ延長期間ノ試行方法及調査事項ハ從前ノ通リ御取計相成成績報告書ハ延長期間終了後提出相成度候

### ◇自己ノ用途ニ使用セシメ得ル物品ノ統一ニ關スル件依命通牒

（司法省行刑局　昭和十三年三月十七日）

標記物品ニ關シテハ行刑累進處遇令第七十三條及昭和八年十二月行甲第一、八五四號ノ一並昭和九年二月行甲第一六五號ノ一依命通牒ニ基キ夫々實施相成居候處爾來其ノ施行狀況ヲ見ルニ各所區々ニ渉リ一般處遇上遺憾ノ點不尠之カ統一ノ要アルモノト認メ今般別表ノ通改正ノコトニ決定相成候ニ付テハ左記事項御承知ノ上萬遺憾ナキ樣實施方御取計相成度候

記

一、各所申請ニ依リ制限外トシテ既ニ認可施行ノモノト雖別表ニ定メナキモノハ之ヲ廢止スルコト

一、各級ヲ通シ別表ニ據ルヲ原則トスルモ既ニ許可セラレ現ニ使用中ノ物品ニシテ本改正ニヨリ使用シ得サルニ至リタルモノニ付テハ所長ニ於テ處遇上必要アリト認メタル場合ニ限リ之カ使用ヲ許シ得ルコト

一、移送等ノ場合前刑務所ニ於テ既ニ許可シタル物品ニ付テハ假令其ノ種類型品種等カ自所指定ノモノト異ル場合ト雖之カ使用ヲ禁セサルコト

矯正図書館

累進處遇令ニ依ル自己用途物品（○印ハ使用許可ノモノヲ示ス）

| 品目 | 價格 | 級別 一級 | 二級 | 三級 | 四級 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 石盤 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 石筆 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 石盤拭 | 三錢以内 | ○ | ○ | ○ | | |
| 半紙 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 鉛筆 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 封筒 | | ○ | ○ | | | |
| 圖書 | | ○ | ○ | | | |
| 毛筆 | | ○ | ○ | | | |
| 硯 | 五十錢以内 | ○ | | | | |
| 墨 | | ○ | | | | |
| 水書草紙 | | ○ | ○ | | | |
| 筆洗 | | ○ | ○ | | | |
| 雜記帳 | 二十錢以内 | ○ | ○ | ○ | | |
| 硝子筆 | | ○ | ○ | | | |
| ペン及ペン軸 | | ○ | ○ | | | |
| インキ | | ○ | ○ | | | |
| 吸取紙 | | ○ | ○ | | | |
| 算盤 | | ○ | ○ | | | |
| 萬年筆 | 三圓以内 | ○ | | | | |
| 繪葉書 | | ○ | | | | |
| 通信用紙 | 二十錢以内 | ○ | ○ | | | |
| カード | | ○ | | | | |
| 日記帳 | | ○ | | | | |
| 筆入 | | ○ | | | | |

矯正図書館



| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 墨汁 | 製圖用具 | 襯衣 | 袴下 | 敷布 | 枕覆 | 足袋 | 靴下 | 猿又、褌 | ゴム靴 | 地下足袋 | 草履 | 齒磨粉 | |
| | | | | | | | | | | | 五十錢以內 | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |





| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 齒磨楊子 | 石鹼 | 石鹼、容器 | 手拭 | タオル | ハンカチ | 塵紙 | 額縁 | 花瓶 | 盆栽及鉢 | 草花種苗及鉢 | 鏡 | 扇 | |
| | | 十五錢以內 | | | | | 一圓以內 | | 二十錢以內 | | 五十錢以內 | 十五錢以內 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ◎ | | | | | |
| | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | 横濱刑務所製品ニ限ル | | | | | | | ◎ハ少年ニ限リ許可ノコト | | | | | |

矯正図書館



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 團扇 | 十錢以內 | ○ | ○ | | | |
| 箸及容器 | | ○ | ○ | | | |
| 菓子及果物 | 一回七錢以內 | ○ | | | | 月三回以下トス |
| 櫛其他調髮用具 | | ○ | ○ | | | 女ニ限ル |
| 調髮用油 | | ○ | | | | 同 |
| 髮洗粉 | | ○ | | | | 同 |
| ワセリン | | ○ | | | | 同 |
| 腰卷 | | ○ | | | | 同 |
| ズロース | | ○ | | | | 同 |

左記物品ハ級別ノ如何ニ拘ラス之ヲ許可スルコト

葉書、切手、收入印紙、眼鏡、マスク、聽音器、義眼、義齒、義足、耳袋、耳掻、珠數（五十錢以內）、脫脂綿（女）、ガーゼ（女）、月經帶（女）

備考　一、以上ノ物品中金額ノ定メナキモノハ實用ヲ旨トシ可成低廉ナ品ヲ選フコト

二、累進處遇令第四十三條第七十一條ニ規定シアル物品ハ本通牒ニ依ラス許可スルコト





## ◇少年刑務所看守ノ佩用スル刀ニ關スル件依命通牒

（司法省行刑局　行甲第三一五號ノ一　昭和十三年三月十七日）

少年刑務所看守ノ佩用スル刀ハ少年刑務所看守服制ノ廢止ニ依リ一般刑務所看守ト同樣普通刀ト相成儀ニ有之候ヘ共少年行刑ノ特殊性ニ鑑ミ短刀ヲ佩用スルヲ適當ト被思料候ニ就テハ少年刑務所看守及少年受刑者ヲ收容スル特設刑務支所ノ看守ハ從前通リ短刀ヲ佩用スルコトニ決定相成候條右御了知相成度候

## ◇死刑執行報告方ノ件

（司法省行刑局　行甲第三七六號　昭和十三年三月三十一日）

死刑執行相成候節ハ爾今別紙書式ニ依リ報告相成度及通牒候

死刑執行報告

本籍　　職業

住所　　氏　　生年月日　　名

一、罪名

二、判決年月日及判決裁判所

（第一審ヨリ終審迄）

三、犯罪事實ノ概要

四、前科

五、死刑執行年月日時　　自午　時　分　秒　至午　時　分　秒

六、執行立會者氏名

七、執行狀況

八、本人ノ刑ニ對スル心狀

九、屍體ノ處置、引取人ノ住所氏名

十、生前家族又ハ親族知己トノ接衝狀況

十一、其ノ他參考事項

（遺言等アラバ其ノ寫添附ノコト）

刑政第51巻第5号
矯正図書館



## ◇行刑累進處遇令ニ依ル增菜竝入浴度數ニ關スル件

（司法省行刑局　行甲第三八五號　昭和十三年三月三十一日）

本年二月十四日行甲第一六〇號及同月十五日行甲第一六六號ヲ以テ標記ノ件依命及通牒置候處改正規定ニ基ク標記度數ガ從來ノ施行度數ヨリ減少シ其ノ結果新舊兩樣ノ處遇ヲ爲スハ事務煩瑣ニシテ實施上不便アルベキハ豫測ニ難カラザル處ニ候得共右改正規定ハ收容者ノ既得權ノ尊重ト處遇低下ニ伴フ衆情惡化防止ヲ基調トナシタルモノナルヲ以テ之レニ依リ處遇スベキハ當然ノ儀ニ候然レ共若シ即時一齊ニ新規定ヲ適用スルモ衆情ニ惡影響ヲ及ボサズ寧ロ客觀的情勢上支障ナシト思料セラルル場合ニ於テハ爾今認可ヲ要セズ其通直チニ施行相成差支無之候條之ガ實施ニ該リテハ萬遺算ナキ樣御留意相成度候

## 內閣訓令號外（昭和十三年四月四日）

## 昭和十三年度ニ於ケル豫算實行方ニ關スル件

昭和十三年度一般會計豫算及今囘ノ臨時軍事費追加豫算ハ時局ノ急需ニ應ゼンコトヲ期シタル爲努メテ緊縮ヲ旨トシタルモ尙其ノ額八十億圓ヲ超エ各特別會計豫算亦何レモ相當ノ增額ヲ示セリ即チ之ヲ過去數年間ノ狀況ト比較スルニ我國ノ歲計ハ大約三倍强ニ增加セルモノニシテ之ガ國民經濟ニ及ボス影響ノ至大ナルハ勿論現在及將來ニ於ケル國民負擔ノ增加ヲ來スコト多大ナルモノアリ依テ之ガ使用ニ當リテハ政府部內一統釐毫ノ微モ國民勤勞ノ結晶ナルコトニ思ヲ致シ此際特ニ左記條項ニ深ク留意スベシ

一、豫算ノ實行ニ當リテハ其ノ目的トスル所ヲ省察シ有效適切ニ經費ヲ使用シテ最モ能ク其ノ效率ヲ高メ所期ノ效果ノ達成ニ努ムルコト

一、經費ノ使用ニ當リテハ苟クモ放漫ニ流ルルガ如キコトナク釐毫ノ末ニ亙リテモ節約ヲ勵行スルコト

一、將來情勢ノ變化ニ伴ヒ不要ノ經費ヲ生ジ又ハ經費ノ一部ニ剩餘ヲ生ジ得ル場合ニ於テハ之ヲ使用スルコトナク經費ノ不用殘額ヲ生ゼシムル樣努ムルコト

一、豫算使用ノ方法ニ關シテハ金融、物資及物價ノ關係、經費ノ地方的分布狀況等ニ不斷ノ注意ヲ拂ヒ苟クモ國民經濟上惡影響ヲ及ボスコトナキ樣具體的方策ヲ講ズルコト




# 法學協會雜誌

第五十六卷　第五號　五月一日發行



◇論說
Service publicの概念について……東京帝國大學教授　横澤俊義
共同相續財產に就いて（三）……東京帝國大學助手　來栖三郎
「衡平と善」による裁判……東京帝國大學教授　宮田喜三郎

◇資料
社團法の改正に對するヘーデマンの提案……東京帝國大學助教授　山田晟
第七十三囘帝國議會審議法案一覽表

◇新刊紹介
ドンヌデュー・ド・ヴァーブルの刑法書……東京帝國大學教授　小野清一郎
新刊短評

◇學界消息
獨逸民法學界の展望……東京帝國大學助教授　山田晟
法理研究會記事「英獨の離婚法改正に就て」
民事訴訟法判例批評（一八九）……東京帝國大學名譽教授　加藤正治
行政法判例研究（一）……東京帝國大學名譽教授　濃部達吉
民事法判例研究錄（昭和一二年度・一二）……民事法裁判研究會



昭和十三年五月第三十八卷第五號

壹冊　金五拾錢
郵稅　金貳錢
一年分郵稅共金六圓

發行所　京都帝國大學法學會
發賣所　東京　有斐閣


# 法學論叢


論說・資料

室町末期における大名領地の成立……牧健二
チェコスロヴァキア國防法と其の法的諸問題……大西芳雄
ドイツ官房學的行政學の成立（一）……長濱政壽
儒帝新勅法第八號邦譯……田中周友
使用者賠償責任の基礎……清水金二郎

批評と紹介

逝きしイタリアの國際私法學者――フェドッチとカヴァリエリ……齋藤武生

〔民事法判例研究〕

『刑法に於ける本質直觀と具體的秩序思想』……佐伯千仞
土地所有權と侵害豫防請求權……田島順
理髮行爲と商法第二百六十四條第七號……大隅健一郎
船荷證券に記載すべき荷送人、船荷證券に於ける運送品の記載方法……大橋光雄
破產申立と時效中斷・損害賠償と破產手續……齋藤常三郎


雜報

研究會記事

刑政第51巻第5号　矯正図書館


# 法學新報

中央大學法學部門機關

第四十八卷　第五號　昭和十三年五月

大寶以前に於ける本邦律令……講師　植木直一郎
遲延利息を論ず……教授　岩田新
判例法主義の價値……教授　穗積重威
當座勘定取引の法律關係……小野正一

刑事判例研究
取締規則の效力範圍（草野豹一郎）——通謀者に依る加害の通告（吉田常次郎）
民事判例研究……民事判例研究會
調停申立の受理と訴訟手續の中止（黑川眞前）——競落許可決定に對する抗告と債權の存否（高橋靜一）——債權差押競合中の轉付命令と第三債務者辨濟の效力（岡村玄治）——耕地整理組合員に對する使用區域指定と妨害物の除却竝に之に關する訴權（梶田年）——宅地上の樹木の所有權取得と公示方法（吉田久）——恩給金の受領受任者たる地位の承繼に關する特約の效力（犬丸巖）
批評及紹介
近着外國雜誌法律論題要目

# 法曹會雜誌

第十五卷　第五號
昭和十三年五月一日發行
定價　金五拾錢

司法省構內　法曹會
振替口座東京一五六七〇番

○農地調整法に於ける司法法規……司法書記官　堀內信之助
○民法及民事訴訟法の部分的改正に就いて……司法書記官　梶村敏樹
○日滿司法事務共助法概說……司法書記官　高田正
○外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律に就いて……司法書記官　下村三郎
○第七十三議會審議法案一覽……司法省調査部
○司法事務練達の機緣……前大審院長　矢追秀作
○名判官物語（三十五）……前司法大臣　小山松吉
○八十億の豫算と日本の經濟……ダイヤモンド社主幹　野崎龍七
○法曹會決議　○大審院判例要旨　○新法令　○雜報



法律學叢書
第三十七編

# 法律における思想と論理

菊判總布裝
總頁四七三
定價四・〇〇
送料二二

## ——牧野先生還曆祝賀論文集——

新刊

我が學界の至寶牧野博士は、實に眼めて倦むことなき其の絕倫の精力を以て多年數多くの業績をわが學界に贈られたが、今や其の賀筵に更に此の論文集が本叢書の一として捧げらるゝこととなつた。論題は何れも現時學界の興味ある問題にして、尙附錄には博士の「著述自敍傳」とも目すべきものを親しく先生に御執筆を乞ひ其の「民法主要著作事項索引」等を編纂して收錄する等、周到なる本書の編輯者は並々ならぬ苦心を拂はれてゐる。敢て江湖の淸鑒を期待して已まぬ。

先生の還曆を祝して
——わが國の法律文化に對する先生の業績に付ての二三の省察——
經營秩序……後藤清
信義誠實則の適用原則……林信雄
損害賠償理論の發展……平野義太郎
法律行爲の解釋に於ける客觀主義……石川芳雄
契約に於ける傳說と現實……小林巳智次
——主として季節的漁業勞働關係に就いて——
法律學に於ける轉回と發展との論理……小林高記
——牧野先生に於ける權利の觀念の轉回と發展——
近代刑事思想發生史……江家義男
契約に於ける强制理論適用の限界……黑板駿策
企業法の生成……米谷隆三
——制度法學の一つの展開として——
ロンブローゾの生命……佐藤昌彥
——牧野先生のロンブローゾ論を中心として——
社會規範について……和田小次郎

附錄
わたくしの著述……牧野英一
牧野先生の民法主要著作の事項索引

東京・神田・神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

刑政第51巻第5号

法學博士 牧野英一著

# 重訂 日本刑法

下卷（各論）成る！（重訂版完成）

本書は博士の數多き著述中其の樞軸的地位に嚴然聳立する權威書にして、其の學問的價値については今更多言を要しない。即ち著者は汎ねく各國の立法例、內外諸家の學說、判例を引證して現行刑法を繞る諸問題を徹底的に論究せられ、斯法上の難問疑義は悉く論斷されてゐる。本版は最近の學說、判例、各國の立法竝に改正案等の新事實に基き一大改訂を施されたるものにして、之を舊版に比すれば內容に於て格段の擴充を來すと共に、外貌に於ても、從來全一冊なりしを改めて上卷（總論）、下卷（各論）の二冊となす等、全然其の面目の一新を見るに至つた。曩に上卷の發表せらるるや、果然各方面より好評聚中し、更に下卷の上梓を待望する聲は日々昂まつた。漸く稿成り玆に上・下兩卷の完成によつて江湖の渴望に應へ得るに至つたことを大いに欣ぶものである。

菊判總布裝上製
上卷 總頁七一〇 定價五・〇〇
下卷 總頁五〇〇 定價三・五〇
送料內地各二二

## 重訂版

牧野英一著 重訂刑事訴訟法 菊判總布裝 定價四・五〇 送料二二

東京・神田・神保町

有斐閣

振替口座東京三七〇番

## 編輯後記

◇春すでにして逝く。櫻若葉の蔭いよいよ濃かならんとして玆に事變下における第二回目の刑務所長會同の日を目睫に控ふるに至つた。眞摯にして熱烈なる會同員諸氏によつて刻下の行刑がいかに討議され、いかに發展せしめられるか、期待せらるるところは蓋し大いなるものがあるのである。

◇終りに編輯子として申し上げたい。それは故谷田院長閣下の追悼記を本號に載せさせて戴いて故人を偲び併せてその禮を盡す豫定であつたのであるが、準備に着手して以來さらに豫定以外にも多くの方々から寄稿の御申出があり、到底本號にこれを收めさせて戴くことができなくなつた關係上、御覽のごとく本號はこれを普通號とし、改めて若干の期間を置いて追悼號を編輯することにした一事である。

◇斯く多方面から種々の御申出を聽くことを得たのも一に故先生の遺德の然らしむるところと今更ながら敬仰の念に堪へざるものがある。大方の御助力を得て眞に故先生を追憶するにふさはしい記事を編輯したい意向である。尙編輯子より特に期限を切つて寄稿をお願ひし早速御諒承を賜はつた各位に對しては、此紙面を借りさせて戴いて玆に厚く御禮申しあぐる次第である。

（日沖生）

定價表

| | | |
|---|---|---|
| 一冊（稅共） | 金二十五錢 | |
| 六冊（稅共） | 金一圓五十錢 | |
| 十二冊（稅共） | 金三圓 | |

廣告料

| | | |
|---|---|---|
| 一等 | 一頁 | 金五十圓 |
| 二等 | 一頁 | 金四十圓 |
| 普通 | 一頁 | 金三十圓 |

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十三年四月廿八日印刷納本
昭和十三年五月一日發行
編輯兼發行人 東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地一 伊藤忠次郎
印刷人 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 大河內恭三郎
印刷所 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 刑務協會印刷所
發行所 東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地一 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

矯正図書館